

ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

区では、今年度改定した「杉並区総合計画（平成 27～33 年度）」「杉並区実行計画（平成 27～29 年度）」と整合性を図るとともに、医療介護総合確保推進法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の制定や障害者雇用促進法の改定など保健福祉分野を取り巻く環境の変化に対応するため、保健福祉分野の総合的な計画である「保健福祉計画」の改定案を策定しました。

その内容をお知らせするとともに、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、皆様のご意見を伺います。

【閲覧場所】

保健福祉部管理課（区役所東棟 3 階）、高齢者施策課（東棟 1 階）、子育て支援課（東棟 3 階）、区政資料室（西棟 2 階）、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館、福祉事務所、保健所、保健センター、ケア 24、区立保育園、区立子供園、児童館・児童青少年センター

（各閲覧場所の休業日を除きます。）

- ◎ 意見提出期間 平成 26 年 12 月 1 日（月）～平成 27 年 1 月 5 日（月）
- ◎ 意見提出方法 ハガキ、封書、ファックス、Eメールまたは、閲覧場所にある意見要旨に書いて、1 月 5 日（必着）までに以下の提出先へ。
区ホームページの電子掲示板に、ご意見を書き込むこともできます。
※なお、ご意見をお寄せいただく際には、氏名、住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）事業者の方は事業所の名称、所在地、代表者氏名をお書き添えください。
（個人情報については一切公表いたしません。）
- ◎ 意見提出先 杉並区保健福祉部管理課（区役所東棟 3 階）
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
FAX 03-3312-2197
Eメール hoken-kanri@city.suginami.lg.jp
- ◎ 区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/>
- ◎ 問合せ先 杉並区保健福祉部管理課
電話 03-3312-2111 内線 1344
※土日・祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分

杉並区保健福祉計画（案）

（平成27年度～31年度）

目 次

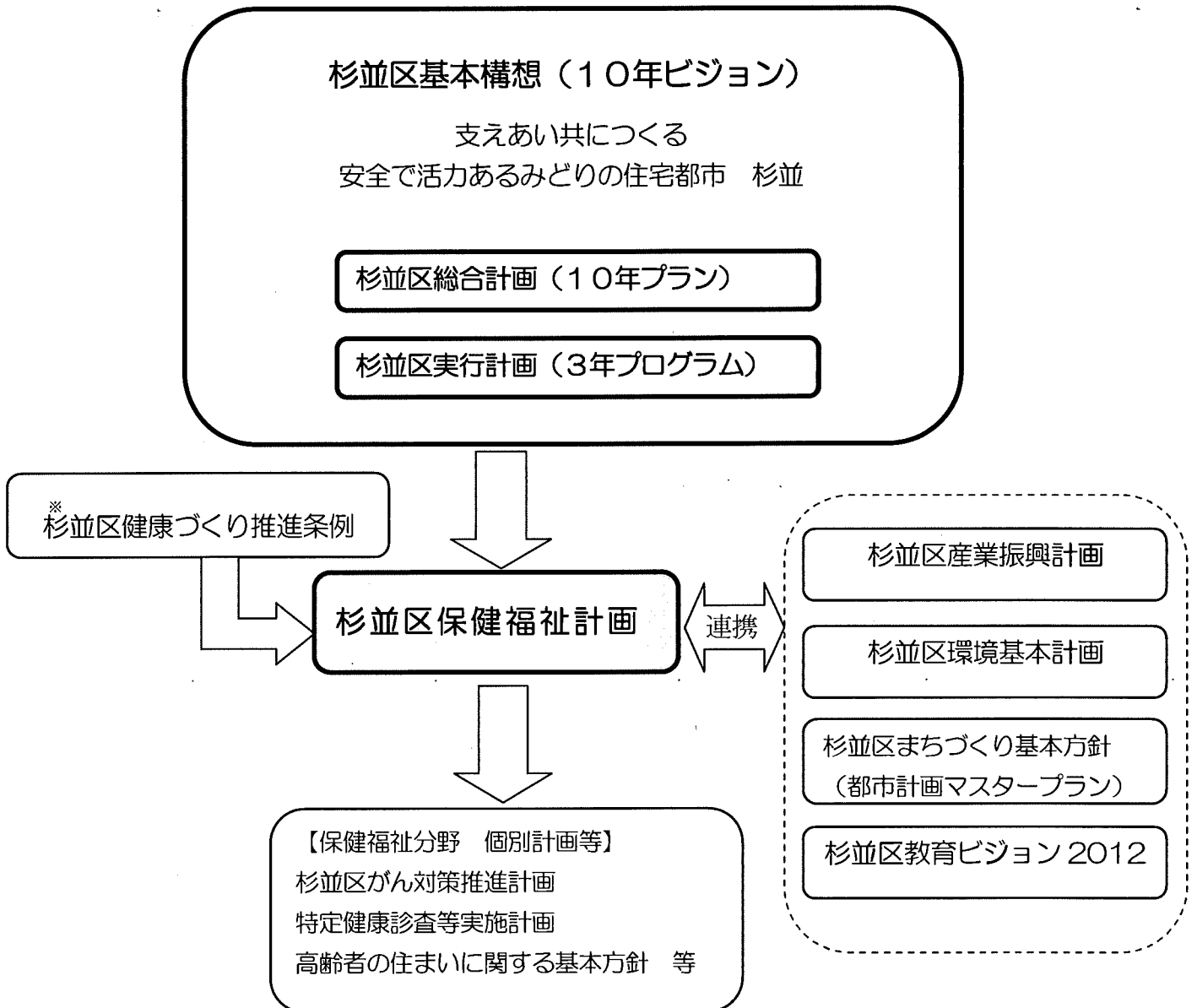
第1章 保健福祉計画の基本的事項	1ページ
1 保健福祉計画の目的及び位置付け	
2 保健福祉計画の性格	
3 基本理念	
4 計画期間と見直し	
第2章 計画改定の考え方	5ページ
1 計画改定の趣旨	
2 これまでの取組成果	
3 保健福祉分野を取り巻く環境と今後の課題	
4 施策を構成する事業の体系	
第3章 重点推進テーマ	16ページ
第4章 施策の展開	27ページ

第1編 保健福祉計画

第1章 保健福祉計画の基本的事項

1 保健福祉計画の目的及び位置付け

「杉並区保健福祉計画」は、杉並区基本構想（10年ビジョン）に掲げる5つの目標のうち、特に「目標4 健康長寿と支えあいのまち」「目標5 人を育み共につながる心豊かなまち」の具体的実現に向けた保健・福祉・医療施策に関する計画です。



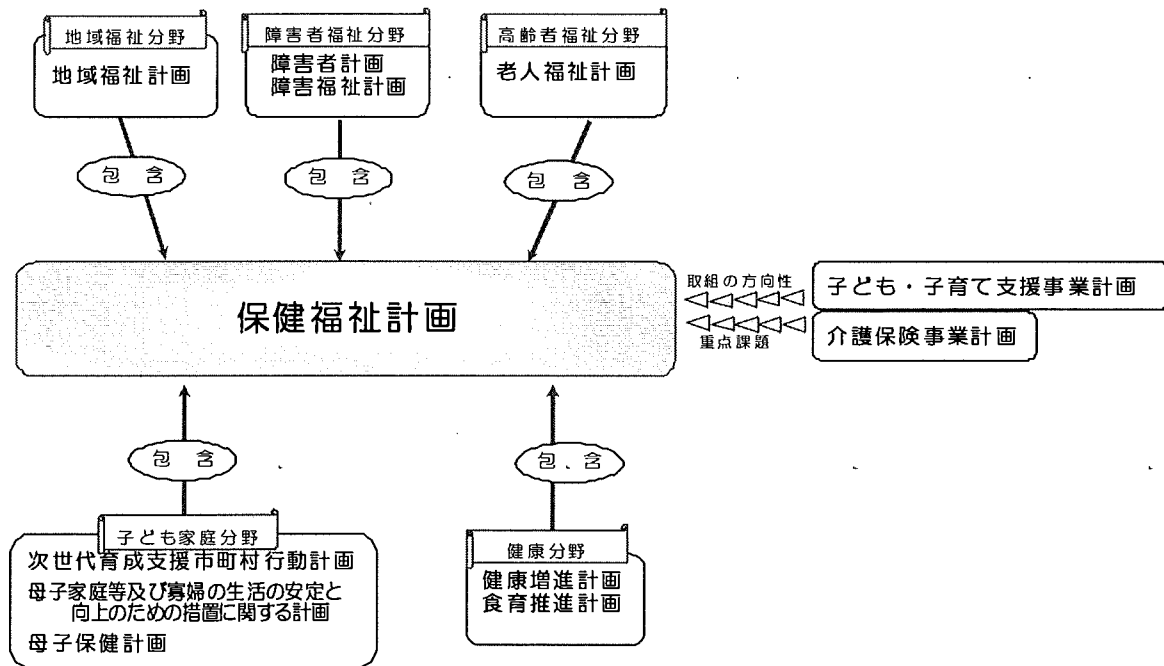
※すべての区民が、健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会を目指し、健康づくりを推進するための理念を定めた条例です。

2 保健福祉計画の性格

- 総合計画及び実行計画の施策をもとに、保健福祉分野の課題を解決するため、保健・福祉の取組の基本的な方向、施策、事業の体系等を明らかにするものです。
- 本計画には、現在の行政計画では実施規模等が確定していないものも含まれていますが、今後、行政計画改定時や予算の中に位置付けて実施すべき事業の方向性や保健福祉分野の中で優先的に推進する事業を提示するものです。
- 法に基づく次の計画のすべて、または一部を構成するものです。
 - ①地域福祉計画（社会福祉法）
 - ②障害者計画（障害者基本法）
 - ③障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
 - ④老人福祉計画（老人福祉法）
 - ⑤介護保険事業計画[※]（介護保険法）
 - ⑥次世代育成支援市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
 - ⑦母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画
(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
 - ⑧子ども・子育て支援事業計画[※]（子ども・子育て支援法）
 - ⑨母子保健計画（母子保健計画策定指針）
 - ⑩健康増進計画（健康増進法）
 - ⑪食育推進計画（食育基本法）

※は、一部を構成する計画

○保健福祉計画と個別計画の関係図



※ 本計画は、複数の個別の行政計画で構成されています。

※ 「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画」「介護保険事業計画」は、基本的考え方となる取組の方向性や重点課題などが本計画に盛り込まれています。

3 基本理念

本計画は、基本構想の3つの理念、「1安全・安心を確保する」「2住宅都市杉並の価値を高める」「3支えあい共につくる」を踏まえつつ、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を保健福祉分野において、次に掲げる基本理念のもとに実現します。

(1) 人間性の尊重

すべての区民が、介護や援護を含む日常の生活のあらゆる場面で、個人の尊厳を冒されることなく、自己の意思に基づきサービスの選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。

(2) 自立の促進

すべての区民が、個々の意欲と能力に応じて主体的に社会参加し、自己実現を達成することができるように必要な支援を行い、一人ひとりの自立した生活を大切にします。

(3) 予防の重視

すべての区民が、安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、機能低下や生活困難、健康危機などのリスクを軽減する「予防」の取組を重視し、個人の多様な生活様式に対応して、生活の質の向上に努めます。

4 計画期間と見直し

本計画の計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間とします。なお、3年ごとに改定するものとし、社会・経済情勢の大きな変化や国の方針など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には必要な見直しを行い、次の5か年を計画期間とする新たな計画を策定することとします。

第2章 計画改定の考え方

1 計画改定の趣旨

杉並区は、保育需要の更なる高まりや2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、平成26年3月に策定した区立施設再編整備計画の推進など、区政を取り巻く環境変化への的確な対応を図り、基本構想の目標実現に向けて取組を加速化させるため、平成26年11月に総合計画（10年プラン）、実行計画（3年プログラム）を改定しました。

また、保健福祉分野においても、医療介護総合確保推進法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の制定や障害者雇用促進法の改定など、環境が大きく変化しています。

こうした法改正をはじめとする様々な変化に対応するとともに、多岐にわたる区民ニーズに応え、より一層効率的で質の良い保健福祉サービスを的確に提供していくため、保健福祉計画を改定することとします。

2 これまでの取組成果

杉並区では、これまで平成24年度に策定した基本構想「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現を目指し、現保健福祉計画（平成25年度～29年度）の11の重点推進プランを中心に取り組んできました。

No.	現保健福祉計画 重点推進プラン項目	分野
1	災害時要援護者支援対策を進めます	健康分野 地域福祉分野
2	がん対策を推進します	健康分野
3	認知症対策を推進します	高齢者福祉分野
4	在宅療養支援体制を充実します	健康分野 高齢者福祉分野
5	地域の見守り体制を強化します	高齢者福祉分野 障害者福祉分野
6	要介護高齢者の住まいと介護施設の整備を進めます	高齢者福祉分野
7	障害者の地域生活支援を充実します	障害者福祉分野
8	障害のある子どもへの支援を充実します	障害者福祉分野 子ども家庭分野
9	妊娠期からの母子保健・子育て支援サービスを充実します	健康分野 子ども家庭分野
10	待機児童対策を推進します	子ども家庭分野
11	生活保護受給世帯などの子どもに対する支援を強化します	地域福祉分野

【健康分野】

災害拠点病院や災害拠点連携病院など区内の9病院と「災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定」を締結し、災害時の医療救護体制の確保に努めました。

また、平成25年3月に策定した「がん対策推進計画」に基づき、がん予防に関する知識の普及啓発に取り組むとともに、がん検診の自己負担軽減や電子申請による申込受付を開始し受診率が向上しました。

さらに、平成26年6月には、すべての区民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現に寄与することを目的とした「杉並区健康づくり推進条例」を制定し、今後の区健康づくり施策の方向性を明らかにしました。

項目	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
※ 自分は健康だと思う区民の割合	%	85.2	85.3	86.0	86.3	85.9
区民健康診査（特定健康診査）受診率	%	46.1	47.6	47.8	48.5	—
がん検診受診者数	人	87,946	90,250	98,601	98,741	101,772
※ 救急医療に安心感を持つ区民の割合	%	53.0	58.0	61.4	59.6	70.8
1歳6か月までに麻しん又は麻しん風しん混合予防接種を受けた割合	%	88.0	89.2	88.4	99.7	100.0

・がん検診受診者数は、喉頭がん検診受診者数を除く。

※出典：区民意向調査

【高齢者福祉分野】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」の養成を進めたほか、認知症コーディネーターの配置などにより、認知症を早期に発見し早期に専門医療につなげる仕組みづくりを進めました。

また、医療や介護に従事する関係団体をメンバーとする在宅医療推進連絡協議会の意見を踏まえて、医療と介護の連携「すぎなみガイドライン」、杉並区医療・介護関係者のための「認知症対応サポートブック」「がん関係機関連携用サポートブック」を作成するなど、在宅医療を担う専門機関同士の連携強化を図りました。

さらに、介護保険サービスを利用していない高齢者等を対象とした安心おたっしや訪問の実施、宅配業者等との覚書の締結によるあんしん協力機関の拡充、新たに民間事業者と配食サービスの委託契約を結んだことなどにより、地域におけ

る高齢者の見守り体制の充実を図りました。

介護施設については、公有地の活用や民間事業者への建設助成などにより、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど介護施設の整備を進めるとともに、区域外の特別養護老人ホームの整備に向け、国や関係機関へ働きかけました。

項目	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特別養護老人ホーム確保定員数	人	1,307	1,307	1,307	1,307	1,377
認知症高齢者グループホーム定員数	人	151	169	241	274	319
認知症サポーター養成数	人	1,610	1,127	931	1,816	2,106
サポート医による物忘れ相談	件	37	53	40	56	48
介護保険サービス利用者数	人	14,805	15,620	16,427	17,323	18,317

【障害者福祉分野】

障害者の社会参加の拡充を目指して、通所施設など日中活動の場の整備や移動支援事業の充実を図るとともに、ワークチャレンジ事業の拡充や杉並区障害者雇用支援事業団等との連携により就労・定着への支援を進めました。

また、障害者の地域生活の充実を図るため、障害の種別にかかわらず相談に対応する地域の相談拠点として、区内3か所に障害者地域相談支援センター（すまいる）を設置するとともに、相談支援全体のバックアップ等を行う体制を整え、相談支援機能の充実を図りました。

さらに、区有地を活用したグループホームの建設など基盤整備を図りました。

項目	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
相談窓口 (障害者地域相談支援センター)	所	—	—	—	—	3
年間新規就労者数	人	64	98	105	80	106
ホームヘルプサービス利用時間（移動支援含む）	時間／月	24,066	25,167	27,305	30,359	29,927
区内グループホーム数	所	37	40	39	41	42
施設入所者数（通勤寮を除く）	人	301	296	294	297	312

【地域福祉分野】

地域のたすけあいネットワーク（地域の手）への登録を勧奨するとともに、地域防災計画の改定にあわせ、災害時要配慮者支援対策について、災害時要援護者連絡対策協議会で関係者からの意見を聞き、行動指針を作成しています。

また、成年後見センター、苦情調整委員制度について周知等を図り、権利擁護や福祉サービス利用者保護の充実に努めました。

生活保護受給世帯や学習困難な家庭、ひとり親世帯等の中高生を対象に、学習支援と社会性育成のための居場所支援に力を入れました。

また、高校進学意欲を持つ中学三年生に対する学習環境整備の支援を充実させ、高校進学率の底上げを図りました。

項目	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
成年後見制度区長申立て件数	件	15	25	13	14	22
日常生活自立支援事業利用件数	件	131	152	161	169	163
苦情調整委員相談件数	件	16	23	28	18	14
地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者数	人	5,574	7,194	8,327	8,775	7,835

【子ども家庭分野】

妊娠期からのきめ細やかな相談や出産後のすこやか赤ちゃん訪問等を通して、親子の健康支援とともに、児童虐待の未然防止対策を推進しました。

また、増大する保育需要に対応するため、認可保育所を核とした多様な施設整備に加え、新たに保育総合相談窓口の開設や区ホームページ等による保育に関する情報提供の充実を図るなど、ハード・ソフト両面による取組を計画的に進めました。

さらに、保育と同様に需要が増加傾向にある学童クラブについても、学校改築に伴う校内学童クラブの整備や受入れ拡大が必要な児童館内学童クラブの改修等を実施しました。

また、発達障害等に伴う療育希望が急増しているため、発達に関する相談窓口を整備するとともに、児童発達支援事業所の開設を支援し、療育の機会の拡充を図りました。

項目	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
子育てを楽しいと感じる割合※	%	78.3	76.3	76.3	79.1	79.7
保育所待機児童数（各年度4月）	人	137	23	71	52	285
延長保育実施園数（公立・私立）	所	47	49	54	54	56
学童クラブ待機児童数（各年度4月）	人	17	20	52	44	70

※出典 区民意向調査

3 保健福祉分野を取り巻く環境と今後の課題

【健康分野】

平均寿命が順調に延伸する中で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされる健康寿命の延伸が大きな課題となっています。

国においては平成24年7月に、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（いわゆる「健康日本21」）を大幅に見直し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小など、健康増進を図るための基本的方向を示しました。

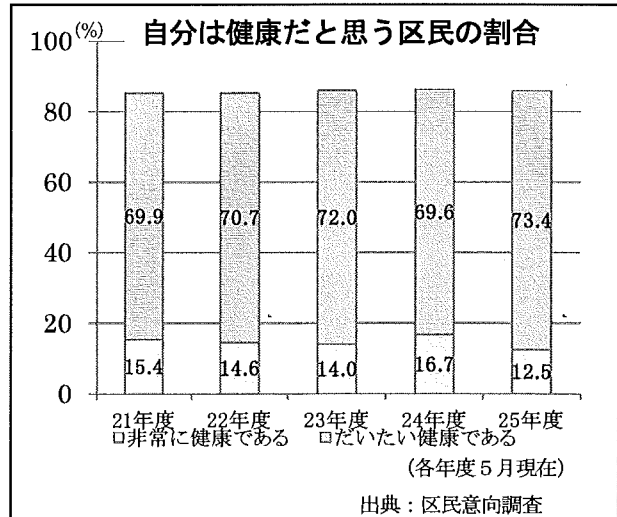
また、区においては、今後「杉並区健康づくり推進条例」を制定し、すべての区民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指し、健康づくり施策を総合的に推進していくこととしました。

そのためには、区が設定した健康づくりを推進するための目標及び指標を活用し、区民、事業者、関係団体及び区が連携・協働して健康づくりを推進していく必要があります。

こうした中で、がんについては、現在、区民の死亡原因の第1位で、患者数及び死亡者数は増加傾向にあり、今後も、高齢化の進展に伴い増加が想定され、区民の生活や生命に影響を与える重大な疾患となっています。がん予防やがん患者や家族への支援など、総合的・計画的ながん対策の推進が重要な課題となっています。

【主な課題】

- 生涯を通じた健康づくりの環境整備
- 疾病等の早期発見、早期治療、重症化予防等の推進
- ストレス対処、適切な休養等の心の健康づくりの推進
- がん予防のための生活習慣の定着
- がん患者及び家族への看取りまでの支援
- 関係機関のネットワークによる緩和ケアの推進

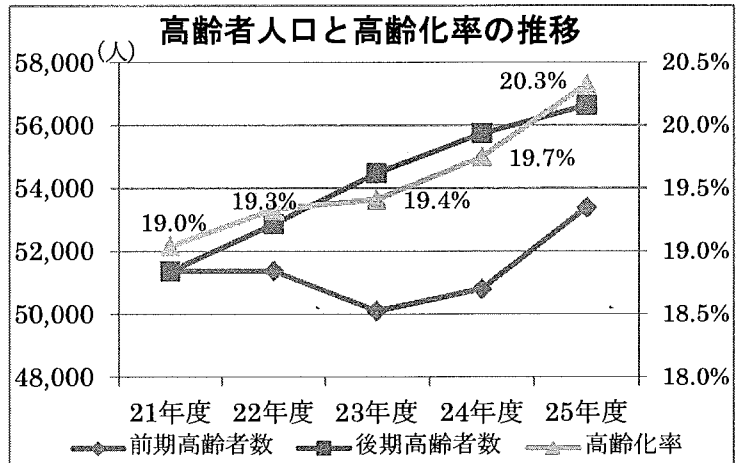


【高齢者福祉分野】

平成25年度に実施した高齢者実態調査では、65%の方が介護が必要になっても介護サービスを受けながら、できるだけ現在の住まいで住み続けたいと回答しています。

団塊の世代が全て75歳以上となるいわゆる「2025年問題」に対応する、

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成26年6月に「医療介護総合確保推進法」が成立しました。これにより、「介護保険法」が改正され、地域包括ケアシステムを構築するために在宅医療・介護の連携推進や認知症施策の推進など包括的支援事業が定められるとともに、



予防給付の訪問介護・通所介護が地域支

(各年度4月現在)

援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業として要支援者から元気な高齢者まで地域の実情に応じた自立を支援する事業が行われることとなりました。

このことから、区では、高齢者のニーズや医療・介護の実情を正確に把握し、区民や医療・介護施設などと連携・協議しながら、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する仕組みをつくるのが課題となっています。

とりわけ、認知症への対応は地域包括ケアシステムの大きなテーマであり、周囲の気づきや専門機関との連携、家族支援など一連の流れを、地域包括ケアシステムに組み込むことが重要となります。

また、地域包括ケアの基盤となる安心して暮らし続けられる住まいの確保とともに、在宅での生活が困難な方に対し、身体や経済状況に応じた多様な介護施設の整備を推進することも、現保健福祉計画に引き続いての大きな課題です。

【主な課題】

- 地域包括ケアシステムの構築の推進
- 医療・介護の連携による認知症の早期発見・早期対応力の向上
- 認知症高齢者や家族を理解し支援する地域づくり
- 地域包括ケアの基盤となる住まいの確保
- 介護予防・日常生活支援総合事業の整備・充実

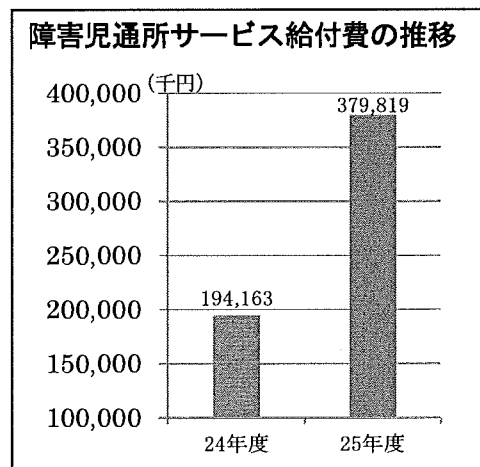
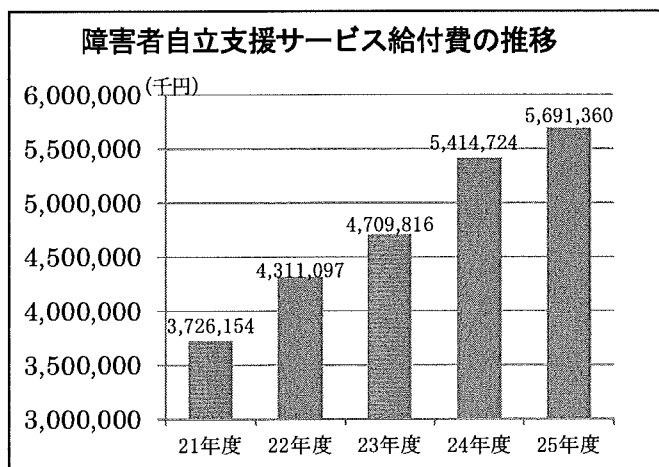
【障害者福祉分野】

平成18年4月「障害者自立支援法」の施行、平成24年4月「児童福祉法」の一部改正等により、障害者・児へのサービス支給制度が体系的に整備され、障害福祉サービスや児童通所サービスの給付事業は、大幅な伸びを示しています。

障害者への支援は、幼児から高齢期まで長期にわたって必要であり、それぞれの段階で様々な課題がある中で、特に医療的ケアが必要な重症心身障害児や特別支援学校を卒業する重度障害者の増加、重度化した障害児・者への対応、また、高齢化した障害者が、加齢や障害特性の両要素を加味した適切な支援・サービスの提供が受けられる体制の整備が喫緊の課題です。とりわけ、介護者の高齢化による親なき後の住まいの確保はきわめて重要な課題です。

また、平成25年4月「障害者雇用促進法」の改正による法定雇用率の引き上げ等により、障害者の就労を取り巻く環境も大きく変わってきていることから、障害者個々の障害特性に応じたきめ細かな就労・定着支援が課題です。

さらに、平成25年6月「障害者差別解消法」の成立や平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准などを受け、障害者の権利擁護を広く区民に周知し、権利条約の理念を普及させる必要があります。



【主な課題】

- 医療的ケアが必要な重症心身障害児への支援の充実
- 重度の知的・身体障害者の社会参加の促進
- 高齢障害者への適切な支援・サービス提供
- 地域で住み続けられる支援の充実
- 障害者の自立促進
- 障害者権利条約の理念の普及

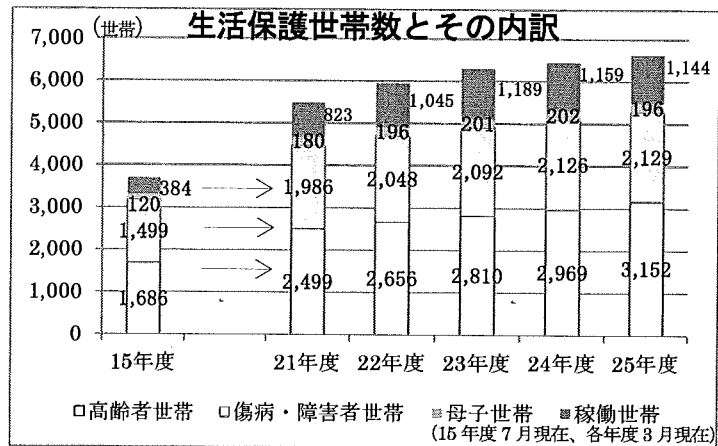
【地域福祉分野】

地域での人間関係が希薄になっている中、高齢者や障害者による、介護や生活支援サービスの利用が普及し一般化してきていますが、今後更に進展する少子高齢社会に向けて地域で安心して暮らし続けるためには、地域の福祉の問題に、区民や公私の社会福祉関係者等が互いに協力して取り組むことの重要性が高まっています。特に、東日本大震災をはじめとする度重なる自然災害の発生を受け、災害発生に備えた日頃からの地域での見守りや協力体制づくりは、災害時の医療救護体制の確立とともに、喫緊の課題となっています。

また、稼働年齢層の生活保護受給者数が10年前の3倍

程度となる中、平成25年12月に、生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から生活保護に至る前の段階での新たな生活困窮者支援事業がスタートします。

さらに、高齢化の進展により、単身高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、判断能力が低下しても、地域で安心して暮らし続けられるよう権利擁護にも引き続き力を注いでいく必要があります。



【主な課題】

- 生活保護の前段階にある生活困窮者、将来的に生活困窮に陥るリスクの高いひきこもり等の若者を対象とした新たな自立支援策の展開
- 災害時要配慮者自身や地域における災害への備えの充実強化
- 民間事業者との連携による、震災救援所を中心とした要配慮者支援体制の充実、医療依存度の高い方への支援体制の強化

【子ども家庭分野】

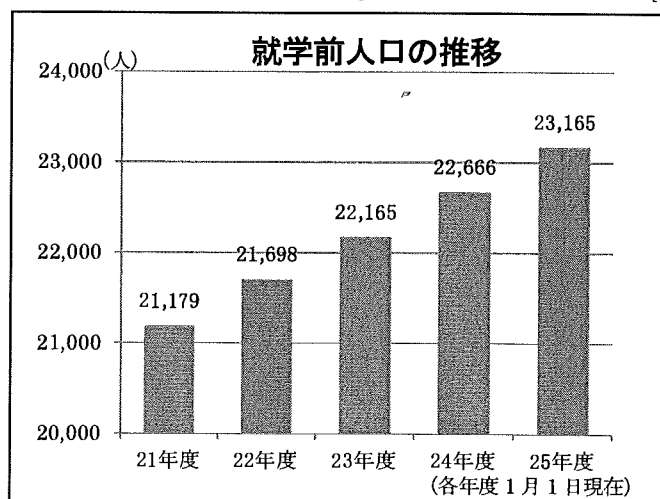
平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格実施となります。新制度では、区市町村が実施主体として、幼稚園や保育施設のみならず、子ども・子育て支援の拡充を計画的に進めることとしています。

この新制度の本格実施を契機として、地域のニーズに応じた取組をより一層、総合的・計画的に推進していくことが大きな課題です。

そのためには、核家族化の進展に伴う「安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり」、女性の就業率の高まりを背景に引き続き増加が見込まれる「保育需要への的確な対応」、次世代を担う「子ども・青少年の健全育成支援の推進」など、妊娠・出産期から子育てまでのつながりのある総合的な子ども・子育て支援を展開していく必要があります。

【主な課題】

- 安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり
- 保育施設整備と多様な保育サービス提供の推進
- 子ども・青少年の健全育成支援の推進
- 障害のある児童への支援の充実



4 施策を構成する事業の体系

基本構想の将来像である「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」に向けて、保健福祉分野の目標である「健康長寿と支えあいのまち」「人を育み共につながる心豊かなまち」を実現するため、総合計画・実行計画の施策に沿って、本計画の取組を進めます。

基本構想目標 “健康長寿と支えあいのまち”

一人ひとりが自分の個性を発揮して活動できるよう、居場所とつながりがあるまちを築きます。また、すべての区民が孤立せず、共に支えあいながら、地域で安心して暮らせるまちを目指します。

目標	施策	施策推進の視点	推進する事業
いきいきと暮らせる健康づくり	健康づくりの推進	健康づくりの推進	1区民健康づくりの推進 2食育の推進 3生活習慣病予防の推進 4がん対策の推進 5「心の健康づくり」の推進 6健康長寿を目指した調査・研究 7難病・アレルギー対策の推進
		健康危機管理の推進	8健康危機管理体制の強化 9食の安全対策の推進 10環境衛生の確保 11医薬品等の安全確保 12感染症対策の推進(再掲) 13食品・水等の検査による安全確保
地域医療体制の充実	緊急時の医療体制充実 地域医療体制の充実	いきいきと暮らせる健康づくり	14動物と共生できる地域社会づくり
		1救急医療体制の充実 2災害時医療体制の充実 3地域医療の連携 4在宅医療体制の充実 5感染症対策の推進	
高齢者の社会参加の支援	高齢者のいきがい活動の推進	1高齢者のいきがい活動支援 2長寿応援ポイント事業 3区民健康づくりの推進(再掲)	
高齢者の地域包括ケアの推進	高齢者の認知症対策と地域包括ケアの推進 地域における安心な生活の確保	1認知症対策の充実 2在宅生活を支える地域づくりの推進 3介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の整備・充実 4在宅医療体制の充実(再掲)	
		5地域の見守り体制の充実 6日常生活支援の充実 7家族介護者支援の充実 8高齢者の虐待防止と権利擁護の充実	
要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	介護保険事業の円滑な運営	9介護保険サービスの適切な利用促進 10介護保険サービスの質の向上 11地域密着型サービスの充実	
障害者の社会参加と就業機会の充実	要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	1高齢者向け住宅の確保とバリアフリー化の推進 2ケア付き住まいの整備 3特別養護老人ホーム等の整備 4認知症高齢者グループホームの整備 5多様な住まいの確保に向けた検討	
		1重度障害者通所施設の整備 2障害者通所施設等の運営支援 3中途障害者の支援 4多様な職場体験 5障害者就業促進 6雇用定着支援 7障害者施設の工賃アップ支援	
障害者の地域生活支援の充実	日中活動の場の充実 就労支援の充実 社会参加の促進	8障害者の移動支援の充実 9コミュニケーション支援 10多様な講座・交流の場の運営 11社会参加を促進する障害当事者・団体事業への支援 12自立を支援する情報共有の充実 13障害者スポーツ・レクリエーションの普及・振興	
		1障害者の相談支援の充実 2サービス利用相談支援の充実 3地域移行促進 4高齢障害者の相談支援体制の充実 5住宅の確保支援 6グループホーム入居者支援事業 7障害者のグループホームの整備 8障害者入所施設の整備 9多様な住まいの確保に向けた検討(再掲)	
地域福祉の充実	相談支援体制の充実 多様な住まいの確保 安全安心な地域生活の確保	10障害者の権利擁護の推進 11障害者孤立防止ネットワークによる見守り事業の推進 12災害時要配慮者支援対策の推進(再掲) 13緊急時の安全安心システムの普及	
		14短期入所等の充実 15重度障害者の在宅支援サービスの実施 16成人期発達障害者支援の充実 17地域の介護力向上への支援 18障害者の疾病予防	
地域福祉の充実	日常生活の支援	1災害時要配慮者対策の推進 2生活支援情報提供の推進 3民生委員児童委員の地域活動支援 4「心のバリアフリー」の推進	
		5生活困窮者及びひきこもり等の若者支援の充実 6生活保護受給者への支援 7路上生活者の自立支援 8成年後見制度等の利用促進 9苦情調整委員制度の運営 10家庭内・配偶者間の暴力対策の充実 11児童虐待対策の推進(再掲) 12高齢者虐待防止と権利擁護の充実(再掲) 13障害者の権利擁護の推進(再掲)	
	適正なサービスの確保	14福祉サービス第三者評価の推進 15社会福祉法人の認可・指導	

健康長寿と支えあいのまち

・太字は実行計画事業 ・下線は重点推進テーマ取組事業

基本構想目標 “人を育み共につながる心豊かなまち”

地域における多様なつながりの中で、心豊かで自立心を持った「次代を担う人」を育むまちを築きます。また、誰もが、文化・芸術や生涯学習・スポーツに親しむことのできる環境を整えたまちを目指します。

目標	施策	施策推進の視点	推進する事業
人を育み共につながる心豊かなまち	地域における子育て支援の推進	地域における子育て支援の推進	1 <u>新たな地域子育て支援拠点等の整備</u> 2 子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進 3 子育てにやさしいまちづくりの推進 4 子育てに伴う経済的支援
	妊娠・出産期の支援の充実	妊娠・出産期の支援の充実	1 <u>安心して妊娠・出産できる環境の整備</u> 2 産後における母子支援の充実 3 母子保健医療費等助成
	子育てセーフティネットの充実	ひとり親家庭の自立支援の充実 支援が必要な家庭への支援の充実	1 <u>ひとり親家庭の子育て支援・生活の場の整備</u> 2 ひとり親家庭の就労支援 3 ひとり親家庭の経済的支援 4 <u>子ども家庭支援センター相談事業</u> 5 <u>児童虐待対策の推進</u> 6 児童虐待対策等に関する普及啓発
	就学前における教育・保育の充実	就学前における教育・保育の充実	1 <u>保育施設等の整備</u> 2 <u>多様な保育サービスの推進</u> 3 就学前教育の充実
	障害児支援の充実	障害児支援の充実	1 <u>こども発達センターの療育等の充実</u> 2 障害児発達相談 3 産後における母子支援の充実(再掲) 4 <u>重症心身障害児の療育支援</u> 5 障害児保育の実施 6 学童クラブの充実(再掲)
	子ども・青少年の育成支援の充実	子ども・青少年の育成支援の充実 子どもの居場所づくりの推進 子ども・青少年の育成支援の充実	1 <u>次世代育成基金の活用推進</u> 2 <u>学童クラブの整備・充実</u> 3 <u>小学生の放課後等居場所の充実</u> 4 (仮称)子どもプレーパーク事業の実施 5 <u>中・高校生の居場所の充実</u> 6 青少年の健全育成支援

・太字は実行計画事業 ・下線は重点推進テーマ取組事業

第3章 重点推進テーマ

重点推進テーマは、基本構想に掲げる「健康長寿と支えあいのまち」「人を育み共につながる心豊かなまち」の実現に向け、従来の取組をより一層充実・加速化すべきもの、法改正の動きなどに対応して新たに取り組むべきもののうち、本計画期間中、**戦略的・組織横断的に対応すべきテーマ**を明らかにしたものです。

健康づくり、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活福祉、地域福祉といった幅広い分野から10個のテーマを定め、組織を超えた切れ目のない取組をきめ細かに推進することで、子どもから高齢者まで、安心して健やかに暮らし続けられる杉並区を目指します。

- テーマ1 健康寿命の延伸に向けた心とからだの健康づくりを推進します
- テーマ2 総合的・計画的にがん対策を推進します
- テーマ3 認知症対策を核とした地域包括ケアを推進します
- テーマ4 高齢者や障害者の多様な住まいを確保します
- テーマ5 安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりを推進します
- テーマ6 保育施設の整備と多様な保育サービスの提供を推進します
- テーマ7 子ども・青少年の育成を支援します
- テーマ8 障害者の地域生活支援策を強化し、自立を促します
- テーマ9 生活に困窮する世帯の自立支援を強化します
- テーマ10 災害時要配慮者支援を充実します

健康寿命の延伸に向けた心とからだの健康づくりを推進します

これまで

生涯にわたって健やかに暮らせる地域社会の実現のために、すべての区民に対してよりよい生活習慣への改善に向けて健康づくり普及啓発事業を行い、健康づくりリーダーや食育推進ボランティア等とともに区民の自主的な活動を広めてきました。平成26年度には、「杉並区健康づくり推進条例」を制定し、健康づくりに関する区民・事業者・区それぞれの役割を明らかにしました。

今後

健康寿命の延伸に向け、「杉並区健康づくり推進条例」に基づき、区民や関係団体等との協働・連携により、健康増進、食育、介護予防、心の健康づくりなどを体系化して総合的に推進することで、生活の質と社会環境の質の向上を図ります。
また、効果的な生活習慣病の予防対策として、健診データや医療情報等データの分析をもとに、ライフステージに応じた健康づくりを計画的に進めます。

具体的な取組

○ 連携・協働による健康づくりを推進します

健康づくりの具体的な目標の達成に向け、区民、事業者、関係団体及び区の連携・協働により、地域社会の多様な社会資源を活用して、健康づくりに関する様々な取組を拡充するなど、生涯を通じた健康づくりを推進します。

- 取組項目** ○地域全体で取り組む健康づくり活動の推進 P29 1 (1)
○ライフステージに応じた食育の推進 P30 2 (2)

○ 健診データ等を活用した生活習慣病予防対策を推進します

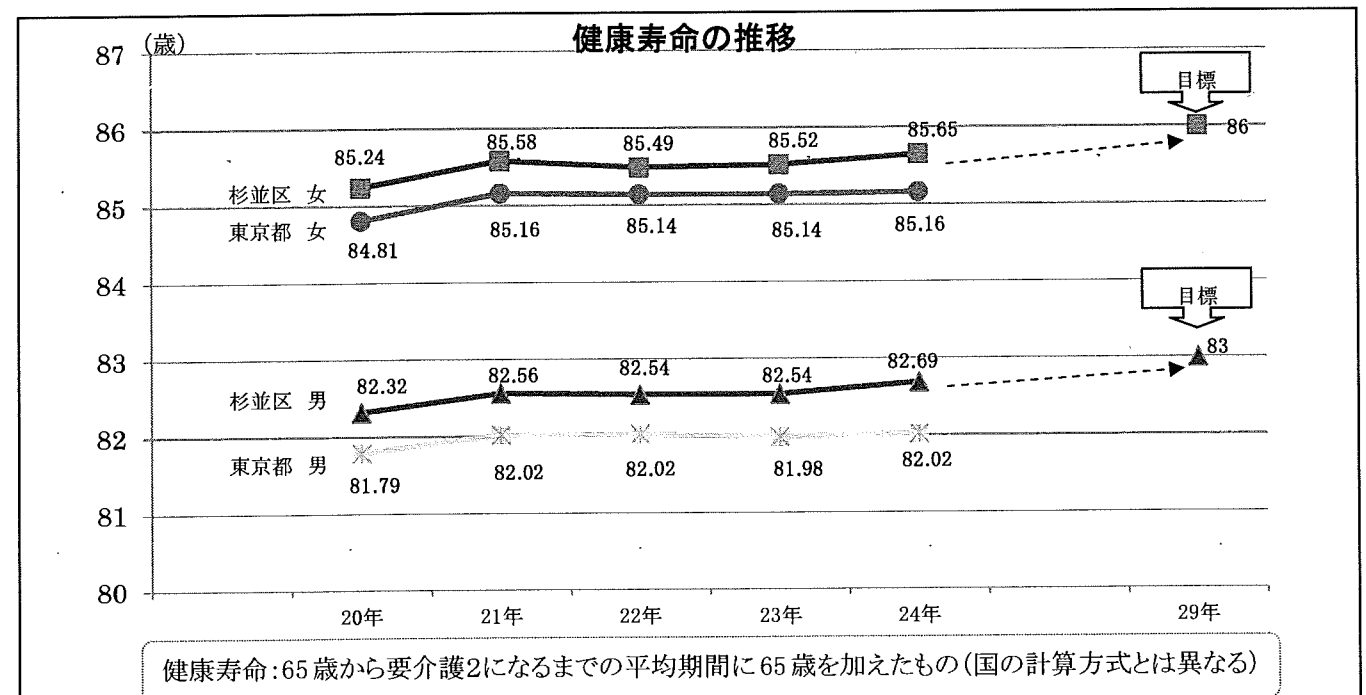
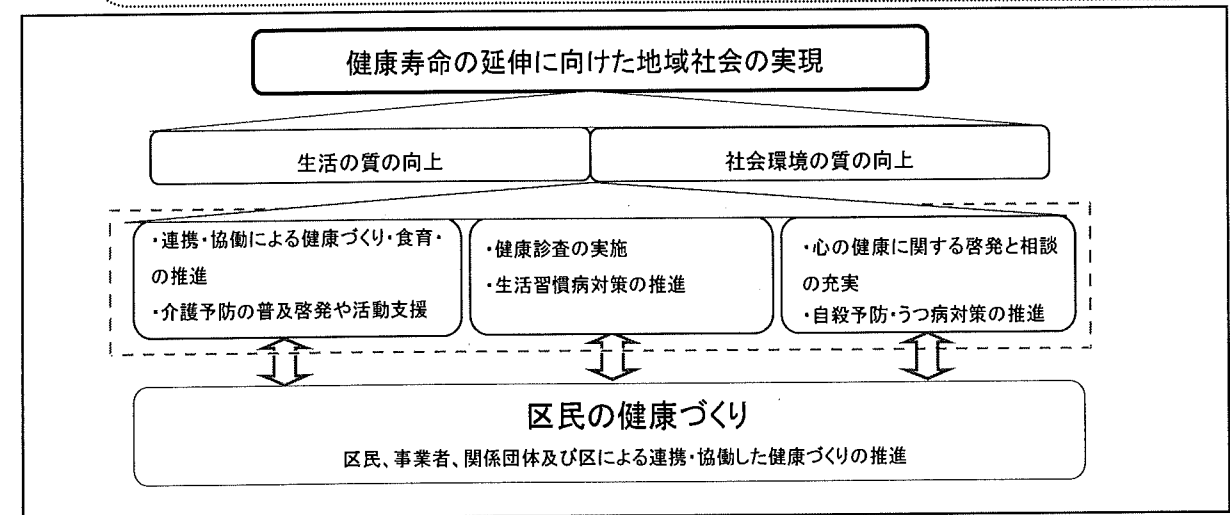
生活習慣病の予防・早期発見のため、区民健康診査や成人歯科健康診査の受診率を向上させるとともに、健診データや医療情報等データを活用した健康増進事業、糖尿病予防等を推進します。

- 取組項目** ○区民健康診査の実施 P31 3 (1)
○成人歯科健康診査の実施 P31 3 (2)
○健診・医療情報等データの活用 P32 3 (5)
○糖尿病予防の総合的な対策の推進 P32 3 (4)

○ 正しい知識の普及と相談の充実による「心の健康づくり」を推進します

ストレス対処、適切な休養等の心の健康に関する講演会の開催や広報等による普及啓発に取り組むとともに、気軽に利用できる心の健康相談の充実を図り、自殺予防・うつ病対策等も含む心の健康づくりを推進します。

- 取組項目** ○心の健康に関する正しい知識の普及啓発 P34 5 (1)
○心の健康相談の充実 P34 5 (2)
○自殺予防対策の推進 P34 5 (3)
○うつ病対策の推進 P35 5 (4)



すべての区民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるよう、健康寿命の延伸を目指し、健康づくりに関する様々な取組を拡充します。

総合的・計画的にがん対策を推進します

これまで

平成25年3月に「がん対策推進計画」を策定し、かけがえのない区民の生命を守るため、がん予防知識の普及啓発、がん検診の推進、がん患者と家族への支援など、取り組むべき課題を明らかにし、がん対策推進計画に基づくがん対策を推進しています。

がん検診においては、検診費用の自己負担の軽減、電子申請による申込受付を開始し、がん検診の受診率が向上しました。

また、がん患者と家族への支援については、在宅医療推進連絡協議会のもとに「がん対策部会」を設け、がんの療養に関する課題を明確にするるとともに関係機関の連携に取り組んできました。

今後

がんの75歳未満年齢調整死亡率の減少を目指し、「がん対策推進計画」に基づいた総合的・計画的ながん対策を推進します。がん予防知識の普及啓発、がん検診受診率向上策に加え、特にがん検診データ等の分析等による精度管理の向上を強化します。

また、がん患者と家族の支援においては、がん対策部会の検討結果を踏まえ医療機関等との連携を図りながら緩和ケアを推進していきます。

具体的な取組

○ 科学的根拠に基づくがん予防知識についての普及啓発を推進します

がん予防の正しい知識の普及啓発や、科学的根拠に基づいた、がんを遠ざけるための生活習慣の実践を推進します。特に、若年期からの注意が必要な乳がん・子宮がんの予防について、重点的に普及啓発に取り組みます。

- 取組項目**
- 正しいがん予防知識の普及啓発 P32 4 (1) ①
 - 生活習慣改善によるがん予防の実践 P32 4 (1) ②
 - 受動喫煙防止対策の推進等によるたばこ対策の強化 P33 4 (3)

○ がん検診の質の向上を図ります

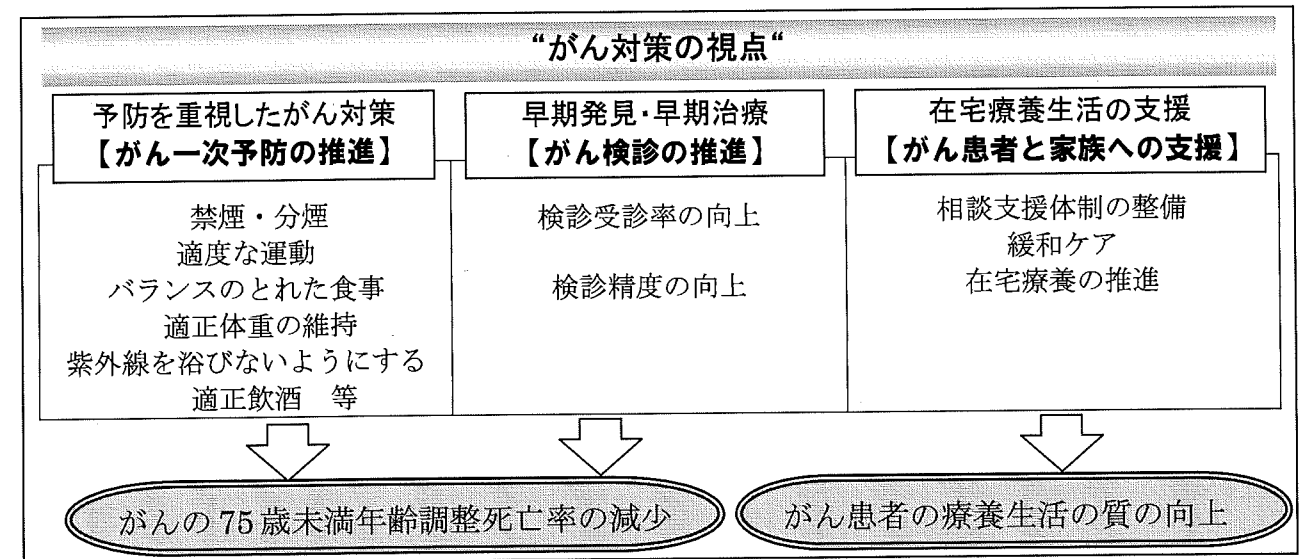
がんの早期発見・早期治療のため、がん検診受診率の向上に加え、精密検査結果の把握等により、検診の質の向上を目指します。

- 取組項目**
- がん検診電算システムを活用したがん検診受診率向上策の推進 P33 4 (2) ①
 - 精度管理連絡会等を活用したがん検診の精度の向上 P33 4 (2) ②
 - 個別受診勧奨等による精密検査受診率の向上 P33 4 (2) ③

○ 関係機関との連携による緩和ケアを推進します

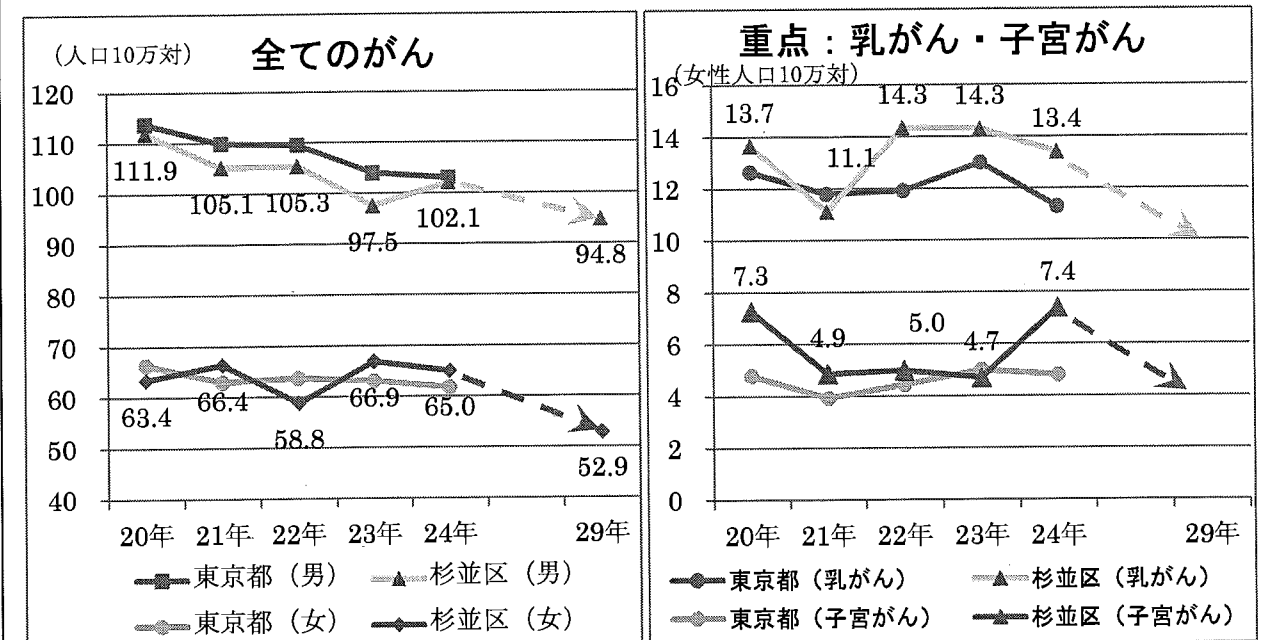
がんの療養に関する相談体制を強化するとともに、関係機関の連携をすすめ、がんと診断された時からの緩和ケアの推進を図ります。

- 取組項目**
- がんと診断された時からの緩和ケアに関する普及啓発 P34 4 (4) ①
 - 緩和ケアを支える関係機関の連携強化 P34 4 (4) ②
 - がんの療養に関する相談体制の充実 P34 4 (4) ③



がん死亡率の推移（75歳未満年齢調整死亡率）

予防を重視したがん対策やがん検診の推進により、がんの75歳未満年齢調整死亡率の減少を目指します。



75歳未満年齢調整死亡率：年齢構成の異なる地域で死亡率が比較できるように、年齢構成を調整した死亡率のこと。高齢化の影響を除去するため75歳以上の死亡を除いている。

認知症対策を核とした地域包括ケアを推進します

これまで

認知症対策として、予防、医療・介護サービス等による支援を推進するとともに、認知症サポーターの養成や認知症コーディネーター等による早期発見の仕組みづくりや見守りネットワークの構築を図ってきました。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、モデル地区を設定して、地域包括支援センターを中心とした地域づくりに取り組んできました。

今後

認知症対策における医療・介護の連携や地域支援の仕組みづくりは、在宅医療・介護の充実や生活支援サービスの整備など、地域包括ケアシステムを構築していくための具体的な課題でもあります。このため、区では、新たに地域包括支援センター（ケア 24）に「（仮称）地域包括ケア推進員」を配置して推進体制の強化を図るとともに、地域において認知症対策を重点的に展開することにより、地域包括ケアシステムづくりを進めていきます。

具体的な取組

○ 相談から早期診断・対応・支援まで総合的な認知症対策を行います

地域で認知症高齢者を支えるために、認知症サポーターを養成するとともに、専門医・医療介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者の生活状況や認知機能等の把握や評価を行い、適切な診断へと結びつけます。受診困難な認知症高齢者に対しては、認知症コーディネーターと認知症疾患医療センター職員の訪問支援により適切な医療・介護サービスにつながります。

また、医療機関同士の連携による認知症早期診断・早期対応の仕組みづくりを行うとともに、医療関係者の認知症高齢者への対応力の向上に取り組めます。さらに、認知症の進行状況に応じた医療や生活支援サービスの流れを明らかにした「認知症ケアパス」を作成し、本人及び家族介護者を支援します。

- 取組項目**
- 早期発見・早期対応の仕組みづくり P55 1(1)
 - 認知症相談の充実 P55 1(2)
 - 専門的な対応・支援の仕組みづくり P56 1(4)
 - 「認知症ケアパス」の作成 P56 1(3)

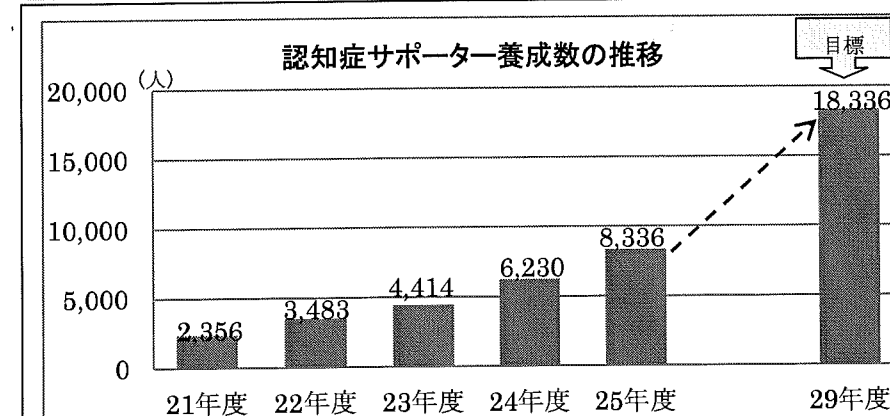
○ 住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアの取組を推進します

高齢になっても暮らしやすい住まいで医療・介護のサービスを一体的に利用でき、多様な生活支援により日常の生活を送ることができる地域包括ケアの取組を進めます。

地域包括支援センター（ケア 24）に「（仮称）地域包括ケア推進員」を新たに配置し、地域の生活における課題等を把握するとともに、多職種による地域ケア会議を活用し地域連携支援体制を充実させます。また、医師会の協力により各地域で在宅医療体制の充実に関わる地域ケア会議を開催し医療・介護の連携を強化します。

ケア 24 及び各地域単位で推進する地域包括ケアの取組を広域的にバックアップするために、荻窪税務署等用地を活用した在宅医療連携拠点や権利擁護等の専門的な拠点を整備します。

- 取組項目**
- 医療・介護の連携強化 P46 4(1)
 - 地域包括支援センター（ケア 24）の機能強化 P57 2(1)
 - 包括的支援事業の充実・推進 P57 2(2)
 - 地域包括ケアのバックアップ機能の整備 P57 2(3)



認知症高齢者が在宅で安定した生活を送れるように、簡単な手助けのできる認知症サポーターの養成に力を入れます。

高齢者や障害者の多様な住まいを確保します

これまで

高齢者や障害者が、それぞれの状態に応じて安心して暮らしていけるよう公有地の活用や、建設助成などにより高齢者や障害者向けの入所施設やグループホームなどの住まいの整備に努めてきました。

また、高齢者住宅「みどりの里」の運営や住宅改修によるバリアフリー化、民間アパートのあっせんなどにより在宅生活の継続を支援してきました。

今後

引き続き、待機者の多い特別養護老人ホームの整備を着実に進めるほか、今後、更に増加するひとり暮らしや介護が必要な高齢者への対応、障害者の高齢化や「親なき後」の支援といった課題に対応し、その人にあった住まいが選択できるよう、組織横断的に住まいに関する総合的な検討を行い、多様な手法による施設・住まいの整備を進めます。

また、整備の加速化に向けて、土地・建物の所有者の協力を得られやすい仕組みづくりを進めます。

具体的な取組

○ 高齢者や障害者の状況に応じた住まいの選択の幅を広げます

高齢であっても障害があっても、自宅で安心して住み続けられるよう、住宅改修によるバリアフリー化や各種在宅サービスの充実によるハード・ソフト両面から、在宅生活の継続を支援します。

また、心身の状況に応じて必要なサービスが受けられるサービス付き高齢者向け住宅や都市型軽費老人ホームの整備とともに、病院や遠隔地の施設から地域移行を希望する方のため、障害の種別に応じたグループホームなどの整備を推進します。

更にケアが必要な方に適した住まいとして、専門スタッフが介護や生活支援を行う特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、重度障害者も住み続けられる居住施設などの整備を進めます。

- 取組項目**
- 高齢者向け住宅の確保とバリアフリー化の推進 P67 1
 - ケア付き住まいの整備 P68 2
 - 特別養護老人ホーム等の整備 P68 3
 - 認知症高齢者グループホームの整備 P69 4
 - 障害者のグループホームの整備 P83 7
 - 障害者入所施設の整備 P84 8

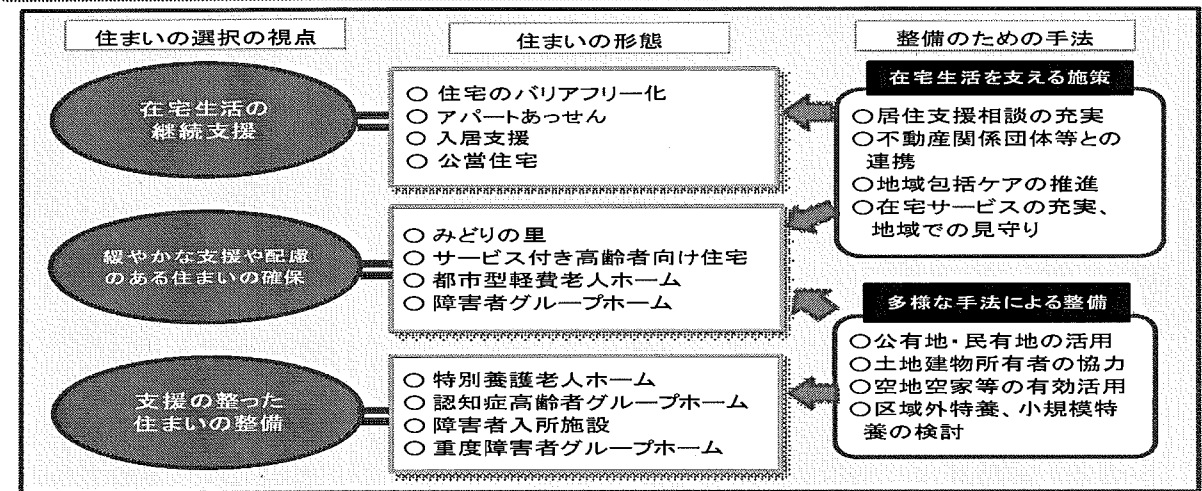
○ 多様な手法で住まいの整備を加速化します

在宅での生活を支援するため、関係団体等とも連携して居住支援相談や在宅サービスの充実を図ります。

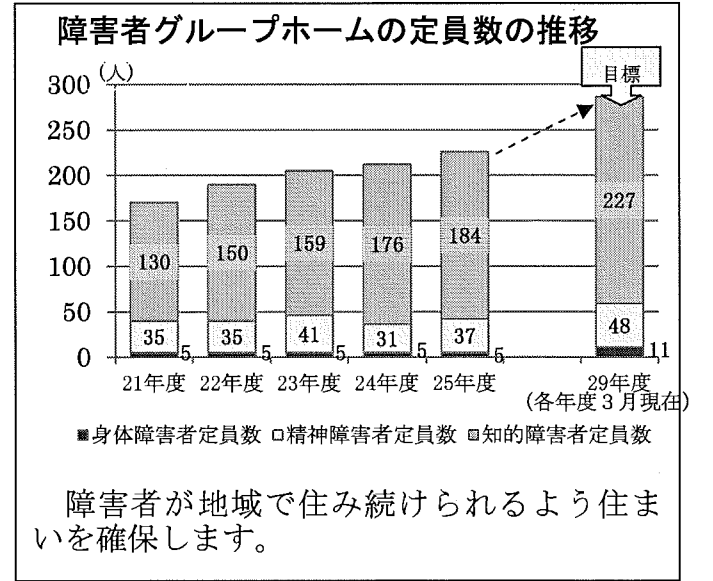
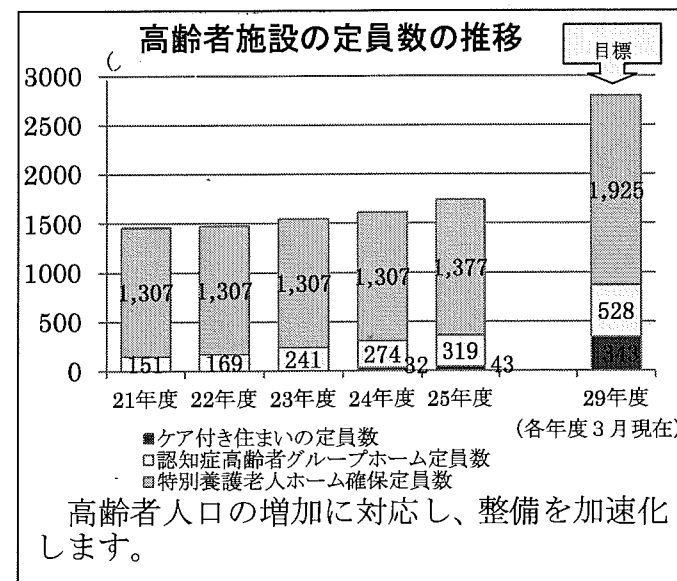
住まいの整備については、引き続き、公有地の活用や民間整備への建設助成を行うとともに、区立施設再編整備計画によって生み出された用地を活用することなどにより、各種住まいや施設の整備を進めていきます。整備の加速化のためには、特に土地や建物の確保が重要であり、土地所有者等との協力関係や不動産関係団体等との連携体制を築くことで空き家、空き室の活用の検討を進めていきます。

また、高齢者や障害者等の多様な住まいの確保に向け、学識経験者も交え、住宅政策について総合的な検討を進めるとともに、特別養護老人ホームについては、南伊豆町との自治体間連携による整備を踏まえた区域外整備の拡大や小規模特養の整備など、多様な手法を検討していきます。

- 取組項目**
- 特別養護老人ホーム等の整備 P68 3
 - 多様な住まいの確保に向けた検討 P69 5



総合的な住まいの確保策の検討



安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりを推進します

これまで

妊娠期からのきめ細やかな相談・支援に加え、出産後のすこやか赤ちゃん訪問や乳幼児親子が交流する場の提供を通して、母子保健と子育て支援サービスの一体的な提供を図りつつ、地域で安心して妊娠・出産・育児ができるよう取り組んできました。

今後

核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進む中で、出産直後からの悩みや不安感、産後うつ等への対応など、妊娠期からのつながりのある支援の充実を図ります。

また、身近な地域で子育て支援サービスの利用相談・情報提供（利用者支援）を行なう拠点や、乳幼児親子の交流の場を整備・充実します。

さらに、ひとり親家庭の自立支援や児童虐待対策を推進し、子育てセーフティネットの充実に取り組めます。

具体的な取組

○妊娠・出産期の支援を充実します

妊娠・出産を希望する家庭への相談・支援を図るとともに、新たな産後ケア事業を実施するなど、心身の不調や育児不安などを抱える産後の母子等に対する支援を充実し、乳幼児が健やかに成長できるよう、妊娠期から産後までのつながりのある母子保健サービスと子育て支援サービスを総合的に推進します。

- 取組項目**
- 新たな産後ケア事業の実施 P108 2 (1)
 - 不妊相談の実施 P107 1 (2)
 - 妊娠期の相談・支援 P107 1 (5)
 - すこやか赤ちゃん訪問の実施 P108 2 (2)

○新たな地域子育て支援拠点等を整備・充実します

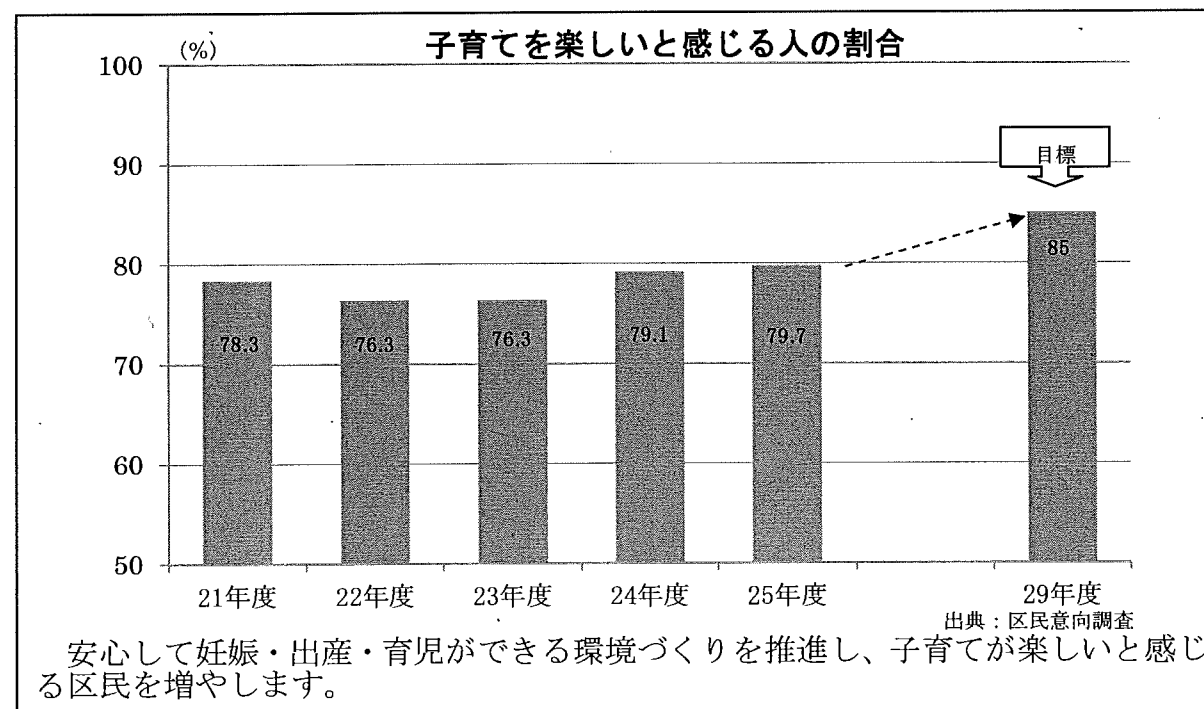
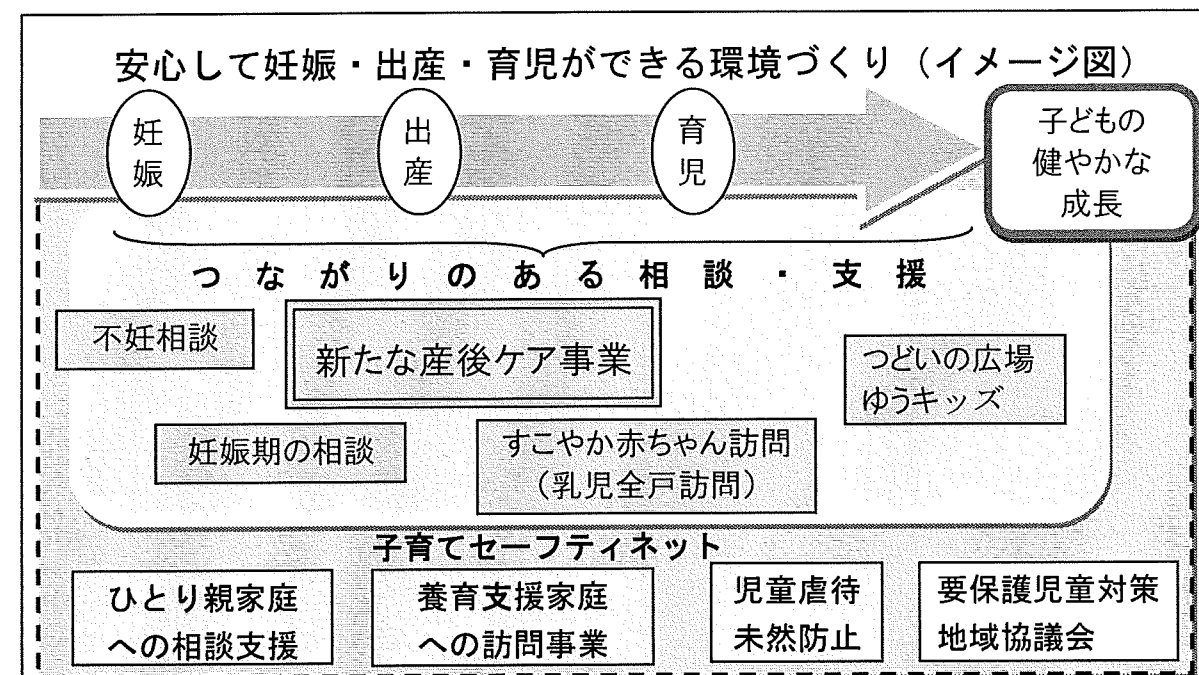
身近な地域において子育て支援サービスの利用相談・情報提供を行う新たな地域子育て支援拠点（(仮称)子どもセンター）を段階的に整備するとともに、乳幼児親子が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や情報交換等ができる居場所事業を充実します。

- 取組項目**
- (仮称)子どもセンターの整備 P101 1 (1)
 - つどいの広場の運営支援 P101 1 (2)
 - ゆうキッズ事業の充実 P101 1 (3)

○子育てセーフティネットを充実します

経済的・社会的・精神的に不安定な状況に置かれがちなひとり親家庭に対し、子育てや生活、就労などのきめ細やかな自立支援を推進します。また、相談・対応件数が増加傾向にある児童虐待について、未然防止策や早期発見・早期対応による重症化予防などの総合的な対策の充実を図ります。

- 取組項目**
- 相談体制の充実 P112 1 (1)
 - 要保護児童対策地域協議会の機能強化 P115 5 (1)



保育施設の整備と多様な保育サービスの提供を推進します

これまで

保育の待機児童の早期解消を区政の最重要課題の一つと捉え、この間、認可保育所を核とした保育施設の整備等を進めてきましたが、平成26年4月時点の待機児童数は116名となり、前年同時期よりも大幅に減少したものの、未だ解消には至っていません。

こうした状況を踏まえ、平成26年度の保育施設整備計画を上方修正し、平成27年4月までに900名規模の新たな保育定員を確保するとともに、保護者の多様なニーズに即した保育施設・保育サービスへの案内機能（マッチング）の充実・強化を図るなど、待機児童ゼロを実現するためのハード・ソフト両面からの取組を進めています。

今後

女性の就業率の高まりを背景に、計画期間内は引き続き保育需要の増加傾向が続くと見込まれます。また、平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度がスタートします。

これを踏まえ、今後も保護者のニーズの高い認可保育所を核としつつ、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業を含む保育施設等の整備を着実に進め、待機児童ゼロを実現するとともに、その状態を継続するよう取り組みます。

また、障害児保育、延長保育、病児保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの提供等を図ります。

具体的な取組

○ 保育施設等の整備を推進します

今後の保育需要（見込み）を踏まえ、認可保育所を核とした保育施設等の整備を着実に進めます。

- 取組項目
- 私立保育園（認可保育所）の整備 P119 1 (1)
 - 区立保育園（認可保育所）の改築・移転整備 P119 1 (2)
 - 地域型保育事業の整備 P119 1 (3)
 - 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大 P120 1 (6)

○ 多様な保育サービスの提供を推進します

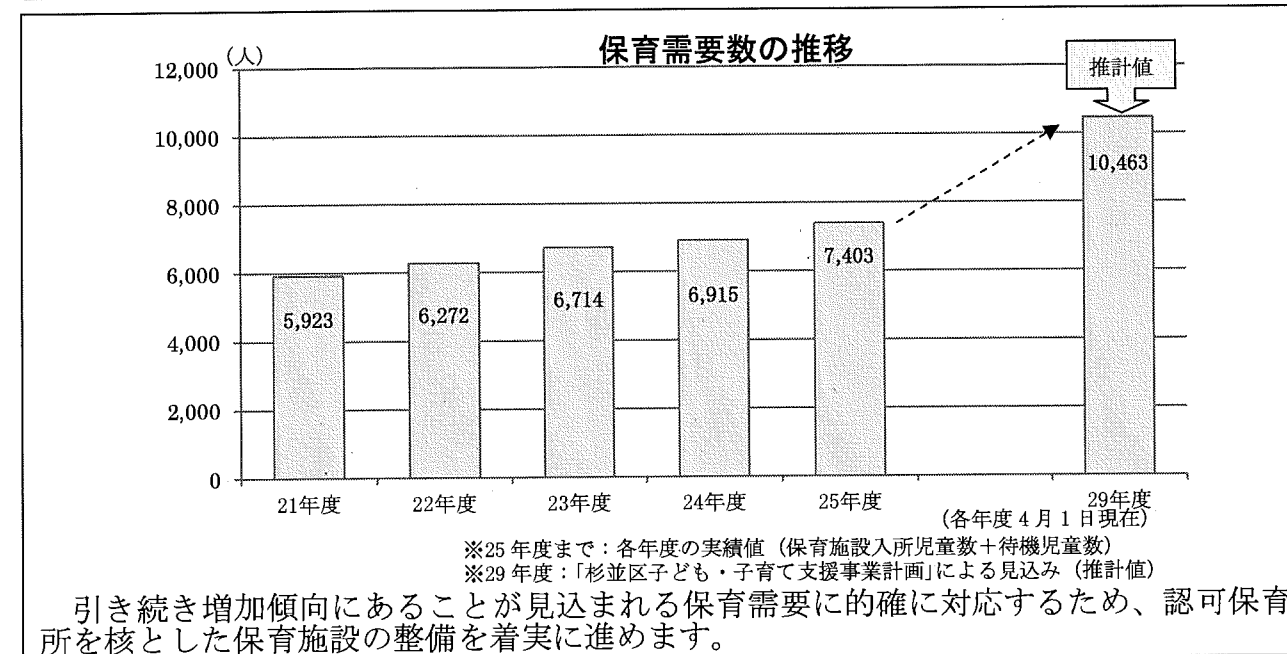
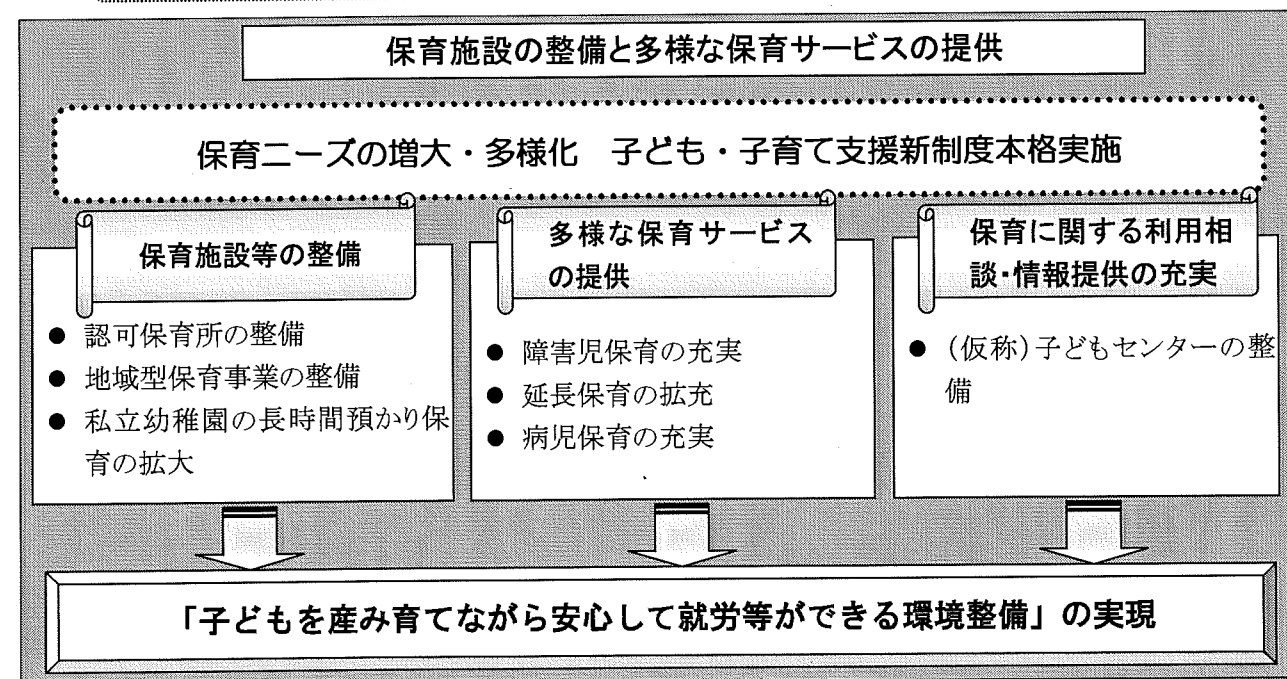
保護者の就労機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるよう、障害児保育・延長保育・病児保育など、多様な保育サービスの提供を推進します。

- 取組項目
- 障害児保育の充実 P120 2 (1)
 - 私立保育園における延長保育の拡充 P120 2 (2)
 - 病児保育の充実 P120 2 (3)

○ 保育に関する利用相談・情報提供を充実します

新たな地域子育て支援拠点となる保健センター内の「(仮称)子どもセンター」において、身近な地域できめ細やかな保育相談や保育に関する地域情報の収集・提供の充実を図り、保護者の保育利用を支援します。

- 取組項目 ○ 保育に関する利用相談・情報提供の充実 P120 1 (8)



子ども・青少年の育成を支援します

これまで

- 次代を担う子ども・青少年が、視野を拓げ、夢に向かって健やかに成長するよう、平成24年度に創設した、次世代育成基金を活用して、多様な体験、交流事業への参加を支援してきました。
- 女性の就業率の高まりを背景に、保育需要と同様に増加傾向にある学童クラブ需要に対応するための整備を計画的に進めています。

今後

- 次世代育成基金を活用し、より多くの子ども・青少年が国内外における自然・文化・芸術・スポーツなどの様々な体験・交流事業に参加できるよう、基金活用事業の一層の拡充等に取り組みます。
- 年々増加している学童クラブの需要に的確に対応するとともに、地域や関係団体との連携・協力による子ども・青少年のための多様な居場所づくりを進め、健全育成支援の充実を図ります。

具体的な取組

○ 次世代育成基金の活用を推進します

民間団体等が実施する事業を含め、基金活用事業を拡大するとともに、応援寄付募集の取組を進め、より多くの子ども・青少年が多様な体験・交流事業に参加できるよう支援します。

取組項目 ○次世代育成基金の活用推進 P128 1

○ 学童クラブの整備・充実を推進します

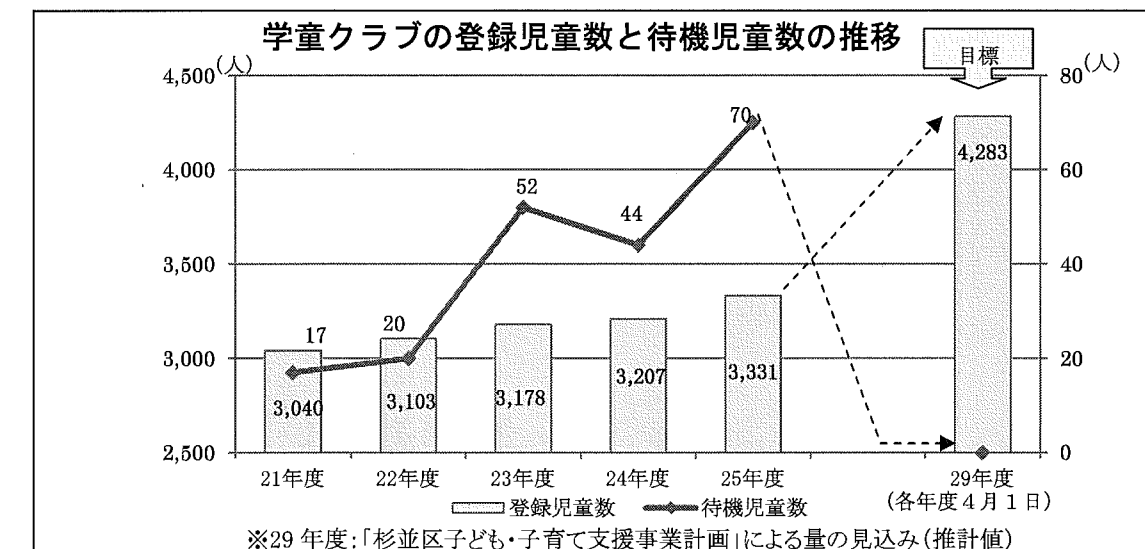
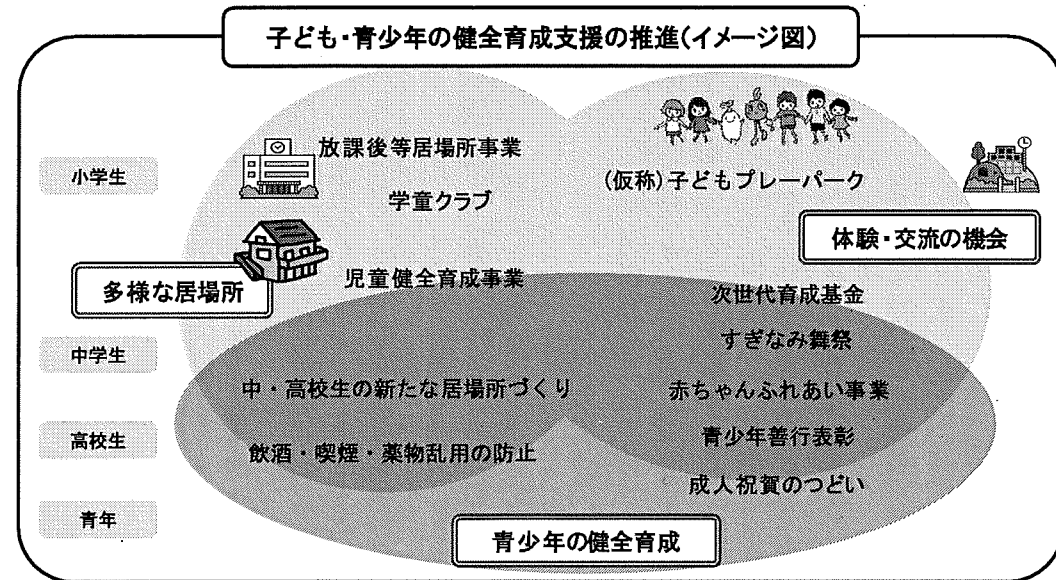
小学校の余裕教室等を活用した学童クラブの整備を段階的に進め、児童の行き帰りの安全を確保するとともに、校庭や体育館などを活用して、需要に応じた育成環境の充実を図ります。

取組項目 ○学童クラブの小学校への整備 P128 2 (1)
 ○障害児・重度重複障害児の受け入れ推進等 P128 2 (2)
 ○民間学童クラブ運営費助成 P128 2 (3)

○ 子ども・青少年の多様な居場所づくりを推進します

放課後子ども教室の実績がある学校や、学童クラブが校内に設置された学校などを対象に、小学生の放課後等居場所事業を段階的に拡充して実施し、現在の児童館が果たしている小学生の居場所機能を継承し、充実・発展させる取組を進めます。また、区内の公園を活用した、(仮称)子どもプレーパーク事業を実施するなど、地域団体等との協働を図りながら子ども・青少年のための多様な居場所づくりを推進します。

- 取組項目 ○児童館の運営 P129 3 (1)
 ○小学校内での放課後等居場所事業の実施 P129 3 (2)
 ○(仮称)子どもプレーパーク事業の実施 P129 4
 ○中・高校生の居場所の充実 P129 5



学童クラブの需要は年々増加していくことが予想されるため、小学校の余裕教室等を活用した整備を段階的に進め、需要に的確に対応するとともに、より安心・安全な育成環境の充実を図ります。

障害者の地域生活支援策を強化し、自立を促します

これまで

障害者が地域で安心して暮らすために、身近な地域で相談支援が受けられるよう相談支援体制の再構築を図りました。さらに、区と民間の役割分担による未就学児の療育体制の整備、就学児の放課後対策の推進、日中活動の場の確保、就労への支援の充実に取り組み、きめ細かな日常生活の支援の充実に努めてきました。

今後

障害者対策は、幼児期から高齢期までライフステージに合わせたトータルな支援が必要です。特に今後見込まれる医療的ケアを含む重度の障害者・児の増加に対応するため、重症心身障害児のための療育施設や放課後等デイサービス事業所を整備するとともに、成人期の重度障害者に対して、通所施設の整備を計画的に進めていきます。また、自立生活を支えるため、一人ひとりの能力・個性に合わせた就労支援の充実に努めます。さらに、近年、障害者の高齢化が進んでいることから、高齢障害者への相談支援体制を充実させていきます。

具体的な取組

○ 身近な地域での障害児支援を充実します

医療的ケアが必要な重症心身障害児が身近な地域で早期に療育が受けられるように、また就学後は放課後支援が受けられるように支援体制の充実に努めます。

取組項目 ○重症心身障害児の療育支援 P125 4

○ 日中活動の場を計画的に整備します

特別支援学校を卒業する重度障害者の増加や障害者の高齢化、重度化を踏まえ、医療的ケアが必要な重度の障害者でも対応が可能な日中活動の場を確保するため、区立施設の再編整備で生み出された資源を活用し、重度障害者通所施設を計画的に整備します。

取組項目 ○重度障害者通所施設の整備 P72 1

○ 障害者の就労を支援します

多様な職場体験等を通じて、一人ひとりの障害特性に応じた就労支援を進めます。また、安定した就労が継続できるよう支援します。

取組項目 ○多様な職場体験 P73 4 ○障害者就労促進 P74 5
○雇用定着支援 P74 6 ○障害者施設の工賃アップ支援 P75 7

○ 高齢障害者の相談支援体制を充実します

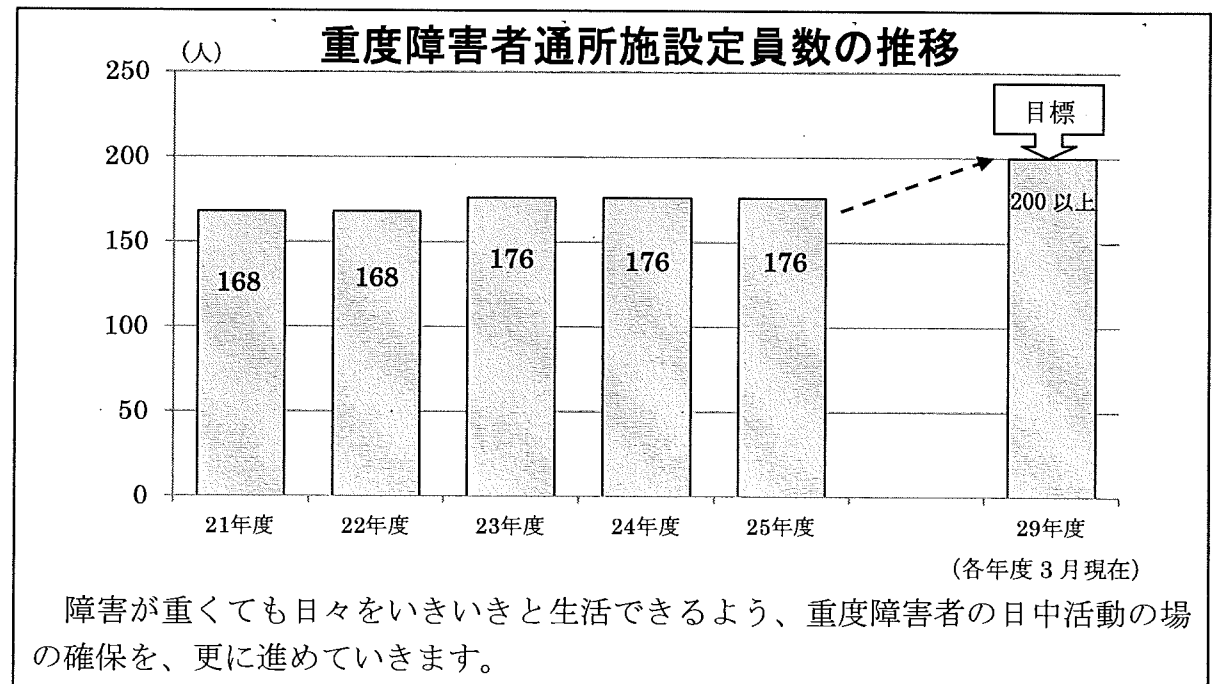
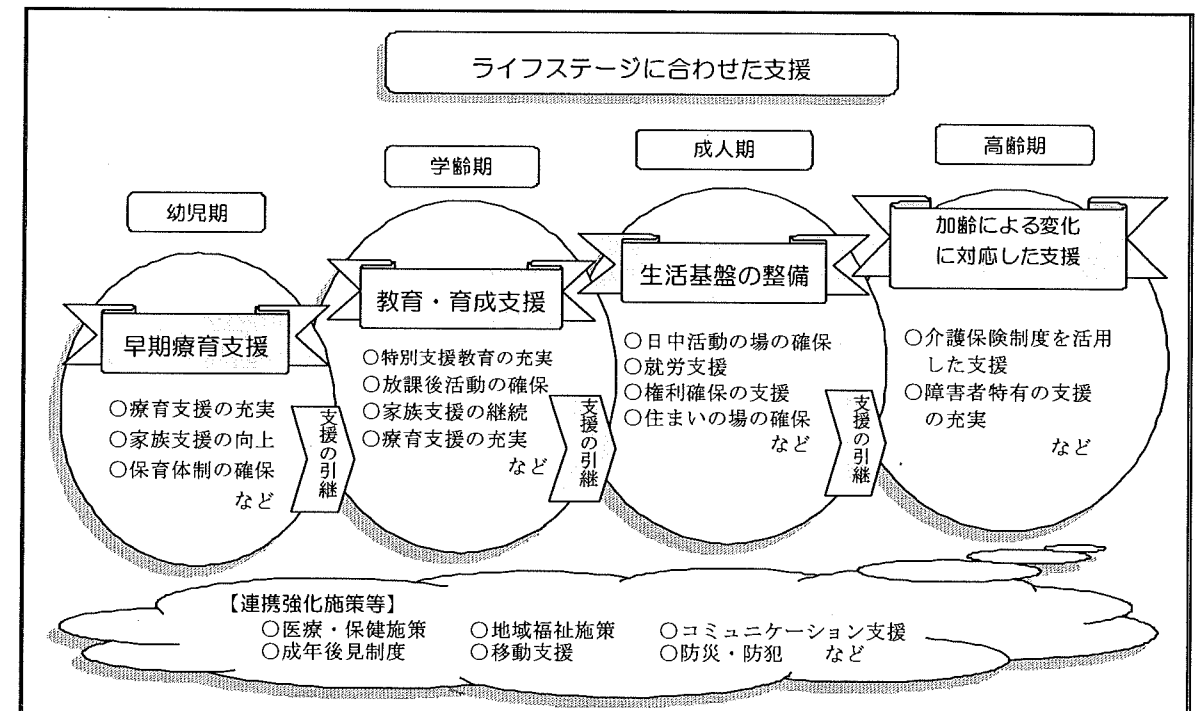
高齢障害者が、加齢に加え、障害特性等を踏まえた適切な支援が受けられるよう、障害者の特性やサービスのしくみに熟知した高齢障害者にも対応できる「高齢障害者専門ケアマネージャー」を養成するなど、相談支援体制の充実に努めます。

取組項目 ○障害福祉サービス等利用計画作成の可能なケアマネージャーの養成支援

P82 4 (1)

○障害者指定特定相談支援事業者のケアマネージャー資格取得支援

P82 4 (2)



生活に困窮する世帯の自立支援を強化します

これまで

区では、これまで、生活困窮者を対象に、相談対応や貸付金などの支援事業を実施するとともに、増え続ける生活保護受給者に対して、専門支援員の配置、専門事業者への委託などにより、就労支援、債務整理支援、金銭管理支援、精神福祉支援など様々な自立支援施策を実施し成果を挙げてきました。また、貧困の連鎖を防ぐために生活保護世帯の子どもに対する支援を行ってきました。

今後

生活に困窮している方々には、これまで、庁内各課や関係機関それぞれが個別に支援を行ってきましたが、困窮者自身には、健康、障害、仕事、家族関係など多様で複合的な課題が存在しています。また、ひきこもりやニートの若者は、将来的に自立した生活が送れない恐れがあり、アウトリーチの上、新たな支援策を講じる必要があります。

今後は、生活困窮者自立支援法を踏まえ、関係窓口や支援機関と連携した総合的な相談支援事業を中心に、生活保護になる前の段階の生活困窮者やひきこもり等の若者に対し、就労支援や学習支援等を伴走型で行っていきます。

具体的な取組

○ 生活困窮者やひきこもりの若者等に対する伴走型支援を実施します

生活保護受給の前段階にある生活困窮者や、ひきこもり・ニート等の若者を対象に、相談を受け課題を把握して、適切な支援プランを作成し、他機関との連携による家計相談・就労準備支援などにつなげます。また、支援経過を常に確認し、状況に応じて支援プランを見直すなど伴走型の支援を行います。

- 取組項目**
- 支援プランに基づく計画的支援 P93 5 (1)
 - 家計相談支援等による自立支援 P93 5 (2)

○ 稼働年齢層の就労支援を充実します

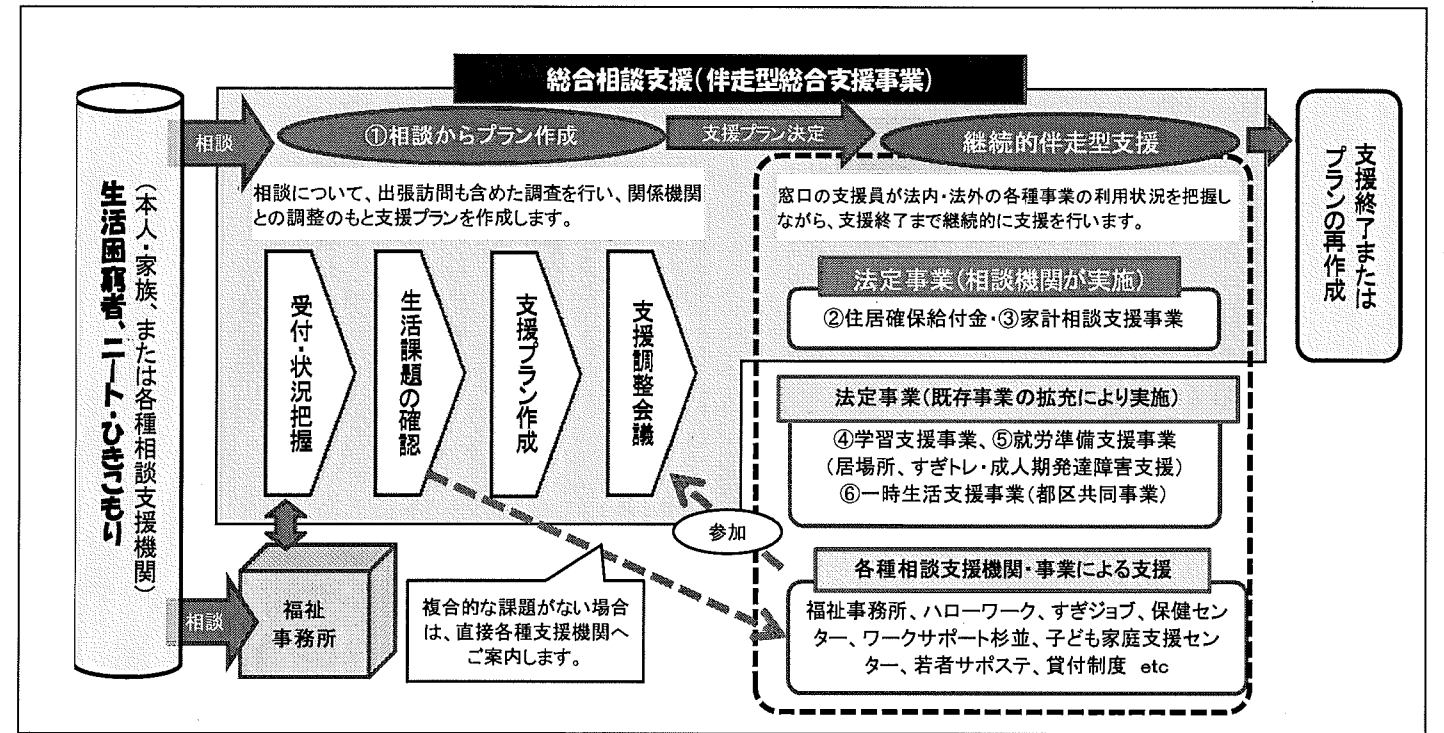
生活保護受給の前段階にある生活困窮者や、ひきこもり等で就職ができず将来困窮するおそれのある若者を対象に、就労支援センターや保健センター、常駐ハローワークとの連携により就労支援を実施します。また、生活保護廃止後の継続支援として、生活困窮者相談窓口との連携により就労定着を支援します。

- 取組項目**
- 就労阻害要因に応じた就労・就労準備支援の充実 P94 5 (3) ①
 - 生活保護廃止後の就労定着支援 P94 5 (3) ②

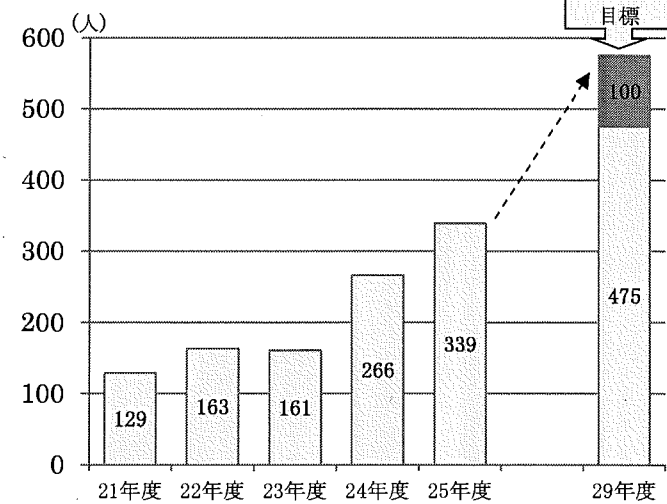
○ 高校生世代までの子どもに対する学習支援を充実します

貧困の連鎖を防ぐため、生活に困窮する世帯の子どもを対象にした学習支援等を行うとともに、ひきこもりや不登校などで将来、困窮リスクの高い子どもに対し、早期の段階から個別プランに基づく自立支援を行います。

- 取組項目**
- アウトリーチによるニーズの把握 P94 5 (4) ①
 - 学習習慣の定着支援 P94 5 (4) ②
 - 社会性の獲得に向けた支援 P94 5 (4) ③



就労支援による就労達成者数の推移



生活困窮者自立支援法施行後は、生活保護世帯への支援に加え、生活保護に陥る前の段階である稼働層の支援にも力を入れ、就労達成者数の上乗せを目指します。

生活困窮者自立支援法とは

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立の促進に関する措置を講ずることを定めた法律。必須事業として、①自立相談支援事業、②住居確保給付金の支給、任意事業として、③家計相談支援事業、④学習支援事業、⑤就労準備支援事業、⑥一時生活支援事業などが定められている。

※文中の番号は上記の図の番号

災害時要配慮者支援を充実します

これまで

災害時に自力で避難できない方に対し、各震災救援所における安否確認や救護支援に向けた計画の作成を支援するとともに、個別避難支援プランの作成については、民生児童委員に加え、状態が重い登録者については、より身近な存在である介護支援専門員(ケアマネージャー)や障害者相談支援専門員によるプランの策定を進めるなど、プラン作成の促進とプラン内容の充実を図りました。

発災直後から超急性期(発災後72時間まで)は、災害拠点病院・災害拠点連携病院等の敷地内に緊急医療救護所を開設し、医師会等から派遣される医師等により医療救護活動を行う体制に変更しました。

今後

「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進し、災害への備えを普及していきます。また、震災救援所の運営支援を行うとともに、救援所を中心としながら、民間事業者も巻き込んだ支援体制の確立を検討します。さらに、災害時要配慮者に適切な医療救護を提供できる体制を整備します。

具体的な取組

○地域のたすけあいネットワーク(地域の手)による災害時の備えを推進します

災害時要配慮者に対し、平常時の備えや災害時の対応に関する情報を提供しながら、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進します。

また、震災救援所の運営について、行動指針やマニュアルの作成を通じ、社会福祉協議会と連携した支援を行います。

- 取組項目**
- 「地域のたすけあいネットワーク」未登録者に対する登録勧奨 P91 1 (1) ①
 - 個別避難支援プラン作成のための体制の強化 P91 1 (1) ②
 - 震災救援所運営連絡会の運営・支援 P91 1 (2)

○民間事業者との連携等による支援体制を充実します

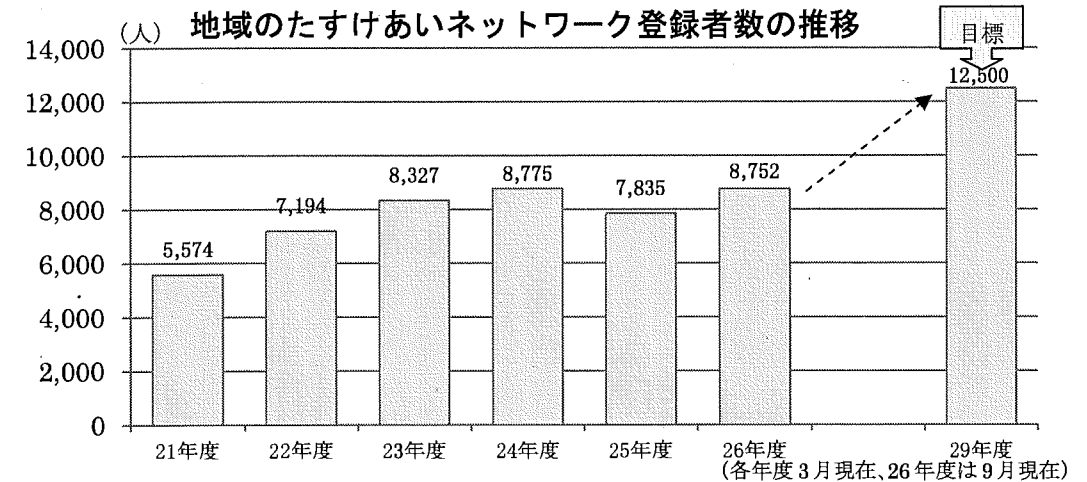
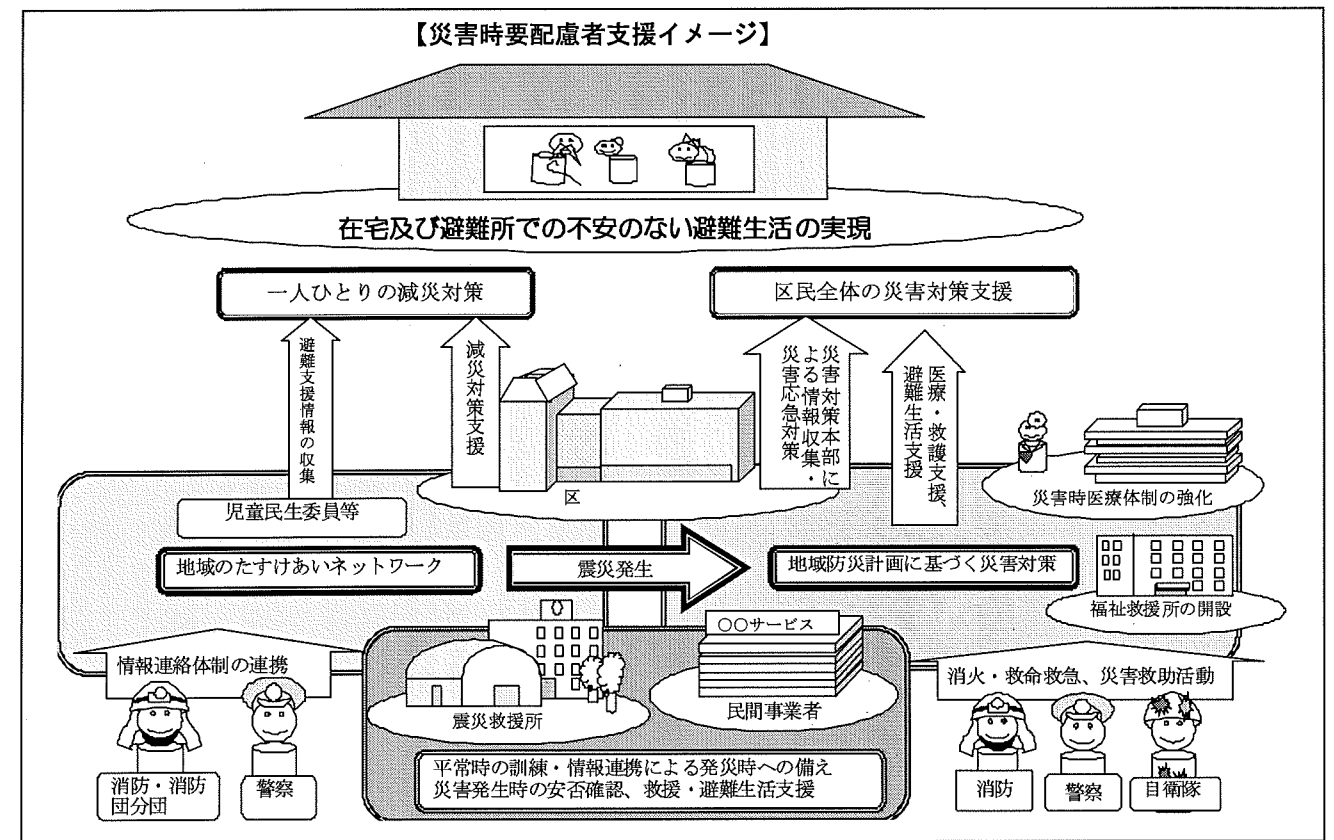
福祉救援所について、役割をより明確にしたうえで民間福祉施設の指定を増やすとともに、民間事業者の持つ情報や資源を震災救援所の活動に有効に活用した支援体制を確立します。

- 取組項目**
- 福祉救援所の指定に関する協定の締結推進 P91 1 (3) ①
 - 民間事業者の持つ情報等の活用 P92 1 (3) ②
 - 安否確認を支援するためのGIS(地理空間情報システム)の活用 P92 1 (4)

○災害時の医療救護体制の充実を図ります

災害発生時に緊急医療救護所の開設が想定される病院と共同で、実践的な医療救護訓練を実施します。また、人工呼吸器使用患者など、常に医療が必要な方が、災害時でも医療が継続できるよう、医療機関との連携体制等の整備を図ります。

- 取組項目**
- 災害拠点病院等との医療救護訓練の実施 P45 2 (2)
 - 災害医療活動拠点等の通信体制の整備 P45 2 (3)
 - 医療依存度の高い方に対する医療救護体制の整備 P45 2 (4)



災害時に自力での避難や避難生活が困難な方が「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」に登録することで、地域での関係ができ、災害時の支援につながります。

第4章 施策の展開

施策 いきいきと暮らせる健康づくり

現状と課題

- 生涯にわたって健やかにいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例」に基づき、区民や関係団体等との協働により、健康づくりを推進していく必要があります。
- がん、糖尿病などの生活習慣病については、発症予防、早期発見、早期治療の取組を引き続き進めるとともに、重症化予防等の視点から、健診等のデータを活用した取組を進めていく必要があります。
- うつ病などの心の病が増えており、精神疾患への理解や自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を一層推進するとともに、心の健康相談の充実が必要となっています。

施策の目標

- 区民や事業者などが協働・連携し、誰もが参加できる健康づくりの機会が整備され、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。
- がん、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、糖尿病有病者・予備群及びがんによる死亡率が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、介護認定を受ける年齢が上がっています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績	
	25年度	26年度 (目標)
65歳健康寿命 (東京保健所長会方式)	男性 82.7歳 女性 85.7歳 (24年)	男性 83歳 女性 86歳
内臓脂肪症候群の該当者とその予備群の割合	男性 39.2% 女性 11.2%	男性 40% 女性 11%
がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)	男性 102.1 女性 65.0 (24年)	—



目標値		
29年度	31年度	33年度
男性 83歳 女性 86歳	男性 83.5歳 女性 86.5歳	男性 84歳 女性 87歳
18%	16.8%	15.6%
男性 94.8 女性 52.9	男性 93.4 女性 52.2	男性 92.1 女性 51.4

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
いきいきと暮らせる健康づくり	健康づくりの推進	1 区民健康づくりの推進 実	⇒ (1) 地域全体で取り組む健康づくり活動の推進 (2) 地域自主グループの育成・支援 (3) 主体的な健康づくり活動を行うボランティアの拡大 (4) 健康増進教室の充実 (5) 介護予防把握事業 (6) 介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業 (7) 地域介護予防活動支援者の育成 (8) 未成年者の飲酒・喫煙・薬物乱用防止対策
		2 食育の推進	⇒ (1) 食育の普及啓発 (2) ライフステージに応じた食育の推進 (3) 健康な食事への環境整備 (4) 食育推進ネットワークの強化
		3 生活習慣病予防の推進 実	⇒ (1) 区民健康診査の実施 (2) 成人歯科健康診査の実施 (3) 生活習慣病予防の普及啓発 (4) 糖尿病予防の総合的な対策の推進 (5) 健診・医療情報等データの活用
		4 がん対策の推進 実	⇒ (1) がん一次予防の推進 (2) がん検診の推進 (3) 受動喫煙防止対策の推進等によるたばこ対策の強化 (4) がん患者と家族への支援
		5 「心の健康づくり」の推進 実	⇒ (1) 心の健康に関する正しい知識の普及啓発 (2) 心の健康相談の充実 (3) 自殺予防対策の推進 (4) うつ病対策の推進 (5) 地域支援ネットワークの整備(再掲)
		6 健康長寿を目指した調査・研究	
		7 難病・アレルギー対策の推進	⇒ (1) 難病対策の推進 (2) アレルギー・ぜん息患者への支援
	健康危機管理の推進	8 健康危機管理体制の強化	⇒ (1) 健康危機管理等関係機関連絡会の開催 (2) 健康危機に対する初期行動体制の強化 (3) 健康危機管理訓練の実施
		9 食の安全対策の推進	⇒ (1) 食中毒防止対策の強化 (2) 普及啓発・衛生教育 (3) リスクコミュニケーションの推進 (4) 食品添加物、表示に対する監視指導の強化
		10 環境衛生の確保	⇒ (1) 環境衛生関係営業施設の衛生確保 (2) 快適な住まいづくりの支援 (3) 安全で良質な飲料水の確保
		11 医薬品等の安全確保	⇒ (1) 薬事監視指導 (2) 毒物劇物監視指導 (3) 有害物質を含有する家庭用品の安全確保
		12 感染症対策の推進 (再掲)	
		13 食品・水等の検査による安全確保	⇒ (1) 試験検査の充実 (2) 放射能対策の実施
		14 動物と共生できる地域社会づくり	⇒ (1) 動物の適正飼養ルールの普及啓発 (2) 飼い主のいない猫を増やさない活動支援 (3) 狂犬病予防の推進

健康づくりの推進(事業1～7)

生涯にわたって健やかにいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例」に基づき、区民や関係団体等との協働と連携により、健康づくりを推進します。

1 区民健康づくりの推進 実

生涯にわたって健康な生活を送り健康寿命の延伸を図るため、健康増進や介護予防などの健康づくり活動を推進します。

(1) 地域全体で取り組む健康づくり活動の推進

区民、事業者、関係団体及び区がそれぞれの役割・責務を踏まえ、協働して健康づくりを実施しやすい環境の整備や、ライフステージに応じた健康課題に効果的な対応ができるよう、健康づくり推進協議会を通じて目標の設定や評価を実施し、地域社会の多様な社会資源を活用して健康づくりを総合的に推進します。

健康づくり推進協議会
健康づくりに関する施策の実施に関して必要な事項の調査審議を行うため、健康づくり推進条例の規定に基づき設置した区長の附属機関

(2) 地域自主グループの育成・支援

保健センターの健康講座等の参加者が、自主グループを結成し目標を共有して健康的な生活習慣の定着及び継続に向けて活動を行い、健康講座等の担い手となって地域へ普及活動が推進できるよう支援します。

(3) 主体的な健康づくり活動を行うボランティアの拡大

健康な地域づくりへの活動の展開に向けて、地域大学の受講後に登録した健康づくりリーダー及び食育推進ボランティアの継続的な活動を支援します。

食育推進ボランティア
すぎなみ地域大学の講座を受講して登録するボランティアで、健康的な食環境への取組等を通じて食育活動を推進している。

(4) 健康増進教室の充実

地域団体や民間企業等と連携し、適切な食生活と運動、禁煙の定着に向け身近な地域で参加しやすい教室を実施します。

(5) 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を、介護予防普及啓発事業などのあらゆる機会を通じて把握し、介護予防・認知症予防を支援します。

(6) 介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業

転倒予防の教室や身体能力測定会などのイベントを通じて介護予防に関する理解を深め、介護予防活動の習慣を広く地域に定着させます。また、認知症予防に効果のあるウォーキングや体操、知的活動を活発にするプログラムを提供し、認知症を予防する生活習慣への改善を進めます。さらに、地域住民が主体となって運営する「わがまち一番体操」「公園から歩く会」など介護予防や認知症予防につながる仲間づくり、交流の場を支援します。

(7) 地域介護予防活動支援者の育成

すぎなみ地域大学等を通し、地域で介護予防活動を担う介護予防サポーター・リーダー等の地域介護予防活動支援者の育成を図ります。また、地域介護予防活動支援者のレベルアップのために、専門職による相談・支援や定期的な研修等を実施します。

(8) 未成年者の飲酒・喫煙・薬物乱用防止対策

未成年者の飲酒・喫煙などの状況を把握するとともに、ポスター・標語の募集など学校教育を通じた普及啓発を行い、児童・生徒の意識の向上を図ります。また、「東京都薬物乱用防止推進杉並地区協議会」と連携し、薬物乱用駅頭キャンペーンを実施し、区民への啓発を行います。

2 食育の推進

区民の誰もが、生涯にわたって心身共に健康で、豊かな人間性を育むために、食育推進ボランティアをはじめ個人、団体、企業など多様な主体の参加と連携・協力により、食育を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 食育の普及啓発

食育推進ボランティアを地域に増やし、食育月間、食生活改善運動・健康増進月間等あらゆる機会や場を通じて、がん対策、生活習慣病予防対策、地産地消、食の安全対策などに向けた食育を広く普及します。

こうした取組を通じて、区民一人ひとりが実践可能な健康的な食生活を普及していきます。

(2) ライフステージに応じた食育の推進

望ましい食習慣の定着と食の選択力が自然に身につくよう、保育園、学校等の給食をはじめ料理講習や野菜の栽培など様々な体験を通して、ライフステージに応じた切れ目のない食育を推進します。

また、生活習慣病の予防など各年代の健康課題の解決のため、食生活の改善を推進します。

(3) 健康な食事への環境整備

区民の健康長寿を支える「健康な食事の提供」に取り組む店を地域に増やします。

バランスの良い外食が食べられるヘルシーメニュー推奨店の拡充や、食品取扱施設の衛生向上、特定給食施設における給食管理の向上、食品の適正な表示等への指導などを行い、安全で健康的な食生活を支援する環境を整備します。

特定給食施設
特定多数人に継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるもの

(4) 食育推進ネットワークの強化

区民、地域団体、企業による食の安全・安心に関する意見交換会、健康な食事普及実行委員会などによる食のネットワークを拡充し、効果的な食育の推進を目指します。

3 生活習慣病予防の推進 **実**

すべての世代の区民が安心して健やかに暮らすことができるよう、自らの健康に関心を持ち、食生活、喫煙、運動、歯・口腔の健康などに関する生活習慣の改善のための事業を充実します。

(1) 区民健康診査の実施

健康の維持・増進のため、健康状態をチェックする健康診査を実施します。

生活習慣病予防対策の一環として、糖尿病などの疾患の早期発見を図るため、30～39歳で職場の健康診査を受ける機会のない人を対象に、成人等健康診査を実施します。

また、40～74歳の国民健康保険加入者を対象とする特定健康診査や、後期高齢者医療制度加入者を対象とする後期高齢者健康診査を実施します。なお、特定健康診査の結果、生活習慣病発症リスクが高いと判定された方に、生活習慣改善を目的として、特定保健指導を実施します。

特定健康診査
40～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象に、メタボリックシンドロームに着目した検査項目で実施する健康診査

後期高齢者医療制度
75歳以上全員と、前期高齢者(65～74歳)で障害認定による者を対象とする他の健康保険とは独立した医療保険制度

(2) 成人歯科健康診査の実施

歯科疾患の発症・重症化の予防、かかりつけ歯科医の定着を促進するため、20・25・30・35・40・45・50・60・70歳の区民を対象に歯科健康診査と歯科保健指導

特定保健指導
医療保険者が特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要のある者に対し、毎年度、計画的に実施する、動機付け支援・積極的支援

を行います。

(3) 生活習慣病予防の普及啓発

生活習慣病予防のため年代別や健康課題に即した予防的な講座を実施するとともに、幅広い年代の区民が気軽にアクセスできるウェブサイトによる情報発信を行います。

また、ヘルシーメニュー推奨店登録の拡充や、区民が利用しやすい運動教室の開催、喫煙対策実施施設の増加など健康に関する環境整備を行う中で、広く区民に生活習慣病予防の普及啓発を行います。

(4) 糖尿病予防の総合的な対策の推進

有病率が増加している糖尿病について、発症予防対策として区民健康診査結果を活用した効果的な普及啓発を行うとともに、重症化予防対策として医師会などと連携した糖尿病対策の仕組みを構築していきます。

(5) 健診・医療情報等データの活用

特定健康診査及び医療情報等データの分析に基づいた生活習慣改善の疾病対策別講座や普及啓発事業を行います。

また、データヘルス計画を策定し、国民健康保険の被保険者の健康増進及び適正な医療給付を推進します。

データヘルス計画
健康保険の保険者が特定健康診査及び医療情報等データの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

4 がん対策の推進 **実**

がん予防に関する知識の普及啓発やがん検診を推進し、早期発見・早期治療につなげます。また、患者・家族が安心して療養できるようにするため、相談体制の充実を図るとともに、がんと診断された時からの緩和ケアを推進します。

(1) がん一次予防の推進

① 正しいがん予防知識の普及啓発

がん発症の要因や仕組み、予防のための生活習慣改善など、がんの正しい知識の普及啓発を図るため、すべての世代に分かりやすく、継続的に情報提供を行います。

特に、他の自治体と比較し、若年期からの注意が必要な乳がん・子宮がんの予防について、重点的に普及啓発を推進します。

② 生活習慣改善によるがん予防の実践

日本人を対象とした疫学研究などでは、偏った食事や喫煙、運動不足、肥満、多量飲酒、塩分の過剰な摂取などを是正し、健康的な生活習慣を身

につけることで、がんの発症リスクを相当程度低下させることができると言われています。

科学的根拠に基づく生活習慣改善のほか健康増進のための各種講座やイベントを充実させるとともに、民間企業との連携を図り、がん予防を実践する区民を増加させる取組を推進します。

(2) がん検診の推進

がんの早期発見・早期治療のため、がん検診受診率向上に加え、精密検査結果の把握により、検診の質を向上します。

① がん検診電算システムを活用したがん検診受診率向上策の推進

がん検診電算システムを活用し、受診データに基づく、効果的な個別受診勧奨・再勧奨を行い、がん検診受診率向上を目指します。特に40歳から69歳の働き盛りの区民への受診率を高める取組を強化します。

② 精度管理連絡会等を活用したがん検診の精度の向上

がん検診の実施から精密検査の結果把握に至るまでのプロセス指標を正確に把握し、外部の専門家で構成する「がん検診精度管理連絡会」等を活用し、がん検診の評価と見直しを行うことにより、がん検診の質の向上を目指します。

プロセス指標

受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率など、検診の実施過程に関する指標。これらの指標を高めることで、死亡率減少を目指していく。

③ 個別受診勧奨等による精密検査受診率の向上

がん検診を受診し、要精密検査と判定されたにもかかわらず、精密検査を受診しないことは、がんの発見の遅れにもつながります。医療機関からの働きかけに加え、がん検診電算システムを活用して、個別受診勧奨を実施し、精密検査受診率の向上を目指します。

(3) 受動喫煙防止対策の推進等によるたばこ対策の強化

がんの発生原因のひとつとされているたばこについて、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策、喫煙者の禁煙サポートを推進していきます。中でも、職場の受動喫煙対策について、商店会連合会や産業協会、商工会議所等の協力を得ながら進めていきます。

(4) がん患者と家族への支援

早期からの緩和ケアについて、がん患者や家族、医療・介護の従事者への普及啓発を図ります。

また、相談窓口や患者会等の情報を把握し、周知を図るとともに、在宅療養支援を担う関係機関の連携強化を図ります。

① がんと診断された時からの緩和ケアに関する普及啓発

講演会・イベント、研修の実施やパンフレット等の配布を通し、患者、家族、関係者等に対し、緩和ケアについて正しい知識の普及啓発を図ります。

② 緩和ケアを支える関係機関の連携強化

在宅医療推進連絡協議会がん対策部会で、緩和ケアを支える関係機関の連携の具体策等について検討を進めていきます。また、イベント等を通し、関係機関同士の顔の見える関係を築きます。

③ がんの療養に関する相談体制の充実

保健センターや杉並区在宅医療相談調整窓口等の職員が、がんの治療や療養に関する、患者、家族の相談に適切に応じられるよう、研修等により、スキルアップを図ります。また、相談機関、専門医療機関、介護事業所、患者会等、関係機関との情報共有を図り連携を強化します。

5 「心の健康づくり」の推進 **実**

近年、うつ病などストレスが影響する心の病が増えている中、区民がいきいきと安心して暮らせるよう、心の健康に関する普及啓発を行うとともに、必要なときに気軽に相談できる体制を整備します。

また、家族会や患者会などの自主グループの支援や、関係機関・地域との連携の仕組みづくりを推進します。

(1) 心の健康に関する正しい知識の普及啓発

講演会や広報・ホームページを活用した普及啓発により、区民の心の健康の増進を図るとともに、精神疾患への正しい理解を図り、精神疾患がある方への支援者を増やします。

アディクション

例えばアルコール依存症や薬物依存症、ギャンブル依存症、摂食障害など、害があるのに止められない不健康な習慣へののめり込みをいう

(2) 心の健康相談の充実

アディクション、ひきこもり、思春期問題、PTSD、発達障害など、多様化する問題に対して、区民が気軽に相談できるよう、保健センターや関係機関等の相談窓口の周知に努めます。

また、より専門的な相談や訪問相談にも対応できるよう、関係機関との連携を強化します。

PTSD

災害など命の危険にさらされるような事件や衝撃・喪失体験のあと、その場を再体験する感覚や不眠、過度の緊張状態、感情マヒなどの症状がでることをいう。

(3) 自殺予防対策の推進

自殺には、健康問題や多重債務等の経済問題など、複数の要因が複雑に関係しています。周囲の人が悩みを抱えた方に気づき、対応できるよう自

発達障害

脳の機能障害であり、物事の見方、感じ方、理解の仕方、人との関わり方や行動の仕方にかたよりのある障害。代表的なものとして、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害などがある。

自殺予防に関する正しい知識を普及するとともに、相談窓口担当職員や民生児童委員等を対象とした研修や情報共有を行い、対応力の向上に取り組みます。

① 自殺予防に関する正しい知識の普及啓発

自殺を考えている人の存在に気づき、見守っていけるよう、自殺予防に対する正しい知識を普及していきます。特に、毎年5月と9月を「杉並区自殺予防月間」と定め、普及啓発に重点的に取り組みます。

② 相談窓口の連携と対応力の向上

相談窓口担当職員の対応力を向上させるため、職員研修を実施します。また、相談窓口で対応する職員が自殺予防に関する情報を共有し、横断的に連携して対応できるよう、関係職員による自殺対策連絡会を開催します。

③ 地域の関係機関との連携

当事者の悩みに周囲の人が気づき、見守りができる地域づくりのために、民生児童委員等を対象とした研修を実施します。

また、医療機関等の関係団体との連絡会を立ち上げ、自殺予防対策の情報を共有し、連携を進めていきます。

④ 遺された方への支援

自殺は当事者だけの問題ではなく、周囲の人や遺された家族にも重大な心理的影響を及ぼします。遺された家族に対し、必要な支援に関する情報提供を行うなど、多面的な支援をしていきます。

(4) うつ病対策の推進

うつ病について区民に正しい情報を提供し、早期発見・早期対応を推進するとともに、本人・家族への支援を行います。

① 普及啓発の強化

うつ病の早期発見のポイントやうつ病予防に関する情報について、講演会や広報すぎなみ・区ホームページ・パンフレット等を通じて周知を図るとともに、相談窓口を周知し、早期に相談することが効果的であることを啓発します。

② 産後うつの早期発見・早期対応の推進

すこやか赤ちゃん訪問の際にスクリーニングを実施するほか、妊娠期からの相談体制を強化し、必要に応じて専門医等の相談につなぎます。

③ 家族への支援の充実

うつ病患者がいる家族の方に、うつ病の理解と適切な対応についての講演会を実施するとともに、家族同士の交流をはかり、情報交換や語らいの場を設けます。

(5) 地域支援ネットワークの整備 (再掲) → 81 ページ

6 健康長寿を目指した調査・研究

平成24年4月1日現在、満80歳の区民を健康長寿モニターとし、アンケート調査や医療・介護のデータ収集を平成29年度までの5年間継続して実施し、高齢期の生活習慣や社会活動、環境等が、個々人の健康長寿にどのように寄与しているかを検証します。検証結果は、健康長寿施策推進の基礎データとして活用します。

7 難病・アレルギー対策の推進

在宅難病患者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、区民の理解を促進するとともに、療養環境の整備を行い、患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

また、アレルギー疾患を早期に発見し、悪化防止・回復を図るため、アレルギー相談を行うとともに、ぜん息等に関する情報提供を行います。

(1) 難病対策の推進

① 「心のバリアフリー」の推進 (再掲) → 92 ページ

② 在宅難病患者の療養支援

各種制度の紹介や療養相談、医療・保健・福祉等関係機関との連携等により、患者の療養環境を整備します。

また、杉並区医師会が実施する在宅難病患者訪問診療事業を活用し、在宅医療に関する専門相談の充実を図ります。

(2) アレルギー・ぜん息患者への支援

① 大気汚染による健康障害者への医療費助成

認定申請を受理して認定審査会を開催し、認定された気管支ぜん息等の患者に医療券を交付し治療に要した医療費を助成します。

② アレルギー相談の充実と講演会の開催

保健センターで実施する4か月児健康診査及び1歳6か月児健康診査の際に、問診を行い、アレルギーの心配がある子どもとその保護者に対して、専門医によるアレルギー相談を実施します。

また、アレルギー、ぜん息等に関する講演会を開催します。

健康危機管理の推進（事業8～13）

食中毒や感染症の発生など、区民の生命や健康が脅かされる健康危機に対し、関係機関と緊密に連携して、健康被害の発生予防、適切な医療の提供、健康被害拡大の防止等危機管理体制の整備に努めます。

また、食品・環境衛生・医薬品等に関する健康被害から区民を守るため、監視指導の充実や正確で迅速な試験検査を実施し、区民の安全確保の取組を進めるとともに、普及啓発活動の推進や科学的根拠に基づく説明により、区民の不安・不信を解消します。

8 健康危機管理体制の強化

(1) 健康危機管理等関係機関連絡会の開催

健康危機発生時には随時、東京都、警察、消防、医療等の関係機関との連絡会を開催し、情報の共有化、役割分担の明確化を図るとともに、連携した取組を行います。

(2) 健康危機に対する初期行動体制の強化

食中毒、感染症、飲料水等による健康危機に対する各種個別マニュアルを充実し、健康危機に迅速な対処ができるようにするとともに、原因が特定できない場合においても、迅速・的確な初期行動をとれる体制の強化を図ります。

(3) 健康危機管理訓練の実施

健康危機発生時に迅速かつ的確に対応できるように訓練を行い、初期行動体制の強化や情報の収集・提供等に関する職員の健康危機管理能力の向上を目指します。

9 食の安全対策の推進

食品による健康被害の発生防止と区民の食の安全・安心を確保するため、食に関する問題に迅速に対応します。特に、抵抗力の弱い小児・高齢者の食の安全確保や生食肉による食中毒対策に重点を置いて取り組みます。また、区民、食品事業者、行政の三者によるリスクコミュニケーションを推進します。

(1) 食中毒防止対策の強化

小児や高齢者などのハイリスクグループ（比較的免疫力が低く食中毒や感染症への抵抗力が弱い集団）が利用する集団給食施設に対して、HACCP

HACCP

(Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要管理点)

食品の製造工程を分析し、特に管理が必要な点を定めることにより、安全な食品をつくる衛生管理の手法

の考え方にに基づき、重点的に監視指導を実施します。

また、生食肉など健康被害のリスクが高い食品を提供する飲食店などに対し、重点的に監視指導を行います。

(2) 普及啓発・衛生教育

食中毒の発生を抑制するため、区民及び食品事業者が食中毒などの正しい知識を身につけられるよう、講習会などを通じ、様々な食品衛生の情報を発信します。また、食品事業者に対し自主管理思想を啓発し、食品事故の未然防止を図ります。

(3) リスクコミュニケーションの推進

区ホームページ、パンフレット等による迅速な情報提供に努めるとともに、定期的な意見交換会、食の安全に関するシンポジウム等を開催し、区民、事業者、行政の三者によるリスクコミュニケーションを推進します。

リスクコミュニケーション
社会を取り巻くリスクを適切にマネジメントするために、消費者、事業者、行政、専門家などが、情報や意見を交換し、互いに意思疎通を図ること

(4) 食品添加物、表示に対する監視指導の強化

食品製造施設での添加物や表示の違反を無くすため、区内全製造施設への立入検査を実施し、使用する添加物を把握するとともに、適正な使用について指導します。併せて、アレルギー物質を含む食品の適正表示について、監視指導を強化します。

10 環境衛生の確保

理・美容所、公衆浴場等の環境衛生関係営業施設や、受水槽を經由して給水する施設への立入指導、住宅の室内環境（化学物質、ダニアレルゲン等）の調査と助言を行います。

(1) 環境衛生関係営業施設の衛生確保

環境衛生関係営業施設を区民が安心して利用できる衛生的な施設とするために、立入による監視指導を行います。また、社会情勢の変化とともに多様化する営業形態に対応するため、営業者及び従事者に対する講習会等による衛生教育を実施し、営業施設の衛生水準を確保します。

さらに、理容組合等が自主的に行う衛生管理向上のための講習会や衛生検査について協力を行うなど、自主管理による安心安全な営業施設づくりの支援を推進します。

(2) 快適な住まいづくりの支援

快適な住まいの実現のため、住宅の室内環境調査（化学物質、ダニアレルゲン等）を実施し、調査結果に基づく「住まい方」についてのアドバイスをを行います。また、アレルギー予防教室や乳幼児の健康診査などの機会に、より快適な住まいづくりの情報を提供します。

(3) 安全で良質な飲料水の確保

区民が安心して飲料水を飲めるように、給水設備（受水槽）の所有者・管理者に対して、日常の衛生管理について指導します。また、水道事業体（都水道局）と連携して、汚染事故のない直結給水方式への転換を施設所有者に働きかけます。

11 医薬品等の安全確保

医薬品、医療機器、毒物劇物並びに有害物質を含有する家庭用品による健康被害や事件・事故から区民を守るため、薬局、毒物劇物販売業の店舗等への監視指導、製品の安全確認検査を行います。

(1) 薬事監視指導

国・都など関係機関との連携を図りながら、薬局、医薬品販売業の店舗、医療機器販売業の営業所等に対し、「自己点検の促進」「許可に付随する義務の遵守」「医薬品等の不適正な広告をさせない」ことに重点をおいた監視指導を実施します。併せて、流通過程にある製品の検査を実施し、医薬品の適正な品質確保に努めます。

(2) 毒物劇物監視指導

都区合同の一斉重点監視指導を行い、毒物劇物の適正な受渡しや安全な取扱いができる設備が整っているか確認を行います。また、盗難等による事件・事故を防ぐため、毒物劇物の安全な保管・管理体制について指導します。

(3) 有害物質を含有する家庭用品の安全確保

日常生活で使用される繊維製品や洗剤などの家庭用品に含有される有害物質について、安全性の確保・確認のための検査を実施し、違反品が発見された場合は、製造者への指導等を行います。

12 感染症対策の推進（再掲） →47ページ

13 食品・水等の検査による安全確保

食品・飲料水・感染症予防・放射能等に関して、科学的根拠に基づく指導・助言等を行うための試験検査を実施します。

(1) 試験検査の充実

検査需要を予測し、時代の要請に応じて、正確で迅速な検査を実施します。

① 理化学検査の充実

食品添加物検査、残留農薬検査、水質化学検査、アレルギー物質等の理化学検査の技術向上を図り、化学物質を原因とする区民からの食品に関する相談事例に対応できる検査体制を維持します。

② 微生物検査の充実

冬季を中心として保育園等の児童福祉施設、高齢者福祉施設、学校などで頻発しているノロウイルスを原因とする感染症、並びに腸管出血性大腸菌O157等に起因する大規模食中毒及び感染症に対して、保菌者検索事業も含めて、迅速に検査結果が出せる検査体制の強化を図ります。

保菌者検索事業
食品取扱従事者等を対象としてO157等の細菌検査を行うことにより、食中毒の未然防止を図る事業

③ 検査情報収集・精度管理の充実

健康危機発生時の検査に即応するため、試験検査に関連する最新の情報を収集し、検査技術の維持・向上に努めます。また、検査の正確性を確保するために、厚生労働省が実施機関として認めた一般財団法人食品薬品安全センター等の外部精度管理調査に参加するとともに、衛生試験所でも独自に内部精度管理を実施し、検査結果に万全を期します。

精度管理
外部精度管理（外部機関が実施）と内部精度管理（施設内で実施）とがあり、検査精度の維持向上を図るもの

(2) 放射能対策の実施

区民の安全・安心を確保するため、空間放射線量の測定や小中学校・保育園等の給食食材などに含まれるセシウム等の放射能濃度を測定し、その結果を公表します。

① 給食食材等の検査

小中学校及び保育園等の給食食材等についてゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性セシウムの測定を行います。

ゲルマニウム半導体検出器
主に食品中のガンマ線放出核種及びその濃度の測定に使用する低い放射能濃度まで正確に測定できる

② 飲料水の検査

区内で給水される2系統の水道水についてゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性ヨウ素及び放射性セシウムの測定を行います。緊急時には必要に応じて測定回数を増やします。

ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器
空間放射線量の測定に使用し、検出器に放射線が入った際に生じる蛍光を測定する

③ 空間放射線量の測定

ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器を用いて、空間線量の測定を定期的に行います。緊急時には必要に応じて測定回数を増やします。

14 動物と共生できる地域社会づくり

人と動物の共生できる地域社会の実現を目指し、動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発を進めます。

(1) 動物の適正飼養ルールの普及啓発

都市における適正飼養ルールの冊子等の作成、講習会等の開催、杉並区動物適正飼養普及員(杉並どうぶつ相談員)の地域に根ざした活動を通して、適正飼養ルールや終生飼養の周知を図り、快適な環境の確保と動物愛護の融和した、人も動物も共に健やかに暮らしている地域社会の実現を目指します。

杉並どうぶつ相談員
動物の飼い方やマナーの向上に関する普及啓発活動を行う区民ボランティアで、地域の身近な相談員として、区と協働して、動物の愛護及び適正な飼養の推進のための各種の活動を行う

(2) 飼い主のいない猫を増やさない活動支援

「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」の実施や杉並どうぶつ相談員の活動により、飼い主のいない猫を適正に管理するグループを育成・支援します。これにより、不妊・去勢手術の促進、餌場・フン等の適正管理を推進し、飼い主のいない猫の減少と猫による生活環境への被害の減少を目指します。

飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業
飼い主のいない猫を適切に管理するグループの育成を目的とした事業で、「飼い主のいない猫・杉並ルール」を守って活動するグループが管理している猫の不妊・去勢手術を、区の費用負担の下、獣医師会の協力を得て実施する

(3) 狂犬病予防の推進

区民と動物の健康と安全を確保するため、人と動物に共通する感染症の知識の普及を進め、狂犬病の国内発生の危険性を犬の飼い主に認識してもらうよう周知を図ります。これにより、狂犬病の発生予防とまん延防止のため、畜犬登録を推進し、狂犬病予防注射の接種率の向上を目指します。

施策 地域医療体制の充実

現状と課題

- 医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とした医科・歯科の急病診療体制を確保するとともに、災害時などに医療を受けられるよう区内の医療機関との連携・協力体制の構築を進めています。また、AED（自動体外式除細動器）の区施設への設置や救急協力員（すぎなみ区民レスキュー）の養成により、区民の初期救急対応力は着実に向上しています。
- 在宅で安心して生活できるよう医療法や介護保険法の改正を踏まえ、地域における医療と介護の連携を更に推進していく必要があります。
- 新型インフルエンザ等の新たな感染症に備え、新たに策定した行動計画に基づく防疫体制の整備や区民への周知啓発を行う必要があります。

施策の目標

- 夜間・休日においても安心して診療を受けられる体制が確保されているとともに、地域の医療機関の連携が強化され、災害時や新たな感染症発生時の医療体制も整備されています。
- 緊急時に、傷病者に対して迅速・正確に応急手当のできる区民が増え、地域における初期救急対応力が向上するとともに、感染症の予防策の区民への周知が図られています。
- 高齢者等が在宅で医療・介護を受ける体制が充実し、在宅で安心して生活することができています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	70.8%	65%	75%	78%	80%
救急協力員（すぎなみ区民レスキュー）登録者数	2,417人	2,600人	3,200人	3,600人	4,000人
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	71.3%	—	75%	77%	80%

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
地域医療体制の充実	緊急時の医療体制充実	1 救急医療体制の充実 実	(1) 急病医療情報センターの運営 (2) 小児急病診療体制の確保 (3) 急病診療の実施 (4) AEDの配備 (5) 救急協力員の養成
		2 災害時医療体制の充実 実	(1) 緊急医療救護所の維持運営 (2) 災害拠点病院等との医療救護訓練の実施 (3) 災害医療活動拠点等の通信体制の整備 (4) 医療依存度の高い方に対する医療救護体制の整備
		3 地域医療の連携	(1) 開設・建替病院との協議・調整 (2) 歯科保健医療センターの運営 (3) 医療の安全確保
		4 在宅医療体制の充実 実	(1) 医療・介護の連携強化 (2) 在宅医療相談調整窓口の充実 (3) 後方支援病床の確保 (4) 在宅医療の普及啓発
		5 感染症対策の推進 実	(1) 新型インフルエンザ等対策の推進 (2) 感染症対策の強化 (3) 予防接種事業の推進

緊急時の医療体制充実(事業1、2)

地域の医療機関と共に、災害等の発生など緊急時に区民の生命を守る取組や診療時間外の急な体調不良などに対して安心して医療を受けられる体制の充実を図ります。

1 救急医療体制の充実 **実**

医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とする内科・歯科の急病診療体制を確保し、健康不安の解消を図ります。

また、緊急時に備え、AED(自動体外式除細動器)の配置を増やすほか、迅速・的確に応急手当を行うことができる救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)や区職員の養成、区民を対象とした応急手当の普及・啓発活動を通じて、初期救急対応力の向上を図ります。

(1) 急病医療情報センターの運営

平日の夜間や休日など、病院・診療所等の診療時間外における急な体調不良や小児急病の相談に対し、「杉並区急病医療情報センター」を設置し、受診可能な医療機関等の案内や相談に対応します。

(2) 小児急病診療体制の確保

平日の夜間や休日など、病院・診療所の診療時間外の小児の急な体調不良に対して、早期の対応をすることのできる体制を確保し、安心して子育てできる環境を確保します。

(3) 急病診療の実施

休日などの病院・診療所の休診日等に対応するため、保健医療センター内の内科・歯科・調剤の施設において、一次的な救急対応を行うとともに、区内の診療所で輪番による内科・小児科の診療を行い、安心できる医療体制を確保します。

保健医療センター
障害者の生活支援、休日等急病診療など、区民の健康の保持及び増進を図るための施設

(4) AEDの配備

初期の救急活動に欠かせないAED(自動体外式除細動器)を、区立の集会施設や運動施設などの身近な場所に配備し、地域の初期救急対応力の向上を図ります。

(5) 救急協力員の養成

心肺停止等の傷病者に迅速・的確に応急手当が行える「救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)」を養成し、地域の初期救急対応力の向上を図ります。

また、すぎなみ区民レスキュー対象の実技研修を実施し、救命技術の維持・向上を図ります。さらに、緊急時に適切な対応ができるよう区職員全員に救命講習を実施し、初期救急対応力の向上を図ります。

2 災害時医療体制の充実 **実**

区内の医療・病院関係者等との連携の下、東日本大震災の教訓を活かして修正した地域防災計画に基づく医療救護体制の充実を図っていきます。

(1) 緊急医療救護所の維持運営

区は、大規模災害が発生した場合、速やかに緊急医療救護所を開設し、医療救護活動ができるよう医薬品や医療資器材等の適切な維持運営を行います。

緊急医療救護所

大規模災害の発生により、多数の負傷者が想定される際、超急性期（発災後72時間まで）までは、災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の敷地内に設置し医療救護活動を行う

(2) 災害拠点病院等との医療救護訓練の実施

区と災害拠点病院及び災害拠点連携病院等が連携し、発災後、速やかに緊急医療救護所を開設し、医療救護活動が行えるよう、実践的な訓練を実施します。

災害拠点病院

都の指定する、災害時に主に重傷者の治療・収容を行う病院

災害拠点連携病院

都の指定する、災害時に主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院

(3) 災害医療活動拠点等の通信体制の整備

災害拠点病院等との通信手段を複数確保するため、災害医療活動拠点（杉並保健所）及び災害医療活動拠点支所（医師会館）に衛星電話を設置します。

また、区災害医療コーディネーターが常に衛星電話を携帯し、災害拠点病院等の情報収集や連絡調整に支障のない体制を確保します。

区災害医療コーディネーター

区が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえて、緊急医療救護所等への医療救護班の派遣や、医療機関の確保等について区に対して医学的な助言を行う

(4) 医療依存度の高い方に対する医療救護体制の整備

災害時要配慮者等（人工呼吸器使用患者、人工透析患者、酸素療法患者等）に対し、必要な支援を行うため医療機関との連携体制を整備します。

3 地域医療の連携

医療への不安解消や要望に応え、安全・安心・信頼の医療が提供される環境づくりを進めるため、医療施設の監視指導を実施するとともに、感染症情報など医療の安全に役立つ情報を医療機関等に提供します。また、患者と区内の診療所等との良好な関係を築けるよう支援するため「杉並区医療安全相談窓口」を設置しま

す。

(1) 開設・建替病院との協議・調整

区内に、新規に開設や建替等を計画している病院が、区民の医療ニーズに的確に对应していけるよう診療体制などについて協議・調整を行うとともに、医療機関相互の連携が図られるよう調整を図ります。

(2) 歯科保健医療センターの運営

一般の歯科診療所では受診が困難な障害者や有病の高齢者などが、安心して歯科の治療や検診を受けられるよう「歯科保健医療センター」を設置し、障害のある方などの歯科医療の確保を図ります。また、地域歯科医療との連携を図るなど、より身近な歯科医での受診を進めるかかりつけ歯科医の普及を推進します。

(3) 医療の安全確保

① 体制整備と情報提供

区民が適切な医療を受けられるよう、医療法等に基づく監視指導を実施し、医療安全に関わる医療機関の体制整備を推進します。また、医療事故や感染症等の医療の安全に役立つ情報を適時、医療機関等へ提供し、安全で安心できる地域医療を目指します。

② 医療安全相談窓口の設置

相談者から寄せられた区内の診療所等に対する苦情や要望などを区内の診療所等に伝達し、患者と診療所等の良好な関係を築くとともに、相談者からの診療内容や健康に関する相談などを受けるために「杉並区医療安全相談窓口」を設置し、区民の医療に関する不安解消に努めます。

4 在宅医療体制の充実 **実**

高齢者等が疾病を抱えても在宅で安心して生活できるよう、在宅医療に携わる関係機関の連携強化を推進するとともに、医療・福祉の専門職による相談の実施や後方支援病床の協力病院との連携を強化します。

(1) 医療・介護の連携強化

在宅療養を担う医療・介護の関係者が切れ目のないサービスを提供できるよう、在宅医療推進連絡協議会の運営を通して医療と介護関係者の顔の見える関係づくりに努めます。また、新たに医師会の協力を得て日常生活圏域を単位に医師の主導による在宅医療地域ケア会議を実施し多職種との連携による在宅医療体制を推進します。

(2) 在宅医療相談調整窓口の充実

医療が必要な高齢者に対して、専門の職員が、どのような医療や支援が必要かを把握し、地域の医療機関及び制度の利用に繋げる支援をします。適切な支援を行うため最新の医療情報を把握するとともに、在宅医療に携わる医師からの支援を受け相談対応力の向上に努めます。

(3) 後方支援病床の確保

在宅療養支援診療所等の主治医が一時的な入院治療が必要と判断した在宅療養者を確実に入院できるようにすることが、在宅療養の支えとなります。区では、速やかな入院調整ができるよう病床を提供する協力病院との連携を図ります。

(4) 在宅医療の普及啓発

医療が必要になっても在宅で安心した生活を送ることができるよう、区民や医療・介護関係者に対し、講演会などを通じて、在宅医療に関する知識の普及啓発に取り組みます。

5 感染症対策の推進 **実**

感染症とその予防に関する知識の普及啓発を実施します。また、感染症発生時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、医療機関、社会福祉施設、その他関係機関等との連携を強化します。

(1) 新型インフルエンザ等対策の推進

新たに策定した「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対策を推進するとともに、疾病に対する知識、発生時の行動、日頃の備え等についてパンフレットや講演会を通じて区民に周知します。

また、発生時における防疫体制の整備や関係医療機関等との連携体制の強化を図ります。

新型インフルエンザ等
感染症法に規定される新型インフルエンザ等感染症及び新感染症で、誰もが抵抗力（免疫）を持っていないため、いったん発生すると、大流行（パンデミック）になるおそれがある。健康被害ばかりではなく、社会経済活動にも多くの影響を及ぼすことが心配されている

(2) 感染症対策の強化

集団発生のリスクが高い幼稚園、学校及び保育園などの社会福祉施設等への感染症予防と感染拡大防止策の周知を図るとともに、広報や地域イベントを活用して区民への予防知識の啓発活動を積極的に行います。

結核については、依然としてわが国最大の感染症であり、患者は都市部に集中しています。定期健診や接触者健診による結核の早期発見、発病予防に

努めるとともに、医療機関との連携を図りながら、服薬・療養への支援を行います。

(3) 予防接種事業の推進

予防接種法に関する国の動向を踏まえ、的確な予防接種事業を実施するとともに、予防接種システムを活用して未接種者へ接種勧奨を実施し接種率向上に努めます。

施策 高齢者の社会参加の支援

現状と課題

- 平成21年度から開始した、高齢者の社会参加を支援する「長寿応援ポイント事業」の活動参加者数は年々増加し、主体的で多様な地域活動が行われています。
- 社会奉仕活動・相互の支えあい活動（友愛活動）・健康増進活動・いきがい活動を行ういきいきクラブの活動の支援を通じて、地域の支えあいを更に進めていく必要があります。
- 今後、高齢化が一層進展していく中で、高齢者が地域の中で互いに支え合いながらいきいきと活動できる環境や就労できる環境を整えていく必要があります。

施策の目標

- 高齢者が同じ趣味や関心、地域での活動などを通して、さまざまな区民とつながり、支えあいながらいきいきと生活しています。
- 高齢者が自らの知識や経験を活かし、就労や地域貢献活動などにより社会参加しています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
65歳以上の高齢者でいきがいを感じている人の割合	82.9%	81%	90%	93%	95%
地域活動・ボランティア活動・働いている高齢者の割合	39.0%	35%	45%	48%	50%

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
高齢者の社会参加の支援	高齢者のいきがい活動の推進	1 高齢者のいきがい活動支援 実	(1) 社会参加支援・高齢者就業支援 (2) いきいきクラブの活性化支援 (3) ゆうゆう館及び高齢者活動支援センターでの高齢者の自主的な活動の推進
		2 長寿応援ポイント事業 実	(1) 長寿応援ポイント事業の推進 (2) 長寿応援ファンド助成による地域活動の活性化
		3 区民健康づくりの推進 (再掲)	(1) 介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業(再掲) (2) 地域介護予防活動支援者の育成(再掲)

高齢者のいきがい活動の推進(事業1~3)

区の高齢化率は20%を超え、元気な高齢者が今後ますます増えていくことが予想されます。そこで、高齢者が地域の中で互いに支えあいながら活動できる環境や就労できる環境を整えていきます。

また、NPO法人等との協働による自主的活動を更に推進するなど、地域での様々なつながりのもとに、高齢者が元気にいきがいを持って活躍できる取組を進めていきます。

1 高齢者のいきがい活動支援 **実**

高齢者が同じ趣味や関心を通じて結び付くとともに、地域での活動などの場で多様な世代の区民と交流し、つながり支えあいながらいきいきと生活する地域社会づくりを進めます。

また、高齢者が自らの知識や経験を活かし、健やかで活力ある高齢期を過ごすことができるよう、地域貢献活動や就労できる環境を整え、社会参加を支援します。

(1) 社会参加支援・高齢者就業支援

就労意欲のある高齢者と求人したい企業等の意向とが結びつくよう就業のための知識や就労情報を提供するとともに、キャリアカウンセラーによる個別相談等を通じて就業支援を行います。

また、NPO法人の設立、起業、ボランティア活動など、多様な働き方を習得する講座の開催を行います。

さらに、高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターの事業運営の安定を図るための支援を行います。

(2) いきいきクラブの活性化支援

高齢者が相互に助け合い、見守り活動などを通じて、地域の高齢者福祉を推進するいきいきクラブを活性化させるとともに、新規クラブの立ち上げを支援します。

いきいきクラブ

概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を活かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体。

(3) ゆうゆう館及び高齢者活動支援センターでの高齢者の自主的な活動の推進

ゆうゆう館では、高齢者の自主グループ活動を活性化するとともに、地域で高齢者を支えあうコミュニティづくりにつながる、地

域に密着した多世代交流拠点となるよう運営を行います。

また、高齢者活動支援センターにおいても、高齢者が自主的活動をしやすい環境を提供するため、使いやすい施設の運営に向け支援を行うとともに、ゲートボール場の管理については、使用団体が自主的に行い、健康的に活動ができるよう支援を行います。

2 長寿応援ポイント事業 **実**

高齢者が、ボランティアや健康づくりなどの社会参加活動を通じて、お互いが支えあい自らも元気になる、長寿応援ポイント事業への参加者を増やす取組を進めます。また、寄付されたポイントを原資とする長寿応援ファンドにより、様々な地域貢献活動に助成します。

(1) 長寿応援ポイント事業の推進

様々な人との支えあいを進めていくために、より多くの高齢者が興味を持って参加できるよう、事業を検証し多様な媒体を活用した普及啓発活動を行います。

(2) 長寿応援ファンド助成による地域活動の活性化

高齢者の日常生活や健康づくりを支援する地域貢献活動などに長寿応援ファンド助成を行い、地域活動の活性化を進めていきます。長寿応援ファンドの目的に沿った助成ができるよう運営方法の見直しを進めます。

3 区民健康づくりの推進 (再掲)

(1) 介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業 (再掲)

→30ページ

(2) 地域介護予防活動支援者の育成 (再掲) →30ページ

施策 高齢者の地域包括ケアの推進

課題と現状

- 高齢化が急速に進む中、区内の高齢者の6割以上が、医療や介護が必要になっても現在の住まいにできるだけ住み続けたいと願っています。
- 高齢者が在宅で安心して生活できるために、医療と介護をはじめとする日常生活を支援するさまざまなサービスが適切に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。
- 認知症高齢者の徘徊による行方不明等や、認知症への理解不足による高齢者虐待等が増加しており、認知症に対する社会の理解を更に広めるとともに、早期発見・早期診断を実施し、適切に医療・介護につなげる体制づくりが急務です。

施策の目標

- 高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できるよう、医療・介護のサービスを中心に、生活を支援するさまざまなサービスが適切に提供されています。
- 介護保険制度をはじめとした公的サービスだけでなく、地域の多様なサービスの担い手が要介護高齢者とその介護者の生活を支えています。
- 早期発見・早期対応を軸とした認知症対策が実施され、認知症高齢者の在宅生活を支え家族を支援することで、認知症になっても在宅で安心した生活が送れています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	71.3%	—	75%	77%	80%
在宅介護を続けたいと思う介護者の割合	73.0%	80%	83%	84%	85%

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
高齢者の地域包括ケアの推進	高齢者の認知症対策と地域包括ケアの推進	1 認知症対策の充実 実	(1) 早期発見・早期対応の仕組みづくり (2) 認知症相談の充実 (3) 「認知症ケアパス」の作成 (4) 専門的な対応・支援の仕組みづくり (5) 成年後見制度等の利用促進(再掲) (6) 認知症高齢者家族安らぎ支援(再掲) (7) 徘徊高齢者探索システム(再掲)
		2 在宅生活を支える地域づくりの推進 実	(1) 地域包括支援センター(ケア24)の機能強化 (2) 包括的支援事業の充実・推進 (3) 地域包括ケアのバックアップ機能の整備((仮)天沼三丁目複合施設の整備) (4) 外出支援相談事業の充実
		3 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の整備・充実	(1) 介護予防・生活支援サービスの整備・充実 (2) 介護予防ケアマネジメントの充実 (3) 介護予防の普及啓発と推進
		4 在宅医療体制の充実(再掲)	
	地域における安心な生活の確保	5 地域の見守り体制の充実 実	(1) 安心おたつしゃ訪問 (2) 高齢者緊急通報システム (3) 高齢者安心コール (4) 見守り配食サービス (5) たすけあいネットワーク(地域の目)
		6 日常生活支援の充実	(1) いっときお助けサービス (2) 訪問理美容サービス (3) 寝具洗たく乾燥サービス (4) 住宅改修費の助成 (5) 高齢者24時間安心ヘルプサービス助成 (6) 高齢者火災防止器具給付
		7 家族介護者支援の充実 実	(1) ほっと一息、介護者ヘルプ (2) 緊急ショートステイ (3) 認知症高齢者家族安らぎ支援 (4) 徘徊高齢者探索システム (5) 家族介護教室 (6) 家族介護継続支援 (7) 介護用品等の支給 (8) 介護者の会等への支援 (9) 外出支援相談事業の充実(再掲)
		8 高齢者の虐待防止と権利擁護の充実	(1) 虐待防止及び対応体制の充実 (2) 高齢者保護・介護者等支援 (3) 権利擁護 (4) 「心のバリアフリー」の推進(再掲)
	介護保険事業運営の円滑な	9 介護保険サービスの適切な利用促進	(1) 介護保険制度の周知・介護保険サービス情報の提供 (2) 相談・苦情体制の整備 (3) 民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成(再掲)
		10 介護保険サービスの質の向上	(1) 研修事業の実施及び支援 (2) 介護人材の確保・定着支援 (3) 介護給付の適正化
		11 地域密着型サービスの充実	(1) 小規模多機能型居宅介護の拡充 (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拡充

高齢者の認知症対策と地域包括ケアの推進（事業1～4）

認知症の早期発見・早期対応のために相談体制の充実や関係機関の連携強化、家族支援や地域支援体制の仕組みづくりなどの認知症対策を、地域包括ケアシステムの中心となる課題と捉え取り組みます。また、新たに地域包括支援センター（ケア24）に「（仮称）地域包括ケア推進員」を配置し、地域ケア会議を活用した地域づくりを進めるとともに、新たに創設する総合事業の整備や在宅医療体制の充実を図り、地域包括ケアを推進していきます。

1 認知症対策の充実 実

認知症の早期発見・早期対応のため、相談体制を充実させるとともに、対応困難な認知症高齢者への訪問支援を行うなど、医療機関と連携して治療につなげます。また、認知症の治療や介護サービスの流れを定めた「認知症ケアパス」を作成し、本人や家族を地域でいかに支えていくかを明らかにします。更に、地域の人たちと協働して認知症への理解を進め、地域で支援する体制を充実します。

(1) 早期発見・早期対応の仕組みづくり

認知症に早く気づき早く対応することの重要性を広めるための講演会の開催や、「セルフチェックシート」等の活用を通して認知症の早期発見・早期対応について普及啓発を図ります。

また、地域で認知症高齢者を支えるために、認知症サポーター数を増やすとともに、認知症サポーターがいる店舗や事業所を認知症サポーター事業所とし、認知症に対する地域の理解を広げます。

認知症に対する知識や理解の普及啓発を進めることにより、周りの小さな気づきから認知症の早期発見・早期対応につなげていきます。

(2) 認知症相談の充実

認知症高齢者の早期発見・早期対応のため、地域包括支援センター（ケア24）での認知症サポート医による物忘れ相談を拡充するとともに家族への認知症講座を実施します。

さらに、専門医・医療介護専門職からなる「認知症初期集中チーム」を設置し、認知症が疑われる人の家庭を訪問し、生活状況や認知機能等の情報収集や評価を行い、適切な診断へと結びつけ、本人・家族への支援を行います。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が、家族の訴え等により認知症が疑われる人やその家族を訪問し、本人の病状の把握と課題の分析から、本人及び家族への初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

また、区に配置した認知症コーディネーターが、認知症疾患医療センターと協力して訪問支援を行い、受診困難な認知症高齢者を適切な医療・介護サービスにつなぎます。

認知症コーディネーター

ケア24の相談ケースの中で認知症の疑いがあり受診に繋がらない等、必要な支援に網が得るために苦慮している方の連絡を受け、疾患医療センターの職員と共同した訪問支援により適切な医療やサービスに繋いでいきます。

(3) 「認知症ケアパスの作成」

認知症高齢者とその家族を支えるしくみを整理し、認知症と疑われる症状が発生した場合に、本人や家族が、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受ければよいか分かる、介護と医療の流れを示した「認知症ケアパス」を作成します。

認知症疾患医療センター

認知症に関する鑑別診断、身体合併症と周辺症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに地域の保健医療・介護関係者との連携を推進しています。杉並区においては、浴風会病院がその役割を果たしています。

認知症ケアパス

地域で認知症の人の生活を支えるために、生活機能障害の進行に併せて、いつ、どこで、どのような医慮・介護のサービスをうけることができるのかを示したもの

(4) 専門的な対応・支援の仕組みづくり

認知症の診断・治療に携わる医療機関の連携協力体制、医療連携の流れを明らかにする「クリティカルパス」を作成し、認知症の早期発見・早期診断につなげます。

認知症クリティカルパス

認知症の疑いのある方や鑑別診断を行う必要がある場合など早期発見・早期治療を実現するためにかかりつけ医療機関と専門医療機関との情報連携のしくみをいう。

また、医療関係者向けに、認知症の実践的知識や専門的技術の習得を目的とした研修「医療関係者ネットワーク研修」を実施し、医療・介護現場全体での認知症高齢者への相談・対応の質の向上を図ります。

(5) 成年後見制度等の利用促進 (再掲) →96ページ

(6) 認知症高齢者家族安らぎ支援 (再掲) →61ページ

(7) 徘徊高齢者探索システム (再掲) →61ページ

2 在宅生活を支える地域づくりの推進 **実**

団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年には、医療・介護サービスの不足が懸念されます。そのため住まいを基盤として医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるようにすることが必要になります。

(1) 地域包括支援センター(ケア24)の機能強化

急速に進む高齢化やそれに伴って増加する認知症高齢者へ対応するため、地域包括支援センター(ケア24)に「(仮称) 地域包括ケア推進員」を配置し、地域で高齢者に関するさまざまな相談を受止め、適切な機関・制度・サービスにつなぐ地域包括支援センターの機能の強化に努めます。

(2) 包括的支援事業の充実・推進

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、これまでの包括的支援事業に加え認知症対策を推進するとともに、多職種による「地域ケア会議」を活用して、在宅医療と介護の連携・生活支援サービスの体制整備を進めます。

包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、活動的に、かつ尊厳あるその人らしい生活を継続していくために、介護予防のマネジメントや総合相談・権利擁護・ケアマネジメントを通じて支援していく事業のことをいう。

(3) 地域包括ケアのバックアップ機能の整備((仮)天沼三丁目複合施設の整備)

荻窪税務署等用地を活用し、特別養護老人ホームに通常より規模の大きいショートステイ施設を併設し、在宅介護の家族支援を充実するとともに、在宅医療連携拠点や権利擁護等の支援機能を置き、各地域で推進していく地域包括ケアの取組をバックアップしていきます。

(4) 外出支援相談事業の充実

一人では外出が困難な方の日常生活や社会参加を支えるために、外出に関する総合相談、情報提供等に加え、必要に応じて他のサービスにつなげます。さらに、閉じこもりがちな高齢者向けの外出企画の実施等、地域の関係機関と連携し外出を支援します。

3 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の整備・充実

要支援認定者と要支援状態となるおそれがあると判定された高齢者（以下「総合事業対象者」という。）を対象として、介護予防と日常生活への支援を切れ目なく提供するために、「介護予防・日常生活支援総合事業」を新たに整備し、充実させます。

(1) 介護予防・生活支援サービスの整備・充実

介護保険制度改正により介護予防の訪問介護と通所介護は、全国一律の基準による予防給付から地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業に移行されます。現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当のサービスに加え、NPO法人やボランティアなど地域の様々な提供主体による訪問型サービス・通所型サービスとして整備・充実を図ります。さらに、高齢者の多様なニーズに対応するため、配食等の既存の社会資源によるサービスのほか、地域が主体となった生活支援サービスの充実を図ります。

(2) 介護予防ケアマネジメントの充実

総合事業対象者が、その状態や生活している環境に応じて、本人がいきがいや役割を持って自立した生活を送るために、適切なサービスを利用することができるよう必要な支援を行います。

(3) 介護予防の普及啓発と推進

今後の介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、要介護状態になっても、いきがいや役割をもって生活できる地域を実現するため、地域のリハビリテーション専門職等を活かして、新たに「地域リハビリテーション活動支援事業」を実施します。

4 在宅医療体制の充実

(再掲) → 46 ページ

地域における安心な生活の確保（事業5～8）

高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域における高齢者の見守りサービスや日常生活支援サービスの充実を図ることが重要です。高齢者虐待が深刻化する前に、関連機関及び地域との連携により、虐待の未然防止や高齢者の尊厳を守るための権利を擁護します。さらに、介護する家族等の孤立防止と介護の負担軽減に向けた対策を進めていきます。

5 地域の見守り体制の充実 **実**

高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、安心おたっしや訪問や高齢者緊急通報システム、見守り配食サービス、たすけあいネットワーク（地域の目）などにより、それぞれのニーズに応じた見守り体制を充実します。

(1) 安心おたっしや訪問

一定の要件に該当する高齢者を対象に、地域包括支援センター（ケア24）職員、民生委員及び区職員による訪問を行い、日常的に相談できる関係づくりを進めるとともに、訪問を契機として、これまで支援を受けていなかった高齢者を必要に応じて支援につなげます。

(2) 高齢者緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者等が自宅で急病等の緊急事態に陥った時、救急隊を要請するなど、迅速な対応ができるよう、無線発報器や赤外線センサー、火災センサーを設置します。

(3) 高齢者安心コール

ひとり暮らしの高齢者等に対し、区が委託するコールセンターの保健師等が、定期的に電話で安否確認を行うとともに、利用登録者からの健康相談等を実施します。

(4) 見守り配食サービス

調理・買物等が困難で、見守りが必要なひとり暮らしの高齢者等に、区が委託する事業者が自宅に夕食を届けるとともに安否確認を行い、併せて、健康状態等を継続的に見守ります。

(5) たすけあいネットワーク（地域の目）

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、地域のボランティアであ

あんしん協力員

地域の高齢者の見守りを行うたすけあいネットワーク事業の趣旨に賛同した方。定期的な訪問、声かけによる個別の見守りを行うほか、地域の高齢者を広く緩やかな見守りを行う。

る「あんしん協力員」による定期的な訪問等により見守りを行うとともに、団体毎の業務の特色を活かした「あんしん協力機関」による、地域に暮らす高齢者に対する緩やかな見守りを行います。

また、地域の見守り体制を拡充させるため、あんしん協力員の登録促進を図るとともに、民間の配食サービス事業者などの団体に対し、あんしん協力機関への登録の働きかけを行います。

あんしん協力機関

民間事業者等でたすけあいネットワーク事業の趣旨に賛同した団体(新聞販売店、宅配事業者など)日常業務の中で、その団体の特色を活かし、緩やかな見守りを行う。

6 日常生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、区独自の日常生活支援サービスを充実します。また、要介護・要支援と認定された高齢者だけでなく、一時的な心身の機能低下により生活に支障がある高齢者に対しても、介護予防の視点から必要なサービスを提供します。

(1) いっときお助けサービス

介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者のみの世帯で、退院直後や急病で一時的に身体機能が低下し在宅での生活に支障がある方に、ホームヘルパーを派遣し、在宅生活を支援します。

(2) 訪問理美容サービス

外出が困難な要介護認定を受けている65歳以上の高齢者に、自宅で理美容サービスを受ける利用券を発行し、在宅生活を支援します。

(3) 寝具洗たく乾燥サービス

寝たきり等の高齢者に対し、寝具の洗たく・乾燥サービスを行い、衛生面の保持など快適な日常生活が送れるよう支援します。

(4) 住宅改修費の助成

要介護又は要支援と認定された高齢者に、便器の洋式化、流し・洗面台・浴槽の取り替えなど住宅設備改修費の一部を助成します。

また、介護認定に該当しなかった高齢者に対しても、手すりの取付、便器の洋式化など住宅改修費の一部助成や、腰掛け便座など住宅付帯用具の給付を行います。

- (5) 高齢者24時間安心ヘルプサービス助成
介護保険の「夜間対応型訪問介護事業(24時間対応)」を利用する場合、その基本月額の一部を助成し、特別養護老人ホームの入所待機者を支援します。
- (6) 高齢者火災防止器具給付
認知機能の低下した高齢者に、火災等の予防のため電磁調理器等の住宅用減災器具を給付します。また、減災器具等の調査や給付器具の見直しを行うとともに、高齢者等への減災器具の情報提供に努めます。

7 家族介護者支援の充実 実

要介護高齢者だけでなく、介護する家族の休息の確保や負担の軽減を図るため、介護者支援サービスを充実します。

- (1) ほっと一息、介護者ヘルプ
要介護高齢者等を同居で介護している家族のためにホームヘルパーを派遣し、家族介護者の休息を提供します。
- (2) 緊急ショートステイ
在宅で高齢者を介護している家族が、病気やケガ、葬儀参列などにより、介護できなくなった場合に、区が委託した施設で一時的に介護します。
- (3) 認知症高齢者家族安らぎ支援
認知症高齢者を在宅で介護している家族の休息のため、安らぎ支援員が訪問して、家族や認知症高齢者の話し相手をしめます。
- (4) 徘徊高齢者探索システム
認知症による徘徊行動のある高齢者の行方がわからなくなったときに、GPSを利用して家族介護者等に位置情報の提供を行います。また、早期に安全に保護できるよう、他自治体における地域のネットワークの先駆的事例も参考にして、徘徊高齢者探索時の情報提供の在り方について検討を進めます。
- (5) 家族介護教室
介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等の講座を、地域包括支援センター(ケア24)やふれあいの家、グループホーム等の施設で開催し、要介護高齢者の家族や近隣の援助者等に、介護に関する知識・技術の習得を促進します。

(6) 家族介護継続支援

要介護認定または要支援認定を受けている方の介護者等を訪問し、介護方法、介護予防及び健康づくりなどに関する指導助言を行います。

(7) 介護用品等の支給

おむつ等を必要とする高齢者等に、一人ひとりの希望に合った介護用品を自宅等に配送します。

(8) 介護者の会等への支援

認知症高齢者を介護する家族が互いに支えあう「介護者の会」や、認知症の人と家族・地域住民・専門職等の誰もが参加でき集う場の活動が継続できるよう、介護者を支援するボランティアを育成します。

また、それらの活動が相互交流できるよう交流会を開催します。それにより、認知症高齢者の介護家族の孤立を防ぎ、よりよい家族の介護を継続できるようにします。

(9) 外出支援相談事業の充実 (再掲) →57ページ

8 高齢者の虐待防止と権利擁護の充実

高齢者虐待は、高齢者・介護者の孤立などの社会環境要因だけでなく、高齢者・介護者の病気や精神的な問題、さらには家庭内の人間関係など様々な問題が重なり合って発生します。高齢者虐待が深刻化する前に、関係機関及び区民の協力で未然防止や早期の対応を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、専門相談や研修を通じて虐待対応能力の向上を図ります。

(1) 虐待防止及び対応体制の充実

区及び地域包括支援センター(ケア24)に相談通報窓口を設置し、多職種の職員が、高齢者虐待の背景にある複雑な要因を分析し、迅速・的確に対応します。また、学識経験者、警察、医療機関、介護保険サービス事業者、民生委員等の関係者で構成する「高齢者虐待防止関係機関連絡会議」を開催し、情報交換するとともに、各関係機関が連携して高齢者の虐待防止に努めます。

(2) 高齢者保護・介護者等支援

高齢者の身体・生命に危険があると認められるときには、区が委託している施設等へ迅速に保護し、高齢者の安全の確保・介護者の負担軽減により虐待状態の解消を図ります。また、臨床心理士が介護者と共に考え、介護者の心の葛藤を整理する「介護者の心の相談」を実施し、介護者の心の負担軽減を図ります。

(3) 権利擁護

人権侵害行為を受けている若しくは受ける恐れのある高齢者に対し、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への入所・利用措置、消費者被害の防止に関する諸制度などを活用し、高齢者の権利擁護を図ります。

(4) 「心のバリアフリー」の推進（再掲） → 92ページ

介護保険事業の円滑な運営（事業9～11）

介護保険サービス等の適切な利用を促進するため、介護保険制度の周知・介護サービス情報の提供及び相談体制の充実を図ります。また、介護保険サービスの質の向上を図るため、事業者向けの研修事業や実地指導等を行います。

9 介護保険サービスの適切な利用促進

介護保険サービスの適切な利用を図るために、介護保険制度やサービスの内容、事業者情報等を利用者や家族にわかりやすく提供するとともに、身近な地域できめ細かな相談に応じられるよう相談窓口の充実を図ります。

(1) 介護保険制度の周知・介護保険サービス情報の提供

介護保険利用者ガイドブック、各種パンフレット、区広報・ホームページなどにより高齢者に必要な情報をわかりやすく提供し、介護保険制度へのより一層の理解を促します。

また、ホームページを活用した「介護保険サービス事業者情報検索システム」の提供や地域包括支援センター(ケア24)による情報提供の充実と周知を進めます。

介護保険相談員

地域の民生委員が、介護保険の制度やサービスについての身近な相談・支援を行っている

(2) 相談・苦情体制の整備

介護保険サービスが有効に活用されるために、区や地域包括支援センター(ケア24)をはじめ、介護保険相談員、まちかど介護相談薬局が身近な相談窓口として、連携した対応を行います。

また、介護保険サービスに対する意見、苦情の原因や問題点を把握し、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

まちかど介護相談薬局

気軽に立ち寄って相談ができる身近な薬局で、区の介護保険サービスの紹介などの情報提供を行っている

(3) 民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成（再掲） → 94ページ

10 介護保険サービスの質の向上

介護保険サービス事業者が、より質の高いサービスを提供するために研修を実施するほか、事業者団体等が開催する研修事業を支援します。

また、適切な介護給付を確保するため、介護保険サービス事業者への実地指導等を実施し、介護給付の適正化を図ります。

(1) 研修事業の実施及び支援

介護技術のスキルアップ研修等を実施し、介護力の向上とともに地域情報の共有や参加者同士の連携を図ります。

また、サービス別の事業者団体に対し、講師派遣や会場提供を行うなど、介護保険サービス事業者の研修事業を支援します。

(2) 介護人材の確保・定着支援

介護保険サービスを安定的に提供するために、ハローワーク等との協力により、就職相談会等を開催し、区内事業者の新規介護従事者の確保に努めます。

また、区内介護保険サービス事業所に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を行い、介護従事者の処遇改善を図り、定着を支援します。

(3) 介護給付の適正化

介護保険サービスを適正に提供するために、認定調査の点検、介護給付費の通知、医療情報との突合・縦覧点検、ケアプラン点検等を実施するとともに、事業者指導（実地指導・集団指導）を強化します。

11 地域密着型サービスの充実

在宅生活を支える身近な地域の拠点として「小規模多機能型居宅介護」や、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の事業所の充実に向け、民間事業者への助成や公有地の活用などにより整備を推進します。

(1) 小規模多機能型居宅介護の拡充

通いを中心に、泊まり、訪問を組み合わせる家庭的な環境で一体的にサービスが受けられます。認知症高齢者グループホーム等への併設などにより、整備を推進しサービスの充実を図ります。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拡充

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護のサービスを定期巡回訪問と随時対応により一体的に受けることができ、自宅で安心して暮らし続けられるよう支援する有効なサービスであり、事業の拡充を図ります。

施策 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

課題と現状

- 高齢化が急速に進む中、今後一層、要介護高齢者が増加し、単身や高齢者のみの世帯の割合も増えることが予想されます。
- 介護が必要となり自宅での生活が困難な高齢者のために、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を着実に進めていく必要があります。
- 高齢者が在宅で安心して生活ができるよう支援を充実するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けるための住まいを確保していくことが必要です。

施策の目標

- 介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進んでいます。
- 多様な形態の住まいが整備され、虚弱、単身など、見守りや生活支援が必要な高齢者が、安心して生活できる住まいを選択できるようになっています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
特別養護老人ホーム 確保定員	1,377人	1,607人	1,925人	2,072人	2,307人
認知症高齢者グループ ホーム定員	319人	—	528人	600人	672人
ケア付き住まい確保 戸数※	43戸	—	343戸	411戸	500戸

※区内のサービス付き高齢者向け住宅戸数と都市型軽費老人ホーム定員の合計

施策	事業	主な取組
要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	1 高齢者向け住宅の確保とバリアフリー化の推進	⇒ (1) 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援 (2) 住宅改修によるバリアフリー化等の推進
	2 ケア付き住まいの整備 実	⇒ (1) サービス付き高齢者向け住宅の整備 (2) 都市型軽費老人ホームの整備
	3 特別養護老人ホーム等の整備 実	⇒ (1) 区内での特別養護老人ホームの整備 (2) 自治体間連携による特別養護老人ホームの整備 (3) 介護老人保健施設の整備
	4 認知症高齢者グループホームの整備 実	
	5 多様な住まいの確保に向けた検討 実	⇒ (1) 総合的な住まいの確保策の検討 (2) 土地所有者等との連携

要介護高齢者の住まいと介護施設の整備（事業1～5）

高齢者が住み慣れた地域で自立して生活するためには、安心して住み続けられる住まいの確保や、所得や介護度など高齢者の状況に応じたサービスを受けられることが重要です。

住宅改修費の助成をはじめ居住継続のため各種支援を行うとともに、民間事業者への建設助成等により、サービス付き高齢者向け住宅や都市型軽費老人ホームの整備を進めます。

また、公有地の活用や建設助成などにより、民間事業者による特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を推進します。

特別養護老人ホームの区域外整備や土地所有者等との連携など多様な整備手法を用いるとともに、併設事業などにより地域包括ケアの推進に寄与する機能充実に努めます。

さらに、地域包括ケアシステム構築の土台となる住まいのあり方について、総合的に検討していきます。

1 高齢者向け住宅の確保とバリアフリー化の推進

高齢者向け住宅の確保とともに、住宅改修費の助成をはじめ居住継続のため各種支援を行います。

(1) 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援

高齢者住宅「みどりの里」やサービス付き高齢者向け住宅の運営のほか、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部と協働し、高齢者等のアパートあっせんや入居支援事業による家賃等債務保証などにより、高齢者の入居や居住継続を支援します。

また、被災や立ち退きなどで緊急に住宅の確保が必要な高齢者等に対し、区が借り上げた民間アパートを一時的に提供します。

(2) 住宅改修によるバリアフリー化等の推進

① 住宅改修費の助成（再掲）→60ページ

② 住宅修築資金の融資あっせん

住宅改修に必要な情報提供や高齢化対応工事を行う場合に修築資金の低金利融資あっせんなどを行い、快適な住まいづくりを支援します。

2 ケア付き住まいの整備 実

虚弱や単身など、見守りや生活支援を必要とする高齢者が、自分に合った生活をできる限り在宅で継続できるよう、医療・介護・見守りなど各種在宅サービスを一人ひとりの方に適した形で提供できる住まいを整備します。

(1) サービス付き高齢者向け住宅の整備

バリアフリー構造を有し、緊急時対応や安否確認サービス、生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を、民間事業者による整備誘導策を講じながら整備します。

(2) 都市型軽費老人ホームの整備

身体機能の低下などにより自立した日常生活に不安があり、家族による支援を受けることが困難な高齢者が、日常生活上必要な支援を受けることができ、低額な料金で入所できる都市型軽費老人ホームを、建設助成等により整備します。

3 特別養護老人ホーム等の整備 実

常時介護が必要で在宅生活が困難となった高齢者向けに、特別養護老人ホーム等の整備を推進します。

また、病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が入所する介護老人保健施設について、整備の方向性を検討します。

(1) 区内での特別養護老人ホームの整備

施設を建設・運営する社会福祉法人に対する建設助成や、区立施設再編整備計画によって生み出される一定規模の区有地や国・都との連携による未利用地の有効活用などにより、在宅生活を支えるショートステイを含め特別養護老人ホームの整備を促進します。また、小規模特養の整備についても検討します。

(2) 自治体間連携による特別養護老人ホームの整備

南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、この整備を踏まえ、都内での区域外整備を検討します。

(3) 介護老人保健施設の整備

病状が安定した要介護高齢者が、在宅での生活に復帰するための支援施設である介護老人保健施設について、今後の整備の方向性を検討します。

4 認知症高齢者グループホームの整備 実

認知症の方が家庭的な環境のもと、一人ひとりの能力を活かし少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームについて、施設を建設・運営する事業者などへの建設助成や区有地等の活用などにより、地域バランスを考慮しつつ整備促進を図ります。

5 多様な住まいの確保に向けた検討

(1) 総合的な住まい確保策の検討 実

住まいは、区民の生活を支える基盤であり、これまで杉並区住宅マスタープラン等に基づき、計画的に住宅政策を推進してきました。

今後、地域包括ケアシステム構築の観点を踏まえ、要介護、ひとり暮らし、低所得の高齢者、障害者などが安心して暮らすことができるよう、多様な住まいの確保に向け、学識経験者を交え、住宅政策を総合的に検討していきます。

(2) 土地所有者等との連携

認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の整備を促進するためには、土地所有者等の協力が必要です。所有者に対して補助制度のきめ細かい周知等により事業への理解を得ることや、不動産関係団体等との連携の仕組みをつくることにより、整備を促進していきます。

また、併せて、既存の空き家・空き室の活用方法についても検討を進めます。

施策 障害者の社会参加と就労機会の充実

課題と現状

- 障害者総合支援法の理念である「障害者の社会参加の機会の確保」に基づき、今後も、障害者が社会で活躍できる場や機会の更なる充実を図ることが必要です。
- 障害者通所施設の利用者数が増加し、加えて利用者の高齢化・障害の重度化も進んでおり、利用者の通所負担軽減も視野に入れた施設整備を進めていくことが必要です。
- 移動支援事業（ガイドヘルパー）の利用拡大により、障害者がさまざまな活動に参加する機会が増えており、今後は2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、スポーツに親しむ機会を拡大することで、更に社会参加を進めていくことが必要です。

施策の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れる活動の場が整備されています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細やかな継続的な支援により、就労している障害者が着実に増加しています。また、安定した就労が継続できるようにさまざまな雇用定着支援も充実してきています。
- 外出支援の取組が充実し、社会活動・スポーツに参加できる機会が増えていきます。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
年間新規就労者数	106人	110人	115人	118人	120人
重度障害者施設利用者数	176人	—	220人	230人	238人
移動支援事業利用者数	752人	—	1,030人	1,165人	1,300人

施策	施策推進の視点	事業	主な取組	
障害者の社会参加と就労機会の充実	日中活動の場の充実	1 重度障害者通所施設の整備 実	⇒ (1)施設運営費・送迎費の助成 (2)地域活動支援センターの運営・支援 (3)重度障害者通所施設の運営・支援	
		2 障害者通所施設等の運営支援		
		3 中途障害者の支援		⇒ (1)通所リハビリテーションの実施 (2)高次脳機能障害者の相談
	就労支援の充実	4 多様な職場体験 実	⇒ (1)実践型実習 (2)体験型実習 (3)すぎなみワークチャレンジ事業	
		5 障害者就労促進 実		
		6 雇用定着支援 実		⇒ (1)就労相談・支援の実施 (2)身近な地域での就労先の開拓
		7 障害者施設の工賃アップ支援 実		⇒ (1)企業訪問 (2)生活支援 (1)すぎなみ仕事ねっと支援 (2)民間との連携による工賃アップの取組 (3)障害者優先調達推進法への対応
	社会参加の促進	8 障害者の移動支援の充実 実		
		9 コミュニケーション支援	⇒ (1)手話通訳者・要約筆記者の派遣 (2)代読・代筆サービスの実施	
		10 多様な講座・交流の場の運営		
		11 社会参加を促進する障害当事者・団体事業への支援	⇒ (1)障害当事者活動への支援 (2)障害者団体への助成の実施 (3)ふれあいフェスタの実施 (4)ふれあい運動会の実施	
		12 自立を支援する情報共有の充実	⇒ (1)障害者福祉推進連絡協議会の開催 (2)地域自立支援協議会の開催 (3)障害者のてびきの発行 (4)情報提供サイト「の～まらいふ杉並」の運営	
		13 障害者スポーツ・レクリエーションの普及・振興 実		

日中活動の場の充実(事業1～3)

障害者がいきいきと活動できる場の確保に努めるとともに、中途障害者のリハビリテーション等の充実を図ります。

1 重度障害者通所施設の整備 **実**

医療的なケアや障害特性に応じたケアが必要な方が充実した日々を送ることができるよう、日中活動の場を確保するため、重度障害者のための通所施設を、社会福祉法人等と連携して整備を進めます。また、整備するための土地・建物確保のため、土地所有者への理解や不動産関係団体とも連携を図り、整備を促進します。

2 障害者通所施設等の運営支援

民間の障害者通所施設等に対しては、安定・継続した施設運営により利用者が安心して通所できるよう、引き続き事業者に対して施設運営経費等を助成し、運営を支援していきます。

(1) 施設運営費・送迎費の助成

民間の障害者通所施設の運営を支援するため、運営事業者に対して施設運営に要する経費、利用者の交通費・給食費について補助を行うほか、送迎サービスを実施する施設に対しては送迎費の補助を行い、施設運営を支援していきます。

(2) 地域活動支援センターの運営・支援

民間の地域活動支援センターの運営を支援するため、運営事業者に対して施設運営に要する経費の補助を行うほか、利用者の交通費・給食費に対しても補助を行い、施設運営を支援していきます。

(3) 重度障害者通所施設の運営・支援

重度障害者通所施設の運営を支援するため、運営事業者に対して施設整備・運営に要する経費の補助を行うほか、送迎サービスを実施する施設に対しては送迎費の補助を行い、施設運営を支援していきます。

3 中途障害者の支援

高次脳機能障害者、若年性認知症などの中途障害者が地域で自立生活ができるように、心身のリハビリテーションなどの支援をします。中途障害者の特性に合わせた生活について、個々に目標を設定し、専門職が課題を明

中途障害者

一般的に、疾病や事故などによって人生の途上で発生した障害であり、出生時や周産期に発症した先天的障害に対比して用いる

確にし、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。

(1) 通所リハビリテーションの実施

グループでの創作活動やレクリエーション活動、障害者スポーツ等の通所プログラムを通して、能力の向上や、生活上の課題の発見、解決に向けた支援を行います。

(2) 高次脳機能障害者の相談

高次脳機能障害者本人や、家族の日常生活上のトラブルの相談窓口を開設し、関係機関と連携して、障害者サービス等の生活支援の情報を提供します。

就労支援の充実(事業4～7)

障害者の就労希望に応えるため、就労支援関係機関等と連携を図ります。一人ひとりの個性や能力に合わせたきめ細かな就労支援を行うために、多様な実習や体験の場、就労の場の開拓を行うとともに、安定した就労が継続できるように定着支援を充実していきます。また、通所施設等の工賃向上に向けた取組を民間団体と協働して行います。

4 多様な職場体験 実

一人ひとりにあった就労支援を行うために、様々な体験の場を整備します。

(1) 実践型実習

一般就労への意欲のある方に対し、10日前後の実践的な就労経験のできる機会を提供します。区役所や図書館などの公共の場だけでなく、一般企業での実習の充実も図ります。

(2) 体験型実習

就労への意欲を喚起し、今後、就労を目指せるような就労体験の場として、身近な商店街等での短期間の実習を実施します。また、この実習を通して地域の障害者理解と障害者雇用の拡大の機会とします。

(3) すぎなみワークチャレンジ事業

区役所での実践的な就労を通じてスキルアップを図り、その後の一般企業等への就職を目指します。また、区役所での障害者雇用を通じて、区民や区内企業に対し働く障害者への理解を深めます。

5 障害者就労促進 **実**

杉並区障害者雇用支援事業団を中心に通所施設や特別支援学校、ハローワーク、障害者相談支援事業所等、地域の障害者就労に関する関係機関のネットワークを活用し、就労を希望する障害者を支援します。

障害者雇用促進法

一定規模以上の事業主に対して、障害者雇用率以上の身体・知的障害者の雇用を義務付けている法律

(1) 就労相談・支援の実施

就労を希望する障害者やその家族、関係者への相談を行います。就労に必要な社会性や能力の評価を行い、個人の状況に応じた支援計画により、きめ細やかな支援を行います。

(2) 身近な地域での就労先の開拓

今後の障害者雇用促進法改正の動向を見ながら、該当する区内の企業や商店等に対して相談や助言等を通じた雇用支援を行い、障害者の身近な地域での就労先を増やします。また、主に区内の事業主を対象に、障害者就労への理解が深まるセミナーを行います。

6 雇用定着支援 **実**

就労している障害者や雇用主に対し、安定した職業生活を送るための定着支援を行います。

(1) 企業訪問

就職後の状況を把握するために、就職先の企業に対し定期的に訪問や連絡をし、障害者本人及び企業への助言等支援を行います。

(2) 生活支援

職業生活を継続する上で、安定した地域生活が欠かせないことから、これまで利用していた通所施設や福祉事務所、保健センター、障害者相談支援事業所等と情報の共有を図り支援を行います。また、就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、余暇の場として、たまり場事業や交流会、茶話会等を実施します。

7 障害者施設の工賃アップ支援 **実**

通所施設等の工賃の向上と安定化に向けた支援を行います。

(1) すぎなみ仕事ねっと支援

「すぎなみ仕事ねっと」を支援し、障害者施設の連携や情報共有、共同受注や自主生産品の品質向上を目指します。

すぎなみ仕事ねっと

区内の障害者就労施設等が参加して、障害者の工賃アップに共同で取り組むネットワークのこと。

(平成25年度末現在23施設)

区役所での共同販売会や、インターネットショップ及び店舗運営、共同受注、広報活動、共同研修会等を行っている。

(2) 民間との連携による工賃アップの取組

各障害者施設が、工賃アップのために、民間の経営やデザイン、流通などの専門的な力を活用して、魅力的な商品開発や効果的な販路開拓などに取り組めるような、仕組みをつくります。

(3) 障害者優先調達推進法への対応

杉並区の調達目標の達成に向け、調達可能な物品情報の収集や周知により、障害者施設等への発注の拡大を目指します。

障害者優先調達推進法

国や地方公共団体等が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入(調達)することを進めることを目的とした法律

地方公共団体等は、毎年、調達の方針を定め、実績を公表する必要がある

社会参加の促進(事業8~13)

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現を可能にすることに留まらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、認め合える共生社会・全員参加型の社会の実現へとつながっていきます。移動支援の充実やその担い手となるガイドヘルパーの養成、コミュニケーション手段の確保、情報の共有化を進めるとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受けて、障害者スポーツ等に親しむ機会の拡大策を新たに検討するなど、障害者が積極的に社会参加を図れる施策に取り組めます。

8 障害者の移動支援の充実 **実**

障害者の社会参加の中心を担う移動支援事業は、利用者数、利用時間数とも堅調な伸びが続いています。しかし、移動支援の担い手であるガイドヘルパーの不足などにより、個々の障害者が最大利用できる時間(支給時間)に対して、実際の利用時間は40%程度であることから、区の独自資格を付与するガイドヘルパー養成講習会を実施し、安定したサービス提供、

サービスの質の向上に努め、障害者の社会参加促進につなげていきます。

9 コミュニケーション支援

障害者の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援事業を行います。また、知的障害者、高次脳機能障害者など意思疎通を図ることに支障がある方への多様な支援のあり方について研究・検討していきます。

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚、音声、言語機能その他の障害のため、意思疎通に支障のある障害者に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し意思疎通の支援を行います。また、手話通訳や要約筆記の講習会、手話通訳者等の認定・登録などにより、支援を担う人材の育成に努めていきます。

(2) 代読・代筆サービスの実施

視覚障害者のための代読・代筆サービスを、障害者地域相談支援センター（すまいる）3所において実施します。

10 多様な講座・交流の場の運営

障害者の自立や社会参加を促進するため、学習や文化・教養、趣味活動のための多様な講座の開催や、障害者同士の交流の場、さらにはボランティア活動の拠点として、引き続き障害者福社会館、障害者交流館及び視覚障害者会館を運営していきます。

11 社会参加を促進する障害当事者・団体事業への支援

障害当事者や障害者団体の社会参加活動を支援するとともに、障害者と健常者が相互にふれあい、理解しあえる機会を提供します。

(1) 障害当事者活動への支援

障害者同士が話し合い企画・運営していけるよう、情報や活動の場の提供等の支援をしていきます。

(2) 障害者団体への助成の実施

障害者の団体活動を支援し、自立や社会参加の機会を広げるために、心身障害者団体の運営や活動・生涯学習事業に係る経費の一部を助成します。

(3) ふれあいフェスタの実施

障害者基本法で定められた障害者週間の前後に、障害者自立生活者及び功労者表彰、美術展、ホールイベントなどの「ふれあいフェスタ」を杉並区障害者団体連合会と共催で実施します。障害者と健常者が互いにふれあい、日頃の成果を発表する機会を提供することで、障害者が積極的に社会参加の意欲を高めることができるよう支援します。

(4) ふれあい運動会の実施

区内の小・中学生のほか多数のボランティアの協力を得て、「ふれあい運動会」を杉並区障害者団体連合会と共催で実施します。スポーツやレクリエーションにより体を動かす楽しさを体験することで、また障害者とボランティアなどの健常者とが互いにふれあい、協力することで、障害者の社会参加の意欲を引き出すことができるよう支援します。

12 自立を支援する情報共有の充実

障害者の自立生活を支援するため、関係機関と障害者施策のあり方や具体的な支援方法についての情報を共有する機会を設けるとともに、障害福祉サービス等の情報提供を充実します。

(1) 障害者福祉推進連絡協議会の開催

学識経験者、障害者団体、社会福祉団体や関係行政機関等が参加し、国の制度改正や障害福祉計画の策定・進捗状況など大局的な見地から、障害者の地域における自立した生活の実現に向けた情報交換を行い、障害者の福祉の向上を目指していきます。

(2) 地域自立支援協議会の開催

障害者、サービス事業所、教育・就労・医療機関、ボランティア団体、相談支援機関、権利擁護機関等が参加し、現場での事例検討などを通して把握される課題について意見交換を行い、障害者施策の推進につなげていきます。

(3) 障害者のてびきの発行

障害者を支援する事業や相談窓口などの情報を提供する「障害者のてびき」を3年に1回発行し、障害者の社会参加や日常生活の利便の向上を図ります。また、すべての障害者に対して情報が伝達できるよう、音声コードや点字版冊子を用いた情報提供を行います。

(4) 情報提供サイト「の～まらいふ杉並」の運営

障害者の生活に役立つ情報を正確かつ迅速に提供できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮した障害者の生活支援サイト「の～まらいふ杉並」を運営します。

ウェブアクセシビリティ
ウェブサイト(ホームページ)が
高齢や障害の有無に関わらず誰
でも使いやすいこと

13 障害者スポーツ・レクリエーションの普及・振興 **実**

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、新たに障害者スポーツ・レクリエーションの普及・振興策を検討・実施し、スポーツを通じた障害者の社会参加を支援します。

施策 障害者の地域生活支援の充実

現状と課題

- 平成25年4月施行の障害者総合支援法、平成25年6月成立の障害者差別解消法、平成26年1月に批准した「障害者権利条約」の理念に基づき、お互いが理解し合える共生社会の実現に向けて、障害者の地域生活支援や人権に配慮した権利擁護施策、虐待防止の取組の更なる推進が必要です。
- 障害者が身近な地域で、安心して快適に生活できるよう、障害種別や程度にかかわらず相談支援や質の高い在宅生活支援が受けられる体制の充実及び住まいの確保が必要です。

施策の目標

- 誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。
- 住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の程度に応じた住まいが整備されています。
- 障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
グループホーム利用者数	158人	180人	217人	232人	245人
障害者地域相談支援センター相談件数	22,000件	—	23,000件	23,500件	24,000件

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
障害者の地域生活支援の充実	相談支援体制の充実	1 障害者の相談支援の充実 実	⇒ (1)障害者地域相談支援センターにおける相談支援の充実 (2)当事者等の相談支援の充実 (3)地域支援ネットワークの整備
		2 サービス利用相談支援の充実	
		3 地域移行促進 実	⇒ (1)精神障害者の地域移行・定着支援 (2)知的障害者の入所施設等からの地域移行
		4 高齢障害者の相談支援体制の充実 実	⇒ (1)障害福祉サービス等利用計画作成の可能なケアマネージャーの養成支援 (2)障害者指定特定相談支援事業者のケアマネージャー資格取得支援
	多様な住まいの確保	5 住宅の確保支援	⇒ (1)住宅入居支援事業の実施 (2)区営住宅の活用 (3)一般住宅の改修によるバリアフリー化
		6 グループホーム入居者支援事業	
		7 障害者のグループホームの整備 実	
		8 障害者入所施設の整備 実	
		9 多様な住まいの確保に向けた検討(再掲)	
	安全安心な地域生活の確保	10 障害者の権利擁護の推進 実	⇒ (1)障害者権利条約の理念普及 (2)障害者虐待対策の推進 (3)「心のバリアフリー」の推進(再掲)
		11 障害者孤立防止ネットワークによる見守り事業の推進	
		12 災害時要配慮者支援対策の推進(再掲)	
	日常生活の支援	13 緊急時の安全安心システムの普及	⇒ (1)緊急ショートステイの実施 (2)位置情報端末機器の貸与 (3)緊急通報システムの設置
		14 短期入所等の充実	⇒ (1)重度障害者を含めた短期入所事業 (2)日帰りショートステイ
		15 重度障害者の在宅支援サービスの実施	⇒ (1)重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業 (2)訪問入浴サービス (3)理美容サービス (4)寝具洗濯・乾燥サービス (5)日常生活用具の給付等
		16 成人期発達障害者支援の充実 実	⇒ (1)初期相談時のアセスメントシートの活用 (2)専門プログラムの実施 (3)継続的な支援策の検討・実施
		17 地域の介護力向上への支援	⇒ (1)研修会等事業者支援事業の実施 (2)障害福祉サービス等の指導検査の実施
		18 障害者の疾病予防	

相談支援体制の充実(事業1～4)

障害者が自己決定に基づき、住み慣れた地域で生活を継続していくために、必要な障害福祉サービスの利用に関することなどを身近な地域で相談ができ、様々な情報が得られる体制を充実します。

また、入所施設等からの地域移行を積極的に進めるとともに、高齢障害者に対する相談支援体制も強化します。

1 障害者の相談支援の充実 **実**

障害者が抱える課題の解決や障害福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制を充実します。

(1) 障害者地域相談支援センターにおける相談支援の充実

区内3か所(荻窪・高円寺・高井戸)の障害者地域相談支援センター(すまいる)で、障害種別や手帳の有無にかかわらず、障害者の生活に関する様々な相談支援を行います。また、今後は特に地域移行支援や複合的な問題を持つ家庭の支援など、専門性の高い相談への対応力の向上を図ります。

(2) 当事者等の相談支援の充実

身体障害者・精神障害者及び知的障害者のピア相談の充実を図るため、ピア相談を行う人材の発掘・養成を積極的に行います。障害種別に関わらない当事者同士の輪を広げ、障害者自身が他の障害者の支援を行う体制の充実を図ります。

(3) 地域支援ネットワークの整備

障害のある方が地域で安心して生活できるよう、関係部署や関係機関と連携を深め、地域生活支援のネットワークの強化を図ります。

地域支援ネットワーク

障害者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることを目指して、保健センター、障害者地域相談支援センター(すまいる)や相談支援事業所等の関係機関や地域との連携を深めること。

2 サービス利用相談支援の充実

特定相談支援事業所が障害福祉サービスや様々な社会資源を活用して、一人ひとりのニーズに合ったサービス等利用計画を作成できるよう、研修会等を通じて事業所支援の一層の充実を図ります。

3 地域移行促進 **実**

地域で安心して生活が送れるよう、必要な支援体制を整備するとともに、本人の意向を尊重して施設や入所先から地域生活への移行を積極的に進めます。

(1) 精神障害者の地域移行・定着支援

長期に精神科病院に入院している方に対して、ピアサポーターが訪問し退院の動機づけを行うことで、地域移行を促進するとともに、退院の意思が明確になった段階で、障害者総合支援法に基づく地域相談支援へのスムーズな移行を図ります。また、入院中から地域生活のイメージをつくるとともに、地域移行後の定着支援のため、退院後も不調時に休息したり、緊急時に利用できる等の機能を備えた宿泊の場を整備します。

ピアサポーター

障害者の立場・視点で障害を持つ方に寄り添いながら、主体性を尊重した支援を行うもの。

(2) 知的障害者の入所施設等からの地域移行

入所施設などに1年以上入所している方の地域移行ニーズに対応し、必要に応じて一般相談支援事業所など地域の関係機関と連携し、地域移行に向けた支援を行います。

4 高齢障害者の相談支援体制の充実 **実**

高齢化の進展の中、介護者だけでなく高齢障害者の数も増加し、対策が急務となっています。加齢に加え、障害特性や障害福祉サービスを十分理解した「高齢障害者専門ケアマネージャー」の育成などにより、高齢障害者の特性を理解する相談支援専門員を増やし、相談支援体制を強化していきます。

(1) 障害福祉サービス等利用計画作成の可能なケアマネージャーの養成支援

ケアマネージャーの資格を持つ方に対して、障害特性や障害福祉サービスを理解し、また、サービス等利用計画を作成可能にするための養成研修を行います。

(2) 障害者指定特定相談支援事業者のケアマネージャー資格取得支援

サービス等利用計画の作成が可能な相談支援専門員に対して、ケアマネージャーの資格取得を支援します。

多様な住まいの確保(事業5～9)

障害者が住み慣れた地域の中で継続して生活するため、また、病院や遠隔地にある施設から、地域での生活を希望する方が安心して暮せる住まいを確保するため、グループホームの整備や条件にあった賃貸物件探しなどの支援を行います。さらに、障害特性や年齢、医療的なケアへの対応等それぞれの状況に応じた住まいの整備を進めます。

5 住宅の確保支援

(1) 住宅入居支援事業の実施

「高齢者等のアパートあっせん事業」や「高齢者等入居支援事業」を活用し、障害者のアパートなどへの入居支援を行います。

(2) 区営住宅の活用

障害者が、地域で継続して生活を送るため、引き続き区営住宅の一部を障害者用として活用します。

(3) 一般住宅の改修によるバリアフリー化

重度障害者に対して、一般住宅の一部をバリアフリー化するための改修費用を助成し、快適な日常生活が送れるよう支援します。

6 グループホーム入居者支援事業

障害者の地域生活における自立生活を目指し、グループホームに入居する障害者に所得に応じて家賃を助成し、経済的基盤を固めます。また、専門職員がグループホームを巡回し、入居者の医療・生活面の相談に応じるなど、地域生活を送る支援をします。

7 障害者のグループホームの整備 **実**

障害があっても地域の中で自立し安心して生活でき、ライフステージや生活環境の変化、個々のニーズに応じた住まいが選択できるよう、ハード・ソフトの連携した総合的な支援体制の構築を図ります。

社会福祉法人等と連携して、障害の種別に応じたグループホームの整備のほか、障害が重くても安心して生活できる施設を整備するため、公有地の活用や建設助成を行います。また、整備するための土地・建物確保のため土地所有者への理解や不動産関係団体と連携を図り、整備を促進します。さらに、区立施設再編整備計画によって

グループホーム

障害者が共同生活を営むための住まいであり、食事、排泄、入浴等の援助が受けられるサービス（共同生活援助）のこと。

生み出された用地を活用するなど、多様な手法により整備を進めます。

8 障害者入所施設の整備 **実**

障害が重く、医療的なケアや障害特性に応じたケアが必要な方が地域の中で安心して日常生活を行えるよう、社会福祉法人等と連携して、区立施設再編整備計画により生み出された用地等を活用し、重度障害者入所施設の整備を進めます。

9 多様な住まいの確保に向けた検討（再掲） → 69ページ

安全安心な地域生活の確保（事業10～13）

緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制を整備し充実していきます。また、障害者に対する虐待防止を含む権利擁護に関する取組を強化、推進します。

10 障害者の権利擁護の推進 **実**

「障害者権利条約」の批准をうけ、区は障害者への合理的配慮を率先して実践し、これまで以上に具体的・積極的に障害者の権利擁護について推進していくことが求められています。

（1）障害者権利条約の理念普及

障害のある人もない人も誰もが住みやすい杉並区を目指して、職員・区民向けの講演会や関係者には研修会を実施するほか、ポスター・パンフレットの作成等で「障害者差別の禁止」や「合理的配慮」など障害者の権利擁護に関する理念の普及に努めます。また、区では、職員研修の実施などにより、障害者への合理的配慮についての職員の心構えや意識の徹底に努めます。

合理的配慮

障害があっても日常生活を送れるよう、周囲が過度の特別な負担を負うことなく、状況に応じ、筆談や手助けなどの配慮をすること

（2）障害者虐待対策の推進

障害者虐待の通報や相談に、児童・高齢者担当の所管部署とも連携して迅速に対応します。また、緊急対応の必要性は低いですが、家族の状況に応じて継続的に見守りが必要な場合は、虐待防止見守り事業を実施します。障害者の家族などに対して、介護負担の軽減や介護の知識

等に関する情報提供、障害者虐待の早期発見・未然防止についての講演会やパンフレットの作成・配布など、障害者の虐待防止に関する理解を深めていきます。

(3) 「心のバリアフリー」の推進（再掲） → 92ページ

11 障害者孤立防止ネットワークによる見守り事業の推進

平成25年度に「日常生活・社会とのつながり実態調査」等で把握した孤立の危険性の高い世帯に対して、障害者地域相談支援センター（すまいる）を中心に区、相談支援事業所、サービス提供事業者等関係機関とのネットワークにより、見守り事業を推進します。

12 災害時要配慮者支援対策の推進（再掲） → 91ページ

13 緊急時の安全安心システムの普及

介護者や障害者本人の緊急時の対応策を普及し、障害者の生活の安全を確保します。

(1) 緊急ショートステイの実施

介護者の急病や緊急事態などの発生により、緊急的に障害者を受け入れる必要がある場合、休日や夜間などを含め24時間体制で、緊急ショートステイを提供します。

(2) 位置情報端末機器の貸与

知的障害者（児）を在宅で介護する方に対して、知的障害者（児）が行方不明になった場合に早期発見できるよう、位置情報端末機器を貸与します。

(3) 緊急通報システムの設置

ひとり暮らしなどの重度身体障害者世帯等に対して、家庭内で緊急事態になった時に民間警備会社に通報できる無線発報器に火災センサーと安心センサーを備えた緊急通報システムを設置します。

日常生活への支援(事業14～18)

成人期の発達障害者への支援など障害の特性や程度に応じた様々なサービスを充実します。また、サービスの質を確保するなど、引き続きサービス提供の基盤を整備し、障害者の日常生活を支援します。

14 短期入所等の充実

介護者のレスパイトや病気などで介護ができない場合の対応として、障害者を預かる短期入所事業を実施します。また、日中一時的に短時間預かる日帰りショートステイも実施し、介護者の支援の充実を図ります。

レスパイト

介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かって、家族の負担を軽減すること。

(1) 重度障害者を含めた短期入所事業

介護者の状況により、在宅での生活が一時的に困難になった障害者に対して、短期入所施設での食事の提供、入浴や宿泊など必要な支援を行います。特に、医療的ケアが必要な重度の障害者が、地域での短期入所施設がより利用しやすくなるよう事業者との調整を行います。

(2) 日帰りショートステイ

在宅の障害者を日常介護している家族等が、病気・就労・一時的な休息その他の理由で介護することができない場合に、委託事業所施設で一時的に預かり、日常生活の援助や日中活動の支援を行います。

15 重度障害者の在宅支援サービスの実施

重度の障害があっても住み慣れた地域で自分らしく快適に生活するため、また家族等の介護を軽減するために必要なサービスを提供します。

(1) 重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業

在宅の重症心身障害児(者)に対し、区が契約した訪問看護ステーションの看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、家族等の休息を図ります。

(2) 訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の重度心身障害者に対し、移動入浴車を派遣し入浴の機会を提供します。

(3) 理美容サービス

重度の障害のため理髪店・美容院に行くことができない方のために、自宅で理髪・美容のサービスが受けられる利用券を交付します。

(4) 寝具洗濯・乾燥サービス

寝たきり状態の障害者のために、寝具の洗濯や乾燥サービスを行います。

(5) 日常生活用具の給付等

重度障害者に対して、用具の給付や貸与を行い、快適な日常生活が送れるよう支援します。また、障害者が用具や設備を適切に利用できるよう、使用方法や修理などの情報提供や相談の充実を図ります。

16 成人期発達障害者支援の充実 **実**

相談関係を築くことが難しい方や保健・福祉サービスを利用しにくい知的に遅れのない発達障害を持つ方に対して、障害特性に応じた相談や専門プログラムによる支援の充実を図ります。

(1) 初期相談時のアセスメントシートの活用

保健センターや障害者地域相談支援センター（すまいる）などの各相談窓口における初期相談の段階で、区が作成した統一のアセスメントシートを活用し、その人にあった支援について一定の判断を行い、適切なサービスへつなぎます。また、シートを利用することで、本人の障害特性への気付きを促すとともに、支援者の質の向上も図ります。

(2) 専門プログラムの実施

健康教育プログラム・心理教育プログラム・職業準備プログラムを実施し、ライフスキル・コミュニケーションスキル・ソーシャルスキルの向上を図ります。また、ひきこもりや二次障害の強い方でより専門的な支援が必要な方に対しては、保健センターの精神保健相談や障害者地域相談支援センター（すまいる）の専門相談など、関係機関との連携を強化します。

二次障害

発達障害がもとで、ひきこもりや不登校、気分障害など新たな障害が二次的に生じること。

(3) 継続的な支援策の検討・実施

専門プログラム終了者等が、プログラムの効果を維持したり、当事者同士のサポートを通して成長できることを支援する方策を検討し、実施につなげます。

17 地域の介護力向上への支援

障害福祉サービス等の質を高め、引き続きサービス提供の基盤整備に努めます。

(1) 研修会等事業者支援事業の実施

事業者向け研修会の開催や事業所で行う専門職員の派遣などの支援を行い、障害特性や一人ひとりの様々なニーズに応えられるヘルパーを養成することにより、緊急時の対応や障害福祉サービス等の質の向上を図り、地域の介護力を高めます。

(2) 障害福祉サービス等の指導検査の実施

東京都が行う実地検査に加え、区が主体的に実地検査等の事業者指導を行い、サービス内容の質の確保と自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図ります。

18 障害者の疾病予防

障害者の生活習慣病の予防や高齢化に備え、通所施設やグループホーム、保健センターや医療機関等の関係機関と連携を図りながら地域の医療サポート体制の強化を推進していきます。

施策 地域福祉の充実

課題と現状

- 地域での人間関係が希薄になっている中、今後更に進展する少子高齢社会に向け、災害時要配慮者支援の仕組みを、平常時からの地域での互助・共助の仕組みにつなげていく必要があります。
- 生活に困窮している現役世代が増えており、生活保護に至る前の段階で相談支援や就労準備訓練等の適切な支援策を講じていく必要があります。
- 高齢化の進展により、単身高齢者、高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中、判断能力が低下しても、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの周知を更に進め、利用を促進する必要があります。

施策の目標

- 災害時の支援の仕組みを通じて、平常時の緩やかな見守りや支えあいが地域で行われ、すべての人が安心して生活しています。
- 就労相談・訓練等の必要な支援が行われ、稼働年齢層の方が、生活に困窮することなく自立した生活を送っています。
- 高齢や障害により判断能力が十分でなくても、生活支援や権利擁護により、住み慣れた地域で安心して生活しています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
地域のたすけあいネットワーク登録者数	7,835人	—	12,500人	14,500人	16,500人
生活困窮者自立支援法に基づく相談支援実施後の就労自立者数	—	—	100人	130人	150人
後見制度利用手続き支援件数	904件	—	1,200件	1,250件	1,300件

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
地域福祉の充実	地域福祉活動への参加促進	1 災害時要配慮者対策の推進 実	⇒ (1)地域のたすけあいネットワーク(地域の手) (2)震災救援所運営連絡会の運営・支援 (3)民間事業者との連携による支援体制の充実 (4)安否確認を支援するためのGIS(地理空間情報システム)の活用
		2 生活支援情報提供の推進	
		3 民生委員児童委員の地域活動支援	
		4 「心のバリアフリー」の推進	
	生活困窮者等への支援	5 生活困窮者及びひきこもり等の若者支援の充実 実	⇒ (1)支援プランに基づく計画的支援 (2)家計相談支援等による自立支援 (3)稼働年齢層の就労支援の充実 (4)高校生世代までの子どもに対する学習支援等の充実
		6 生活保護受給者への支援	⇒ (1)自立支援プログラムの実施 (2)生活保護制度の周知及び適正な保護の実施
		7 路上生活者の自立支援	⇒ (1)生活困窮者支援窓口との連携による自立支援の実施 (2)健康生活相談会の実施
	権利擁護の仕組みの充実	8 成年後見制度等の利用促進	⇒ (1)成年後見制度の利用促進 (2)日常生活自立支援事業の利用促進
		9 苦情調整委員制度の運営	
		10 家庭内・配偶者間の暴力対策の充実	⇒ (1)相談期間の充実及び関係機関との連携強化 (2)一時保護から自立までの支援の充実
		11 児童虐待対策の推進(再掲)	
		12 高齢者虐待防止と権利擁護の充実(再掲)	
	適正なサービスの確保	14 福祉サービス第三者評価の推進	⇒ (1)区立事業所における第三者評価の実施 (2)民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成
		15 社会福祉法人の認可・指導	

地域福祉活動への参加促進（事業1～4）

今後さらに進展する少子高齢社会に向けて、平常時からの地域での互助・共助の仕組みを構築するため、地域福祉に対する取組を強化します。

1 災害時要配慮者対策の推進 実

災害が発生したときに、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の安否確認や避難等を、震災救援所運営連絡会や地域の方々の協力で支援をする体制づくりを推進します。

災害時要配慮者

高齢者及び障害者等災害発生時に、必要な情報を把握して、安全に避難するなどの防災行動をとるのに支援を要する人々のこと

(1) 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）

① 未登録者に対する登録勧奨

区所有の福祉情報をもとに災害時避難行動要支援者の名簿を作成し、対象者に対して、平常時の備えや災害時の対応に役立つ情報を提供するとともに、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」への登録を促進します。

② 個別避難支援プラン作成のための体制の強化

登録された方の「個別避難支援プラン」を迅速かつ適切に作成するため、民生児童委員のほか、介護支援専門員（ケアマネージャー）や障害者相談支援専門員にも作成の協力を依頼し、プラン作成及び更新の体制を強化します。

(2) 震災救援所運営連絡会の運営・支援

震災救援所運営連絡会による災害時対応を支援するため、災害時要配慮者対策連絡協議会の意見を聴き、行動指針やマニュアルを作成します。また、社会福祉協議会と連携して、個人情報保護研修や各震災救援所の「避難支援計画」策定の支援を行います。

(3) 民間事業者との連携による支援体制の充実

① 福祉救援所の指定に関する協定の締結推進

震災救援所などでは生活が困難と考えられる要配慮者を臨時的応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うことができる福祉救援所について、その役割をより明確にしたうえで、高齢者や障害者の入所施設等に対し、新規建設の段階から指定への協力を求めるなど、協定締結を推進します。

② 民間事業者の持つ情報等の活用の検討

災害発生時における要配慮者の安否確認や避難生活支援の体制を強化するため、民間事業者が日常業務を通じて所有している要配慮者に関する情報、資材、車両等の資源の有効活用について検討し、事業者との協力関係を確立します。

- (4) 安否確認を支援するためのGIS（地理空間情報システム）の活用
GIS（地理空間情報システム）を活用した災害時要配慮者支援システムを運用し、さらなる機能の追加等を検討することにより、震災救援所等での災害発生時の要配慮者の安否確認を迅速に行える体制を整えます。

2 生活支援情報提供の推進

保健・福祉に関する情報を総合的に提供し、日常生活の利便性を高め、また、様々な活動へ参加するきっかけをつくります。

すぎナビに、より多くの情報を掲載するとともに、ICT（情報通信技術）を利用できないなど情報へのアクセスが困難な区民に配慮した様々な媒体による情報提供に努めます。

すぎナビ

地図や画像を利用して杉並区の行政情報等をインターネットを通じて分かりやすく公開・提供する杉並区の公式電子地図サービス

3 民生委員児童委員の地域活動支援

地域の中で高齢者、障害者、子育て中の親などの相談に応じるとともに、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者への訪問や安心おたっしや訪問等を通じて、地域に根差した地域活動を行っている民生委員児童委員について、身近な相談者として区民に周知します。また、地域の福祉的課題の研修等を通じて、民生委員児童委員の主体的な地域活動を支援します。

4 「心のバリアフリー」の推進

誰もが、高齢者や障害者等に配慮し、思いやりのある行動を進んでとることができるよう、お互いの人格や個性を尊重する「心のバリアフリー」について、広く区民を対象に、講習やパンフレットによる啓発を行います。

心のバリアフリー

障害者や高齢者等が自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性について理解を深め、誰もが自然に支えあえること

生活困窮者等への支援（事業5～7）

平成25年の生活保護法一部改正に基づき、就労自立の促進、医療費の適正給付、不正・不適正受給の防止などの取組を進めます。生活保護世帯数の伸び率は減少しましたが、高齢者を中心に増加を続けており、引き続き被保護者の自立に向けた支援を強化していきます。また、新たに成立した生活困窮者自立支援法を活用し、生活保護に至る前の段階である生活困窮者やひきこもり等の若者を対象とした伴走型の支援を充実させていきます。

5 生活困窮者及びひきこもり等の若者支援の充実 実

生活保護受給の前段階にある生活困窮者に加え、ひきこもりやニート等で将来的に自立した生活ができなくなるおそれのある若者を対象に、生活困窮者自立支援法に定める支援事業を中心として伴走型で自立支援を行う、新たな支援体制を確立します。

(1) 支援プランに基づく計画的支援

生活困窮者等の相談支援事業として、相談を受け課題を把握して作成した支援プランをもとに、本人の状況に応じて計画的に支援する伴走型の支援体制を確立します。支援内容は、本人の希望を尊重しつつ、下記の(2)(3)(4)のほか、必要に応じて関係機関等が実施している支援も組み入れることとし、関係者による支援調整会議で決定します。

ニーズの把握や具体的支援にあたっては、様々な地域資源との連携が不可欠であることから、新たな支援体制を関係者に広く周知し、協力関係を築きます。

(2) 家計相談支援等による自立支援

相談支援事業と一体的に行う経済的自立のための支援として、従来行ってきた資金貸付の活用に加え、生活困窮者自らが家計管理を行うことができるよう、多重債務などの問題解決も含め、専門的な助言及び指導を行う家計相談支援を行います。また、就職活動中、住居を失うか又は、失う恐れのある方に対し、家賃分の給付により住居確保を支援します。

(3) 稼働年齢層の就労支援の充実

現在生活に困窮している方や、ひきこもり等で就職ができず将来困窮するおそれのある若者など、稼働年齢層を中心にした就労支援の充実を図ります。

① 就労阻害要因に応じた就労・就労準備支援の充実

相談者の就労阻害要因を見極めたうえで、杉並ジョブトレーニング室が行う日常生活改善指導や基礎訓練、保健センターが行う成人期発達障害支援事業を活用した就労準備支援、常設ハローワークや就職支援ナビゲーターの巡回相談の就労支援など、様々な就労支援サービスにつなぎ、稼働年齢層の就労を促進します。

② 生活保護廃止後の就労定着支援

生活保護の廃止後、安定した自立生活を継続できるよう、福祉事務所が生活困窮者相談支援事業窓口と連携して、就労定着を支援します。

(4) 高校生世代までの子どもに対する学習支援等の充実

貧困の連鎖を防ぐため、生活に困窮する世帯の子どものほか、世帯の経済状況にかかわらず、ひきこもり・不登校などで学習困難な状態にある子どもを対象とした学習支援や社会性の獲得に向けた支援を充実します。

アウトリーチ

行政サービスなどの援助が必要であるにもかかわらず、本人が申し出ない場合、公共機関が直接訪問により積極的に手を差し伸べること

① アウトリーチによるニーズの把握

支援にあたっては、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターなどと連携し、必要に応じて自宅や学校へのアウトリーチも行って、本人の家庭環境や育成歴、日常生活状況を十分に把握し、個々の支援目標を設定します。

② 学習習慣の定着支援

家庭や本人の状況により学習環境が整っていない子どもに対し、自ら学ぶ習慣を身につけるための支援を行います。子どもの状況にあわせ、学校の授業の補習、高校受験の指導、高校中退防止の指導などを、子どもだけでなく必要に応じて保護者を対象に、集団指導・個別指導により実施します。

③ 社会性の獲得に向けた支援

ひきこもりや不登校などにより他者との関係性を構築できない子どもに対し、集団での季節的行事、ボランティア体験等のほか、個別指導を通じ、コミュニケーション能力の育成、成功体験による自己肯定力の発見など、社会性向上につながる支援を行います。

6 生活保護受給者への支援

生活保護の相談者に対し、適切かつ丁寧に対応するとともに、真に生活保護が必要とされる方への適切な保護の適用と、就労支援プログラムなどを活用した自立支援を一層充実させていきます。

(1) 自立支援プログラムの実施

就労自立給付金制度など、生活保護法内での新制度を活用しながら、専門的知識を持った支援専門員等による、就労支援や金銭管理支援・次世代育成支援等の各プログラムによる就労自立・生活自立を引き続き支援していきます。

また、急増する高齢者受給世帯が安定した日常生活を送っていけるよう、定期訪問や通院同行、金銭管理支援、適切な介護保険サービスを受けるための支援など、高齢者への自立支援を充実させていきます。

(2) 生活保護制度の周知及び適正な保護の実施

生活保護制度を十分に周知し、保護の適用が必要な方に対しては、漏れのない保護の申請を奨めていきます。

医療扶助の適正化を図るため、健診結果を踏まえた被保護者に対する健康指導の強化や後発医薬品利用を促進します。

また、預貯金等の資産・就労収入状況調査の強化と、過大に支給された保護費の弁償金等の徴収強化など、不正・不適正受給対策に努めていきます。

7 路上生活者の自立支援

(1) 生活困窮者支援窓口との連携による自立支援の実施

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者支援窓口とも連携しながら、都区共同で運営する自立支援センターによる巡回相談、生活相談、緊急一時支援及び就労自立に向けた路上生活者支援を進めていきます。

自立支援センター

路上生活者を一時的に保護し宿泊させ、健康回復と就労活動を支援する施設で、特別区人事厚生事務組合が委託事業として運営しています。

(2) 健康生活相談会の実施

みどり公園課、杉並保健所、自立支援センター、民間の路上生活者支援団体との連携により、冬季路上生活者健康生活相談会を実施します。

権利擁護の仕組みの充実（事業8～13）

判断能力が十分でない方も、本人の人権が損なわれることなく地域で安心して暮らし続けることができるように権利擁護事業の充実を図っていきます。また、関係団体との協働、ネットワークの形成や苦情調整委員制度等での相談機能を強化し、権利擁護の拡充を進めていきます。また、関係機関との連携や各相談機関の充実により、児童や高齢者・障害者への虐待防止、家庭内・配偶者間暴力の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

8 成年後見制度等の利用促進

判断能力が十分でない方も、地域で安心して暮らし続ける事が出来るよう、成年後見制度等の利用を促進します。

(1) 成年後見制度の利用促進

親族等がいなくて制度の利用ができない方を対象とした「区長申立」手続き、成年後見人報酬の一部助成などを、成年後見センターをはじめとする関係機関に周知し、制度利用を促進します。

(2) 日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が十分でない方、金融機関に出向くことの難しい重度の身体障害者や要介護高齢者を対象に、日常的な金銭管理、福祉サービスの契約等を行う日常生活自立支援事業について、関係機関に周知し制度利用を促進します。

9 苦情調整委員制度の運営

保健福祉サービスに対する苦情申し立てに、公正・中立な立場の保健福祉サービス苦情調整委員が対応し、区民の権利利益を保護します。また、苦情調整委員による施設訪問や事業者との意見交換等を実施し、保健福祉サービスの質の向上を図ります。

10 家庭内・配偶者間の暴力対策の充実

家庭内・配偶者間の暴力対策について強化するとともに、関係機関との連携や各相談機関の充実を図り、虐待や暴力の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

(1) 相談機関の充実及び関係機関との連携強化

福祉事務所、保健センター、子ども家庭支援センター、男女平等推進センター等の各相談窓口の連携体制を強化し、総合的な支援体制の充実を図ります。また、医療機関や被害者の自主グループ、支援団体等の関

係機関との連携も強化し、被害者の意思を尊重しながら速やかな対応を進めます。

(2) 一時保護から自立までの支援の充実

被害者の状況に合ったシェルター確保のために、東京都配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、関係機関と連携し、一時保護機能の充実に努めます。被害者の状況に応じて、保護命令申立制度や生活保護制度及び母子生活支援施設入所事業などを活用するとともに、被害者の意思を尊重しながら、地域で安心して生活が送れるよう支援を行います。また、暴力防止に向けた加害者への啓発・相談、更生プログラムなど、国、東京都ウィメンズプラザ及び警察機関の取組に協力していきます。

シェルター
被害者が緊急一時的に避難できる施設のこと

11 児童虐待対策の推進（再掲） → 115 ページ

12 高齢者虐待防止の権利擁護の充実（再掲） → 62 ページ

13 障害者の権利擁護の推進（再掲） → 84 ページ

適正なサービスの確保（事業14～15）

福祉サービス等の第三者評価や社会福祉法人に対する指導を充実することにより、福祉サービスの質の向上を確保します。

14 福祉サービス第三者評価の推進

公正・中立な第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント等について評価する福祉サービス第三者評価を推進します。

(1) 区立事業所における第三者評価の実施

区立の保育園や障害者施設等に対し、評価機関による第三者評価を計画的に実施し、評価結果を反映した適正な運営につなげます。

(2) 民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成

民間の福祉サービス事業者に対し、第三者評価の受審費用の一部を助成し、評価制度の普及・定着を促進します。

15 社会福祉法人の認可・指導

社会福祉法人の新規設立について申請書に基づき内容の審査を行います。設立申請については、必要に応じて、随時相談に応じます。

また、既設社会福祉法人に対して、計画的に施設の視察・帳票類の閲覧などを行い、必要な指導を行います。現況報告や指導結果については、区のホームページなどで公開します。

施策 地域における子育て支援の推進

現状と課題

- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化により、子育て知識やノウハウが少なく、子育ての不安感や負担感を抱える保護者が増え、子育て力の低下などの問題が生じています。
- 身近な地域で子育て支援サービスの利用に関する相談や保護者が気軽に集い情報交換などができる交流の場を充実するとともに、子どもの育ちや子育てを社会全体で支えあう仕組みを充実する必要があります。

施策の目標

- 身近な地域において、子育て支援サービスの利用相談や情報提供、乳幼児親子の集いの場が整備され、必要なサービスが利用しやすくなっています。
- 子育て支援団体や地域人材など多様な支援の担い手により、子育てを地域で支えあう仕組みが整備されています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
子育てが地域の人に支えられていると感じる割合	70.3%	80%	85%	90%	95%
地域の子育て支援サービス等が利用しやすいと感じる割合	63.3%	—	70%	75%	80%

施策	事業	主な取組
地域における子育て支援の推進	1 新たな地域子育て支援拠点等の整備 実	⇒ (1) (仮称)子どもセンターの整備 (2) つどいの広場の運営支援 (3) ゆうキッズ事業の充実 (4) 地域子育てネットワーク事業の充実
	2 子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進 実	⇒ (1) 子ども・子育てメッセの開催 (2) ファミリー・サポート・センター事業の充実 (3) 子育て応援券事業の実施 (4) 地域における子育てグループの活動支援・地域子育て支援者の育成支援 (5) 一時預かり(ひととき保育、一時保育)の拡充 (6) 子育てを応援する企業・事業者への支援 (7) 子育てサイトの充実 (8) 地域教育連絡協議会及び地域教育推進協議会の支援
	3 子育てにやさしいまちづくりの推進	⇒ (1) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備 (2) 駅周辺の整備 (3) 街路灯等の整備 (4) 小学校周辺のパトロールや犯罪発生情報のメール配信の実施 (5) 災害時子ども安全連絡網の運用 (6) 区営住宅入居の優遇 (7) 小児急病診療体制の確保(再掲)
	4 子育てに伴う経済的支援	⇒ (1) 児童手当の支給 (2) 乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成

1 新たな地域子育て支援拠点等の整備 実

新たな地域子育て支援拠点として、身近な地域で子育て支援サービスの利用相談・情報提供を行う「(仮称)子どもセンター」を段階的・計画的に整備するとともに、乳幼児親子が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や情報交換等ができる「つどいの広場事業」や「ゆうキッズ事業」を実施します。

また、子育てに関わる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう支援をします。

(1) (仮称)子どもセンターの整備

「子ども・子育て支援新制度」の実施に合わせ、平成27年4月に5か所の保健センター内に(仮称)子どもセンターを整備し、母子保健との連携を図りつつ、「保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業(利用者支援事業)」を実施します。

平成28年度以降、区立施設再編整備計画に基づき、施設再編後の児童館施設等を活用して段階的に14か所程度(本計画期間内には2か所)整備する(仮称)子どもセンターでは、「保育の利用手続きを除く子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」のほか、「ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」、乳幼児の「一時預かり事業」、「地域の子育て支援団体の活動支援や関係団体等による子育てネットワークづくり」を実施していきます。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、全国の区市町村を実施主体として、就学前の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援の総合的推進を図るもの

利用者支援事業

身近な地域で就学前の教育・保育や各種の子育て支援事業の利用相談・情報提供等を実施するとともに、関係機関等との連絡調整を行うもので、新制度において新たに位置付けられたもの

(2) つどいの広場の運営支援

地域のNPO法人や民間事業所等が運営する「つどいの広場」について、乳幼児親子(特に0~2歳の親子)が安心して過ごせる交流の場とするとともに、先輩お母さんとの交流や高齢者とのふれあいを図るなど、保護者が子育ての中の気付きや子育ての楽しさを実感できる広場となるよう、運営を支援します。

(3) ゆうキッズ事業の充実

現在、児童館で実施している「ゆうキッズ事業」を含む乳幼児親子の居場所は、小学校の通学区域単位を基本とした身近な場所で利用できるよう、「区立施設再編整備計画」に基づく段階的に進める児童館再編後も、(仮称)子どもセンターや学童クラブ移設後の小学校、地域コミュニティ施設等で実施

することとし、全体として現在と同規模の実施場所を確保するとともに、実施時間帯及びプログラム内容の拡充を図っていきます。

児童館再編の取組が実現するまでの間は、現在の児童館で引き続き「ゆうキッズ事業」を実施し、多様なプログラムや子育て講座を行うなど、乳幼児親子にとって安全・安心で充実した居場所を提供します。

(4) 地域子育てネットワーク事業の充実

各小学校区域で、児童館を核に、地域住民等との協働による地域伝統行事等を実施して世代を超えた人々の交流を促進するとともに、関係機関と地域の子育て支援団体等で構成する連絡会を定期的を開催するなど、地域で子育て家庭を見守り・支援するネットワークづくりを推進します。

なお、「区立施設再編整備計画」に基づく個々の児童館の再編後は、児童館施設等を活用した(仮称)子どもセンターを核として、本事業を推進していきます。

2 子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進 実

子育て支援に関する情報交換と交流が活発になるように「子ども・子育てメッセ」を開催するとともに、ファミリー・サポート・センター事業や子育て応援券事業の実施などを通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

(1) 子ども・子育てメッセの開催

子ども・子育てに関する様々な地域の活動をつなげるとともに、それらの資源を子育て家庭等に周知を図る機会として、区民・地域団体・企業等との協働により「子ども・子育てメッセ」を開催します。

(2) ファミリー・サポート・センター事業の充実

短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人(利用会員)と、援助ができる人(協力会員)との相互援助により行うファミリー・サポート・センター事業について、保護者のニーズに応じてより一層利用しやすくなるよう、協力会員の拡大や協力会員毎の活動回数増に取り組みます。

(3) 子育て応援券事業の実施

就学前の子どもがいる家庭に、一時保育、子育て講座などの有料の子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付し、地域の中で様々な人とかわりながら安心して子育てができるよう支援します。

なお、平成26年度に実施した利用実態調査結果等を踏まえ、平成27年度に、より適切な支援となるよう検討し、今後の事業展開への反映を図っていきます。

- (4) 地域における子育てグループの活動支援・地域子育て支援者の育成支援
乳幼児の親が主体となった、地域での自発的な仲間づくり、親同士の学び合いや子どもの遊びなどの活動がしやすいよう、場所の提供や相談対応などの支援を行うとともに、地域で生まれた自主グループ同士をつなぐために交流及び情報交換を促進するなど、子育てグループの活動を支援します。
また、すぎなみ地域大学の活用などを通して、地域の様々な場で主体的に活動できる子育て支援活動の担い手を育成・支援していきます。
- (5) 一時預かり（ひととき保育、一時保育）の拡充
通院、買い物、育児疲れの解消等のため、就学前の乳幼児を短時間預かり保育する「ひととき保育」を運営する地域のNPO法人等を支援するとともに、区立保育園の4か所に設置している子育てサポートセンター及び一部の私立保育園で実施している一時保育の拡充を図ります。
- (6) 子育てを応援する企業・事業者への支援
従業員の仕事と子育ての両立を支援する先進的な取組や、子育て支援に関する積極的な地域貢献を行っている区内の企業・事業者を表彰するとともに、こうした取組がより多くの企業・事業者に広がるよう啓発活動を実施します。
- (7) 子育てサイトの充実
子育てサイトのコンテンツ及び掲載情報の充実を図り、多様な情報発信を通して、子育て家庭を支援します。このサイトにおける区民との協働コンテンツである「すぎラボ」では、子育て中の保護者の視点からの情報を収集・発信していきます。
- (8) 地域教育連絡協議会及び地域教育推進協議会の支援
地域の多様な主体が協力し、子育て・教育に係る課題解決に自主的に取り組めるよう、中学校区単位で組織する「地域教育連絡協議会」のほか、その活動を発展的に継承するために2つの地区で取り組んでいる「地域教育推進協議会」の活動を支援します。

3 子育てにやさしいまちづくりの推進

子育てしやすい生活環境を整備するなど、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

- (1) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備
保育施設・児童館・図書館・地域区民センター等の施設において、授乳やおむつ替え、休憩ができる施設を整備し、「すぎナビ」や東京都の「赤ちゃん

ん・ふらっと」一覧で周知します。

(2) 駅周辺の整備

子ども連れや妊娠している方などが利用しやすいよう、駅及び駅周辺の環境整備を進めるほか、安心して利用できる環境づくりを推進します。

(3) 街路灯等の整備

区道の街路灯の維持・改修及び私道の民有灯の助成等を行い、交通安全・防犯対策を推進します。

(4) 小学校周辺のパトロールや犯罪発生情報のメール配信の実施

各小学校及びその周辺の防犯パトロールの実施や、小学校通学路への防犯カメラの設置により犯罪を防止するほか、子どもの見守りのためのパトロールを実施している団体の活動に対する支援や助成を行うとともに、犯罪発生情報のメール配信を実施します。

(5) 災害時子ども安全連絡網の運用

災害発生時に、災害時子ども安全連絡網を運用し、保育園・幼稚園・子供園・学童クラブと保護者との迅速・的確な情報共有を図ります。

(6) 区営住宅入居の優遇

ひとり親世帯、多子世帯などが入居しやすくなるよう、使用期間を定めた優遇抽選を実施します。

(7) 小児急病診療体制の確保（再掲） → 44ページ

4 子育てに伴う経済的支援

(1) 児童手当の支給

義務教育修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日（中学校修了前））までの児童を養育している保護者に、児童手当・特例給付を支給します。

(2) 乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成

義務教育修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日（中学校修了前））までの乳幼児等を養育している保護者に、保険診療に係る自己負担分（入院時の食事療養に係る標準負担額を除く）を助成します。

施策 妊娠・出産期の支援の充実

現状と課題

- 核家族化の進展など社会環境が変化する中で、不安や悩みを抱えることなく地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、相談・支援体制を一層整備する必要があります。
- 出産直後からの悩みや不安感、産後うつ等への対応など、保護者が心身の安定を保ちながら子育てすることができるよう、妊娠期からのつながりのある支援の拡充が求められています。

施策の目標

- 妊娠・出産を希望する家庭への相談や支援の実施などにより、安心して妊娠・出産できる環境が整っています。
- 妊娠期から出産後までつながりのある支援が実施され、出産後の保護者が安心して子育てしています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
パパママ学級受講率	47.6%	—	52%	53%	55%
すこやか赤ちゃん訪問率	96.1%	—	99%以上	99%以上	99%以上

施策	事業	主な取組
妊娠・出産期の支援の充実	1 安心して妊娠・出産できる環境の整備 実	(1) 特定不妊治療費の助成 (2) 不妊相談の実施 (3) 分娩手当支給事業の実施 (4) 出産育児準備教室の拡充 (5) 妊娠期からの相談・支援 (6) 妊産婦健康診査等の充実 (7) 分娩施設整備助成事業の実施
	2 産後における母子支援の充実 実	(1) 新たな産後ケア事業の実施 (2) すこやか赤ちゃん訪問の実施 (3) 訪問育児サポーター事業の実施 (4) あそびのグループ事業の実施 (5) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施 (6) 乳幼児健康診査等の実施 (7) 育児相談・離乳食講習会の充実
	3 母子保健医療費等助成	

1 安心して妊娠・出産できる環境の整備 実

不妊に悩む夫婦に対する支援のほか、妊娠・出産後の健康な生活に向けた正しい知識の普及や相談・支援など、安心して妊娠・出産できる環境整備を推進します。

(1) 特定不妊治療費の助成

高額な治療費のかかる特定不妊治療費について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。

(2) 不妊相談の実施

妊娠を望む夫婦や不妊に悩む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座・専門相談・ピアグループカウンセリングを等行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。

(3) 分娩手当支給事業の実施

地域の産科医の減少に歯止めをかけ、身近で安心して子どもを出産できる環境を整えるため、医療機関等が産科医・助産師に支給する分娩手当の一部を助成します。

(4) 出産育児準備教室の拡充

妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う母親学級に加え、父親の育児参加を促進し、両親で協力して育児をする動機づけを図るパパママ学級を開催し、地域で安心して出産・育児ができるよう取り組みます。

また、平日の参加が困難な方のために、休日の母親学級・パパママ学級を拡充します。

(5) 妊娠期の相談・支援

望まない妊娠を含む妊婦のあらゆる悩みについて、適時適切に相談できるよう、「妊婦向けの相談窓口案内カード」を医療機関・薬局・学校等で配布し、相談窓口の周知を進めます。

また、妊娠届出時に、母子保健や子育て支援サービスの情報提供を行うとともにアンケートを実施し、その後の育児まで見通した支援を進めます。

(6) 妊産婦健康診査等の充実

妊婦健康診査のほか、妊婦子宮頸がん検診・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査の充実を図り、安全・安心な妊娠・出産の支援を充実します。

(7) 分娩施設整備助成事業の実施

区内の出産施設が減少が続く中、区民が安心して身近な医療機関等で出産できる環境を整えるため、医療機関に対して出産用のベッドを増やす際等に施設整備費の一部を補助します。

2 産後における母子支援の充実 **実**

安全・安心な妊娠・出産を経て、保護者が健康で心安らかに子育てするとともに、乳幼児が健やかに成長できるよう、妊娠期から産後までのつながりのある母子保健サービスと子育て支援サービスを総合的に推進します。

(1) 新たな産後ケア事業の実施

心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な産後の母子等に対し、育児不安の軽減や育児技術の習得等を図るため、医療機関等との連携の下、母子ショートステイ・母子デイケア及び母子訪問支援による区独自の新たな産後ケア事業を実施します。

(2) すこやか赤ちゃん訪問の実施

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師・助産師等の専門職が訪問し、育児に関する様々な不安や悩みの相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行い、産後うつの早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を関係機関と連携し行います。

(3) 訪問育児サポーター事業の実施

0歳児の子どもの子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり、区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行います。

(4) あそびのグループ事業の実施

1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児とその保護者に対し、親子参加型のグループ活動を実施します。その後も必要な場合には、グループ活動を継続的に行い、これらの活動を通して、保護者の子どもへの関わり等について助言を行うとともに、幼稚園や療育機関への円滑な通所に向けた支援を図ります。

(5) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施

妊婦の体調不良時等に家事援助を行う産前支援ヘルパー事業に加え、出産後間もない母親や乳児の身の回りの世話と育児相談を行う産後支援ヘルパー事業を実施し、健康な出産と育児支援の充実を図ります。

(6) 乳幼児健康診査等の実施

乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等の早期発見・早期対応を図るとともに、保護者の育児不安を軽減できるように乳幼児健康診査（4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）を実施します。

また、歯と口腔の健康づくりを進めるため、乳幼児歯科相談及び、1歳6か月児・3歳児における歯科健康診査を実施します。

(7) 育児相談・離乳食講習会の実施

低月齢児を持つ保護者に対する育児相談を実施するとともに、生涯にわたる健康な体づくりの基礎としての食の大切さや、健康的な食事の選び方等の支援を行い、食育を推進するため、離乳食講習会を実施します。

また、日常的に電話・面談・訪問による相談を行います。

3 母子保健医療費等助成

妊娠高血圧症候群等・養育医療・自立支援医療（育成医療）・小児慢性特定疾病・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付・療育給付の対象者に対して、医療費等の助成を行い、適切な医療が確実に受けられるようにするとともに、必要に応じて相談や保健指導を行います。

また、生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯の妊産婦に対して保健指導票を交付し、妊産婦健康診査（子の1か月健康診査も含む）費用を負担します。

施策 子育てセーフティネットの充実

現状と課題

- ひとり親家庭は、経済的・社会的・精神的に不安定な状況に置かれることが多いため、国は母子及び父子並びに寡婦福祉法を改正（平成26年10月施行）し、ひとり親家庭に対する支援の充実を図ることとしました。こうした動向等を踏まえ、ひとり親家庭の自立支援を推進することが求められています。
- 児童虐待に関する相談・対応件数が年々増加するとともに、相談内容は複雑・困難化する傾向にあり、区と関係機関が更に密接に連携・協力しながら、要保護児童等への対応を迅速・的確に実施する必要があります。

施策の目標

- 子育てや健康、就労などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることができています。
- 関係機関とのきめ細やかな支援のネットワークが整備され、未然防止を含む児童虐待対策が迅速・的確に実施できています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
子育てを楽しんでいる人の割合	79.7%	80%	85%	88%	90%

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
子育てセーフティネットの充実	ひとり親家庭の自立支援の充実	1 ひとり親家庭の子育て支援・生活の場の整備 実	(1)相談体制の充実 (2)ホームヘルプサービス事業の推進 (3)実態調査の実施 (4)休養ホーム事業の実施 (5)母子生活支援施設への入所等支援 (6)民間賃貸住宅入居支援事業の実施 (7)自主グループへの支援 (8)高校生世代までの子どもに対する学習支援の充実(再掲)
		2 ひとり親家庭の就労支援 実	(1)自立支援プログラムの策定 (2)高等職業訓練促進給付金の支給 (3)自立支援教育訓練給付金の支給 (4)関係機関との連携強化
		3 ひとり親家庭の経済的支援	(1)母子・父子福祉資金貸付 (2)児童扶養手当・児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費助成
	支援が必要な家庭への支援の充実	4 子ども家庭支援センター相談事業 実	(1)ゆうラインの充実 (2)子育て相談サロン事業の実施 (3)専門相談の実施
		5 児童虐待対策の推進 実	(1)要保護児童対策地域協議会の機能強化 (2)グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施 (3)要保護児童等への支援 (4)養育支援訪問事業の充実 (5)要支援家庭育児支援ヘルパー事業の拡充 (6)子どもショートステイ事業の実施 (7)高校生世代までの子どもに対する学習支援の充実(再掲)
		6 児童虐待対策等に関する普及啓発	

ひとり親家庭の自立支援の充実（事業1～3）

ひとり親家庭は、経済的・社会的・精神的に不安定な状況に置かれることが多いため、これらのひとり親家庭の状況に応じて、子ども家庭支援センター及び福祉事務所を中心に子育てや生活、就労などのきめ細やかな自立支援を推進します。

1 ひとり親家庭の子育て支援・生活の場の整備 実

ひとり親家庭が抱える様々な問題にきめ細やかに応えられるよう、相談体制を充実するとともに、ひとり親家庭の子育てや安定した生活への支援等を行います。

(1) 相談体制の充実

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや問題に対する相談を行い、関係機関と連携して適切な支援を実施します。

また、ひとり親家庭等に対する支援施策について、リーフレットの発行等により、各種支援事業の周知を図ります。

母子・父子自立支援員
子ども家庭支援センターや福祉事務所において、母子、父子及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供や、求職活動に関する支援を行う

(2) ホームヘルプサービス事業の推進

中学生以下の児童がいるひとり親家庭等が、親の就労等の事情で日常生活に支障を来している場合に、家事や育児等を行うホームヘルパーが訪問します。

(3) 実態調査の実施

ひとり親家庭の意識や生活実態を定期的に調査把握し、今後の支援施策・事業への活用を図っていきます。

(4) 休養ホーム事業の実施

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭に、休養の機会と場を提供するため、区が契約している日帰り施設及び宿泊施設を利用する場合に、利用料の一部を助成します。

(5) 母子生活支援施設への入所等支援

DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行う、母子生活支援施設への入所を支援します。

また、DV被害にあった母子世帯等の緊急一時保護の対応を図ります。

母子生活支援施設

事情のある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、これらの者の自立促進のための支援を行う施設。

DV被害者

配偶者や事実婚のパートナーまたは恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受けた人のことで、暴力は、殴る・けるなどの身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力も含む。

(6) 民間賃貸住宅入居支援事業の実施

民間アパートの入居を希望するひとり親家庭に対し、アパートあっせん事業に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供を行うとともに、所得に応じて仲介手数料に対する助成を行います。民間アパートの契約・更新時に連帯保証人がいない場合には、家賃等債務保証サービスが受けられます。

(7) 自主グループへの支援

NPO団体等と協働して、ひとり親家庭の交流を進めるイベントや講座等を通じた自主グループづくりを進めます。

また、区内の母子寡婦福祉団体連合会の自主的活動を支援するとともに、当該団体の活動について、ひとり親家庭への周知を図ります。

(8) 高校生世代までの子どもに対する学習支援等の充実（再掲）→91ページ

2 ひとり親家庭の就労支援 **実**

ひとり親自立支援プログラム策定員等がきめ細やかに相談に応じるとともに、就労に役立つ資格取得のための給付金の支給を行うなど、就労支援を実施します。

(1) 自立支援プログラムの策定

ひとり親家庭の親が、安定した職業に就き、自立できる収入が得られるよう、子ども家庭支援センターにおけるひとり親自立支援プログラム策定員が、個々の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するとともに、区の就労支援センター等の関係機関と連携を図りながら就労にむけた支援を行います。

(2) 高等職業訓練促進給付金の支給

ひとり親家庭の親が、就職に有利でかつ生活が安定しやすい資格を取得するための養成機関のカリキュラム（修業2年以上）を受講した場合、修業期

間の申請月から修了月までの期間、訓練促進給付金を支給します。

(3) 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が就労に役立てるため、区が指定した対象講座を受講した場合、受講費用の一部を支給します。

(4) 関係機関との連携強化

区の就労支援センター、ハローワーク等との連携を図り、子ども家庭支援センターの就業支援専門員が求人情報の収集・提供や関係機関への同行を行うなど、きめ細やかな支援を行います。

また、(公財)東京しごとセンター等の関係機関と連携して、就労セミナー等開催します。

3 ひとり親家庭の経済的支援

(1) 母子・父子福祉資金貸付

ひとり親家庭の親及び子に対して、経済的に自立し、安定した生活を送るために、技能習得資金や修学資金などの必要な資金の貸付を行います。

(2) 児童扶養手当・児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の生活安定と自立促進等を図るため、児童扶養手当・児童育成手当の支給のほか、医療費の助成を行います。

支援が必要な家庭への支援の充実(事業4~6)

児童虐待に関する相談・対応件数が年々増加するとともに、相談内容は複雑・困難化する傾向にあることから、区の関係機関が密接に連携・協力しながら、虐待の未然防止策、早期発見・早期対応による重症化予防、高リスク事案への対応など、総合的な児童虐待対策を推進します。

4 子ども家庭支援センター相談事業 実

子どもと家庭の総合相談窓口「ゆうライン」での相談支援や、子育て相談サロン事業等を実施し、育児の不安・悩み等の解消・軽減を図ります。

(1) ゆうラインの充実

電話や面接等により、子育て相談・児童虐待問題等の相談にきめ細かく対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行います。

(2) 子育て相談サロン事業の実施

子育てに不安や悩みのある母親が、相談機能を兼ねた居場所として、親子で気軽に利用できる子育てサロン事業を実施します。

(3) 専門相談の実施

精神科医、家族心理士等の専門家による専門相談を実施し、相談者のニーズに応え、適切な支援をします。

5 児童虐待対策の推進 実

子ども家庭支援センターと保健センターが、医療機関等との連携しながら、特定妊婦及び要支援児童等の早期把握・早期支援を図ります。

また、児童や保護者、関係機関等からの養育に関する相談・通告等を受け、要保護児童対策地域協議会を通じて、要保護児童等への適切な支援を行い、妊娠・出産期からの未然防止を含む児童虐待対策を進めます。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等への適切な支援等を図るため、児童福祉法第 25 条に基づき、自治体ごとに関係機関によって構成されている。調整機関は子育て支援課（子ども家庭支援センター）。

要保護児童等（児童福祉法より）

要保護児童 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
要支援児童 保護者の養育を支援することが特に必要であると認められる児童
特定妊婦 出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の各種会議や研修等を通じて、区と関係機関が児童虐待対策に関する情報共有等を図るとともに、構成員の対応力の向上や関係機関相互の連携を深めることで、子どもを虐待から守る地域ネットワーク機能を強化します。

(2) グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施

育児に自信が持てない、実際に虐待をして悩んでいるなどの母親たちが集い、専門家の助言を受けながら自らのことを語る「グループカウンセリング」や、子育てに伴う悩みや産後のうつ状態等、保護者の精神的な問題について精神科医師等による「保護者のこころの相談」を実施し、親子関係の改善や虐待予防を図ります。

(3) 要保護児童等への支援

妊娠届出時アンケートや、すこやか赤ちゃん訪問事業、医療機関との連携等を通して、特定妊婦等への妊娠・出産期からの継続的な支援を行います。

また、児童や保護者、区民、関係機関からの養育に関する相談・通告を受け、要保護児童対策地域協議会における児童相談所、民生児童委員、警察署等関係機関との役割分担の下、養育支援訪問事業や子どもショートステイ事業等の活用により、要保護児童等の家庭への適切な支援を図ります。

更に、一時保護や施設等から児童が復帰した家庭を、保育所や学校、児童相談所等関係機関と連携を図りながら、訪問等による相談・支援や各種事業の活用等により支援します。

これらの取組を通して、妊娠・出産期からの児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、重症化予防、高リスク事案への対応等を一体的に進めます。

(4) 養育支援訪問事業の充実

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談・助言等を行うことに加え、必要に応じて要支援家庭育児支援ヘルパー事業を活用し、当該家庭の適切な養育の実施を支援します。

(5) 要支援家庭育児支援ヘルパー事業の拡充

養育支援が特に必要な家庭等に、家事援助ヘルパーや専門相談員が訪問する要支援家庭育児支援ヘルパー事業を拡充し、家事援助や子育て支援を実施します。

(6) 子どもショートステイ事業の実施

保護者が病気、出産などで一時的に子ども(0歳から12歳)を養育できないときに、区内の児童養護施設・乳児院において、宿泊により預かります。

(7) 高校生世代までの子どもに対する学習支援の充実(再掲) →91ページ

6 児童虐待対策等に関する普及啓発

児童虐待防止講演会の開催や区広報・ホームページ等を通して、児童虐待の防止に社会全体で取り組むための普及・啓発を進めます。

また、東京都と連携して養育家庭体験発表会を開催するなど、養育家庭制度の普及に努めます。

養育家庭

様々な事情から、親と暮らせない子どもたちを、養子縁組を目的とせず、一定期間養育していただく家庭のこと

施策 就学前における教育・保育の充実

現状と課題

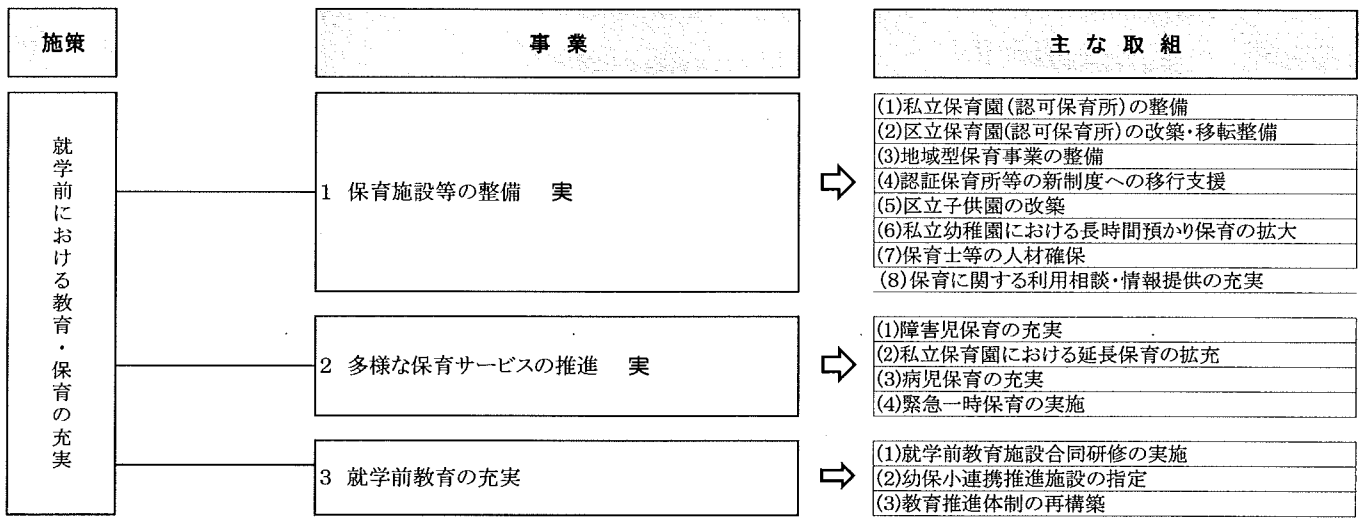
- 女性の就業率の高まりを背景に、保育を希望する保護者が増加しており、待機児童対策を引き続き着実に推進する必要があります。また、区内の私立幼稚園数が減少傾向にある中で、中長期的展望に立った3歳児以降の幼稚園ニーズへの対応も今後の課題です。
- 平成27年度に本格実施となる「子ども・子育て支援新制度」に基づき、多様化する保護者のニーズに応じて、就学前における教育・保育サービスを適切に提供するとともに、延長保育や病児保育、障害児保育などの多様な保育サービスの充実を図る必要があります。

施策の目標

- 保護者のニーズに応じた就学前の教育・保育サービスが提供され、子どもを産み育てながら安心して就労等ができる環境が整っています。
- 乳幼児の心身の状態や保護者の就労形態に柔軟に対応できる多様な保育サービスが提供され、すべての子どもが健やかに育ち、小学校での生活や学びへ円滑につながっています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
保育所入所待機児童数	116名 (26年4月)	0名	0名	0名	0名
保育園利用者の満足度	85.8%	80%	90%以上	90%以上	90%以上



1 保育施設等の整備 実

本計画期間内において、引き続き増加傾向にあることが見込まれる保育需要に的確に対応するため、認可保育所を核とした保育施設の整備を着実に進めるとともに、区立施設再編整備計画（平成26年3月策定）に基づき、区立保育園等の老朽改築等を計画的・効率的に実施します。

また、保育の量的確保に加え、保育の質の維持・向上を図るため、担い手である保育士等の人材確保に取り組みます。

(1) 私立保育園（認可保育所）の整備

国の設置基準を満たした認可保育所について、民間の力を活かした施設整備を計画的に推進します。

(2) 区立保育園（認可保育所）の改築・移転整備

施設が老朽化した区立保育園について、国有地等を活用して計画的に改築・移転整備を行うとともに、その機会を捉えて受入定員の拡大を図ります。

(3) 地域型保育事業の整備

子ども・子育て支援新制度に基づく地域型保育事業について、地域のニーズに応じた整備を計画的に推進します。

(4) 認証保育所等の新制度への移行支援

認証保育所等の認可外保育施設や家庭福祉員等について、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に伴い、事業者の意向を踏まえつつ、認可保育所や地域型保育事業への移行支援を進めます。

(5) 区立子供園の改築

老朽化した区立子供園について、計画的な改築を進めるとともに、その機会を捉えて幼児教育・保育環境を充実します。

地域型保育事業

主に0～2歳児を対象とした、区市町村の認可事業。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育がある。

・家庭的保育

家庭的雰囲気の下で少人数（定員5名以下）対象に保育を実施する。

・小規模保育

認可保育所に比べ小規模な環境（定員6～19名）で、保育を実施する。

・事業所内保育

区内の事業所が自社の従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を実施する。

・居宅訪問型保育

病気や障害などの理由から、集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で1対1の保育を実施する

区立子供園

保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ、就学前の教育及び保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設

- (6) 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大
増加傾向にある保育需要に対して、地域の社会資源を有効活用するため、事業者の意向を踏まえつつ、私立幼稚園における長時間預かり保育事業補助の拡大を図ります。
- (7) 保育士等の人材確保
区内私立保育園等に勤務する保育士等の人材確保と定着化を図るため、保育士等の処遇改善に要する経費や保育士資格取得経費の一部を補助するほか、区の就労支援センター等と連携した就職セミナー・面接会等を実施します。
- (8) 保育に関する利用相談・情報提供の充実
新たな地域子育て支援拠点となる各保健センター内の（仮称）子どもセンターにおいて、身近な地域できめ細やかな保育相談や利用手続きを実施するとともに、地域の保育施設・保育サービスに関する情報の収集・提供の充実に図り、保護者のニーズに応じた施設・サービスの利用を支援します。

2 多様な保育サービスの推進 実

保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身共に健全に発達できるよう、障害児保育、延長保育、病児保育、緊急一時保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

- (1) 障害児保育の充実
障害のある乳幼児がいる保護者の保育ニーズに対応できるよう、区立保育園における障害児指定園の拡大を図ります。また、障害の程度に応じて、その他の区立保育園及び私立保育園でも受け入れていきます。
- (2) 私立保育園における延長保育の拡充
保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育時間の延長利用に対する需要に応えるため、延長保育を実施する私立保育園を拡充します。
- (3) 病児保育の充実
病気やけがなどにより、集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行う、病児保育の充実に図ります。
- (4) 緊急一時保育の実施
保護者の疾病や出産等の理由により、緊急に保育を必要とする乳幼児を、区立保育園及び子育てサポートセンター（区立保育園の4か所に設置）にお

いて一時的に預かる緊急一時保育を実施します。

3 就学前教育の充実

乳幼児の発達段階に応じた成長のための支援を充実し、幼稚園や保育園から小学校に続く「学びの連続性を重視した教育」を推進します。

(1) 就学前教育施設合同研修の実施

区内就学前教育施設（私立幼稚園、区立子供園、各保育施設等）の保育者同士や小学校教員との合同研修会等を通して、実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深めるとともに、意識を高め、小学校に続く「学びの連続性を重視した教育」を進めます。

(2) 幼保小連携推進施設の指定

「幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」（平成26年2月策定）を踏まえ、連携推進施設として指定した区立子供園及び小学校において、接続期の指導や交流活動の工夫・改善に関する実践・検証を行い、その成果を基に、幼保小連携の一層の充実を図ります。

(3) 教育推進体制の再構築

区内全ての就学前教育施設がより質の高い教育を行うことができるよう、教育推進体制を再構築し、就学前教育の一層の充実を図るため、（仮称）就学前教育センター構想の検討を行います。

施策 障害児支援の充実

現状と課題

- 早期発見・早期療養の取組により、未就学の発達障害児の療育希望者が急増したことを受け、民間の児童発達支援事業所の設置の促進を図ってきました。
- 療育を受けた児童等の地域生活が円滑に営めるよう、こども発達センターの地域支援機能の一層の充実を図り、関係機関や障害児の家族の支援に取り組む必要があります。
- 重症心身障害児の在宅療養が進む一方、重症心身障害児を対象とした事業所が区内にないことから、対応できる療育施設の整備が急務となっています。

施策の目標

- 障害の種別や程度にかかわらず、乳幼児期から学校を卒業（18歳まで）するまで、切れ目のない支援（療育等）を身近な地域で受けられ、安心して生活しています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
療育が必要な未就学児の事業所通所率	86.6%	—	95%	100%	100%
保育所等訪問支援を行った区内施設の割合	3.4%	—	100%	100%	100%
放課後等デイサービスに通所している重症心身障害児の率	6.0%	—	15%	15%	15%

施策	事業	主な取組
障害児支援の充実	1 こども発達センターの療育等の充実 実	⇒ (1)地域支援事業(保育所等訪問支援、相談支援、民間の児童発達支援事業所等支援)の実施 (2)医療相談・専門相談・個別指導 (3)たんぽぽ園中重度障害児の通園指導
	2 障害児発達相談	⇒ (1)発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援
	3 産後における母子支援の充実	⇒ (1)あそびのグループ事業の実施(再掲)
	4 重症心身障害児の療育支援 実	⇒ (1)児童発達支援事業所の設置・運営 (2)重症心身障害児対応放課後等デイサービス事業所の設置
	5 障害児保育の実施	⇒ (1)障害児保育の充実(再掲) (2)保育対応型児童発達支援保育料助成
	6 学童クラブの充実	⇒ (1)障害児・重度重複障害児の受け入れ推進等(再掲)

1 こども発達センターの療育等の充実 実

こども発達センターは、心身の発達の遅れや偏りのある子どもに対し通所により療育を行う通所支援機能と障害児が所属する幼稚園等への支援や相談支援を行う地域支援機能を持った、児童福祉法上の児童発達支援センターです。

(1) 地域支援事業（保育所等訪問支援、相談支援、民間の児童発達支援事業所等支援）の実施

保護者等からの要請により、専門職が保育園や幼稚園等を訪問し、集団生活が円滑に送れるよう、支援・助言を行います。

障害児一人ひとりのニーズに応じたサービス利用のコーディネートや、児童支援利用計画等の作成に関する相談支援を行います。

発達障害児の支援者を対象に、障害とその支援についての知識と支援技術の向上を図るため講座を企画実施します。

(2) 医療相談・専門相談・個別指導

中重度の障害児を対象に、言語・心理や理学療法・作業療法の個別指導を行います。必要に応じて医療相談や専門相談などを実施します。

(3) たんぽぽ園中重度障害児の通園指導

中重度の障害児を対象として通園でのグループ指導を行い、楽しく遊ぶ経験を通して心身の発達を促し、集団活動の中で社会性や協調性を身につけていきます。

2 障害児発達相談

(1) 発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援

発達に遅れや偏りの心配のある未就学児とその家族を対象に、適切な支援につながるように、子どもの発達状況を把握し療育先等に係る相談や調整等を行う相談支援体制を整備します。ひとり一人のニーズに応じた支援の利用計画の作成を推進し、支援の充実を図っていきます。

3 産後における母子支援の充実

(1) あそびのグループ事業の実施（再掲）→108ページ

4 重症心身障害児の療育支援 実

重症心身障害児が身近な地域で十分な支援が受けられるよう、重症心身障害児を対象とした未就学児の療育施設や就学児の放課後等デイサービス事業所の設置を進めます。

(1) 児童発達支援事業所の設置・運営

区立施設再編計画に基づき、統廃合後の学校跡地を活用して、医療的ケアが必要な重症心身障害児等の受け入れが可能な児童発達支援事業所を設置し、未就学の重症心身障害児も十分な療育が受けられるよう支援します。

(2) 重症心身障害児対応放課後等デイサービス事業所の設置

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が、放課後や長期休業中に安心して過ごすことができる居場所を確保するため、重症心身障害児等を受け入れることができる放課後等デイサービス事業所を設置します。

5 障害児保育の実施

(1) 障害児保育の充実（再掲）→120ページ

(2) 保育対応型児童発達支援保育料の助成

医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者の就労を支援するため、保育対応型児童発達支援事業所の利用に係る独自保育料に対する助成を行います。

6 学童クラブの充実

(1) 障害児・重度重複障害児の受け入れ推進等（再掲）→128ページ

施策 子ども・青少年の育成支援の充実

現状と課題

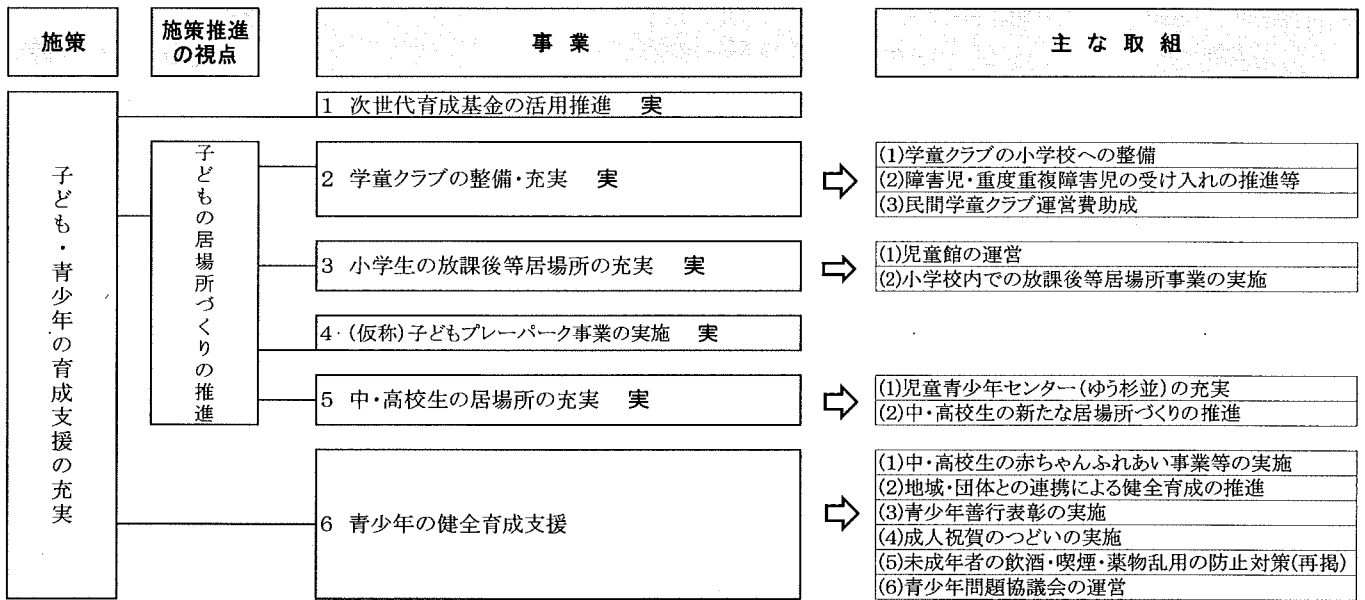
- 次代を担う子ども・青少年が、視野を広げ、夢に向かって健やかに成長するためには、多様な体験・交流の機会を充実するとともに、それらに参加しやすい仕組みづくりが必要です。
- 女性の就業率の高まりを背景にした就学前の保育需要と同様に、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応するとともに、より安全・安心な育成環境の整備が必要です。
- 子ども・青少年が、より幅広い支援を受けられたり、仲間づくりを進めることができるよう、放課後等の居場所の整備・充実が求められています。

施策の目標

- 子ども・青少年が、自主性・社会性などを身に付け、夢を描きながら健やかに成長するための支援の仕組みづくりが進んでいます。
- 学童クラブや放課後等の居場所の整備が推進され、地域の人や団体の支援を受けながら児童の健全育成環境の充実が図られ、安心して働きながら子育てができる環境が整っています。

施策の目標値

指標名	これまでの実績		目標値		
	25年度	26年度 (目標)	29年度	31年度	33年度
将来の夢・目標が定まっている子ども（高校生）の割合	58.9%	70%	72%	73%	75%
学童クラブの待機児童数	49人 (26年4月)	0人	0人	0人	0人



1 次世代育成基金の活用推進 実

次世代育成基金を活用して、子ども・青少年が広く社会に関心を持ち、健やかに成長できるよう、国内外における自然・文化・芸術・スポーツなどのさまざまな体験・交流事業への参加を支援します。また、基金の趣旨の一層の周知と応援寄付募集の取組を進めるとともに、基金活用事業の拡充を図ります。

子どもの居場所づくりの推進 実 事業2～5

子ども・青少年を取り巻く状況の変化等を踏まえて、より一層安全・安心で魅力ある、多様な居場所づくりを推進し、小学生及び中・高校生の健全育成支援の充実を図ります。

2 学童クラブの整備・充実 実

保育需要と同様に、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応するとともに、より安心・安全な育成環境の整備・充実を図ります。

(1) 学童クラブの小学校への整備

区立施設再編整備計画に基づき、小学校の余裕教室等を活用した学童クラブの整備を段階的に進め、児童の行き帰りの安全確保とともに、校庭や体育館などを活用して需要に応じた育成環境の充実を図ります。

なお、こうした取組が実現するまでの間は、既存の児童館内学童クラブで運営を継続し、必要に応じてスペースの拡充等を進めていきます。

(2) 障害児・重度重複障害児の受け入れ推進等

全ての学童クラブにおいて、障害児の受け入れ推進を図るとともに、専門職による巡回指導を行い、障害に応じたきめ細やかな対応を実施します。また、重度の身体障害と知的障害を併せ持つ児童の学童クラブの受け入れ体制を整備するほか、自力で学童クラブへの通所が困難な障害児を支援するため、通所支援ボランティアの育成を進めます。

(3) 民間学童クラブ運営費助成

民間事業者が運営する学童クラブで、区が定めた基準を満たすものについて運営費の一部を助成し、安定した運営とサービスの質の確保を図っていきます。

3 小学生の放課後等居場所の充実 実

地域や関係団体等との連携・協力による多様な居場所づくりを進め、小学生の健全育成支援の充実を図ります。

(1) 児童館の運営

児童館については、区立施設再編整備計画に基づき、現在の児童館が果たしている機能・サービスを、身近な小学校や新たに19か所程度整備する(仮称)子どもセンター等で継承し、充実・発展させる取組を段階的に進めます。こうした取組が実現するまでの間は、現在の児童館における各種の事業を引き続き実施し、事業内容の充実等を図っていきます。

(2) 小学校内での放課後等居場所事業の実施

放課後子ども教室の実績がある学校や、学童クラブが校内に設置された学校などを対象に、地域団体との協働による運営も視野に、放課後等居場所事業を段階的に拡充して実施し、学童クラブ利用児童との交流機会を確保するなど、現在の児童館が果たしている小学生の居場所となる機能を継承し、充実・発展させる取組を進めます。

4 (仮称)子どもプレーパーク事業の実施 実

区内の公園を活用して、子ども達が自らのアイデアや創造力を活かし、自由に遊びを作り出すことができる、(仮称)子どもプレーパーク事業を、地域団体等との協働により実施します。

5 中・高校生の居場所の充実 実

児童青少年センター(ゆう杉並)の充実を図るとともに、中・高校生の居場所づくりの検討・具体化を進めます。

(1) 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実

中・高校生世代にとって、より利用しやすく、魅力ある居場所となるよう、中・高校生運営委員会をはじめとする利用者の意見等を聴きながら、児童青少年センター(ゆう杉並)の運営の充実を図ります。

(2) 中・高校生の新たな居場所づくりの推進

児童青少年センター(ゆう杉並)の利用実態等を踏まえ、中・高校生がより一層気軽に集い交流し、仲間づくりをすることができる新たな居場所づくりの検討・具体化を進めます。

6 青少年の健全育成支援

青少年が自主性・社会性・創造性等を高めながら健やかに成長できるよう、支援の充実を図ります。

(1) 中・高校生の赤ちゃんふれあい事業等の実施

中・高校生が赤ちゃんとふれあう事業や心と体の悩みに関する講座、大学生と交流する事業などを通じて、他者への関心や共感能力を高めるとともに社会性等を育むための取組を実施します。

(2) 地域・団体との連携による健全育成の推進

子ども・青少年の健全育成に取り組む地域団体等の活動を支援するとともに、それらの団体等との協働により、「すぎなみ舞祭」などの各種事業を実施することを通して、地域全体で子ども・青少年の健全育成を支える取組を推進します。

(3) 青少年善行表彰の実施

善い行いをした青少年を表彰し、日常的に善行に努める気運を高め、青少年の健全育成を図ります。

(4) 成人祝賀のつどいの実施

新成人の門出を、地域社会全体で祝うとともに、社会人としての自覚を促すため、成人祝賀のつどいを実施します。

(5) 未成年者の飲酒・喫煙・薬物乱用の防止対策（再掲） →30ページ

(6) 青少年問題協議会の運営

青少年問題に関する区の施策、事業に対して、必要な事項を調査・審議するとともに、区内の関係機関、団体との連絡調整等のために区長の附属機関として設置している青少年問題協議会を運営します。

ご意見をお寄せください

～ 杉並区保健福祉計画（平成27年度～31年度）（案）について ～

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）

1 杉並区内にお住まいの方

お名前：	ご住所
------	-----

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前	ご住所
勤務先	
学校名	所在地

3 事業者の方

事業者名	所在地	代表者名
------	-----	------

【ご意見をご記入ください】

【提出方法】 ご記入後、この用紙を受け取られた窓口に直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファクスでお送りください。Eメールでもご意見をお受けしています。また、区公式ホームページの「電子掲示板」にご意見を書き込むこともできます。なお、「電子掲示板」を初めてご利用される場合は、事前登録が必要になります。

☆ 期 限 平成27年1月5日（月）必着
☆ 提出先 杉並区保健福祉部管理課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電 話 03（3312）2111（代表） 内線1344
FAX 03（3312）2197
E-mail hoken-kanri@city.suginami.lg.jp
区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

◎ ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成27年4月頃に広報すぎなみなどで公表する予定です。